

第 8 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成22年3月18日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

平成22年3月18日（木曜日）

午前10時 開議
午前11時13分休憩
午前11時20分開議
午後0時38分休憩
午後1時30分開議
午後2時22分休憩
午後2時29分開議
午後3時25分休憩
午後3時34分開議
午後4時43分休憩
午後4時49分開議
午後5時17分閉会

本日の会議に付した事件

議案第46号 平成22年度熊本県一般会計予算
議案第49号 平成22年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算
議案第61号 平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
議案第66号 平成22年度熊本県病院事業会計予算
議案第75号 熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の制定について
議案第85号 財産の処分及び無償譲渡について
議案第86号 財産の無償貸付けについて
議案第91号 熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定について
請第35号 障がい者への差別をなくすための条例の制定に関する請願
請第36号 現行保育制度の維持と子育て支

援施策の拡充について国への意見書提出を求める請願
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について
報告事項

- ①悪臭防止法に基づく規制地域等の見直しについて
- ②熊本地域地下水総合保全管理計画（行動計画）の取組状況について
- ③平成21年度水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果について
- ④熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要について
- ⑤公共関与による管理型最終処分場の整備について
- ⑥熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（案）等について
- ⑦水俣病対策の状況等について
- ⑧熊本県消費者施策の推進に関する基本計画について
- ⑨ホームレス実態調査結果の概要について
- ⑩病院開設に係る中止勧告無効等確認請求事件の終結について
- ⑪肝炎対策に係る医療費助成制度の拡充について

出席委員（8人）

委員長 池田和貴
副委員長 山口ゆたか
委員 小杉直
委員 岩中伸司
委員 藤川隆夫
委員 鎌田聡
委員 佐藤雅司
委員 早田順一

欠席委員（なし）
委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 森 枝 敏 郎
医 監 東 明 正
次 長 坂 田 正 充
次 長 本 田 惠 則
健康福祉政策課長 古 森 誠 也
首席健康福祉審議員兼
社会福祉課長 坂 田 憲 久
少子化対策課長 吉 田 勝 也
高齢者支援総室長 江 口 満
高齢者支援総室副総室長 古 谷 秀 晴
高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之
障害者支援総室長 前 田 博
障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治
障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典
医療政策総室長 倉 永 保 男
医療政策総室副総室長 永 井 正 幸
健康づくり推進課長 岩 谷 典 学
健康危機管理課長 末 廣 正 男
薬務衛生課長 内 田 英 男

環境生活部

部長 駒 崎 照 雄
次 長 横 田 堅
次 長 益 田 和 弘
次 長 谷 崎 淳 一
首席環境生活審議員兼
環境政策課長 園 田 素 士
環境政策監兼
環境立県推進室長 森 永 政 英
環境保全課長 宮 下 勇 一
水環境課長 小 嶋 一 誠
自然保護課長 岡 部 清 志
廃棄物対策課長 山 本 理
廃棄物公共関与政策監兼
公共関与推進室長 中 島 克 彦
首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 野 田 正 広
水俣病審査課長 寺 島 俊 夫
首席環境生活審議員兼
食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆
交通・くらし安全課長 高 野 利 文
人権同和政策課長 吉 田 國 靖
土木部
建築審議員兼
建築物安全推進室長 坂 口 秀 二
病院局
病院事業管理者 若 本 隆 治
総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英
政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時開議

○池田和貴委員長 それでは、定刻前でございますが、全員おそろいでございますので、ただいまから第8回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託されました請願、請第35号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第35号についての説明者を入室させてください。

（請第35号の説明者入室）

○池田和貴委員長 それでは、説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第35号の説明者の趣旨説明）

○池田和貴委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

どうもお疲れさまでございました。

（請第35号の説明者退室）

○池田和貴委員長 次に、本委員会に付託された議案等について審査を行います。健康福祉部、環境生活部、病院局とも相当の事務量がありますので、健康福祉部及び病院局と環境生活部の出席を分けて説明を求めるといたしました。

本日は、日程の都合上、環境生活部から先に行います。

なお、採決及び請願の審査は、健康福祉部及び病院局関係の審議が終わった後に行います。

では、始めますが、質疑は、付託された議案及びその他の報告について説明を求めた後、一括して受けたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それではまず、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、駒崎環境生活部長。

○駒崎環境生活部長 おはようございます。

それでは、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げておりますのは、予算関係2議案、条例関係2議案の合計4議案でございます。

まず、第46号議案の平成22年度熊本県一般会計予算でございますが、総額128億3,100万円余を計上しております。

その主なものについて御説明を申し上げます。

まず、地球温暖化対策につきましては、温室効果ガスの排出量削減が緊急かつ重要な課題であります。県内総排出量の5割以上を占める事業活動からの排出削減対策として、今定例県議会に提出しています条例案に基づく温暖化対策計画の策定や、省エネ設備の導入

及びエコ通勤実施などの取り組みに支援を行い、事業者の自主的取り組みの促進に努めてまいります。

有明海・八代海の再生につきましては、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づき、種々の環境保全活動に取り組むとともに、地域協働体制づくりを行ってまいります。また、有明海や八代海の水質環境基準未達成地域における重点的な水質調査を実施いたします。

地下水対策につきましては、水量、水質の両面から引き続き常時監視に努めるとともに、多面的な活用に向け、湧水源の管理実態に係る基礎調査や調査研究、湧水源を生かした地域活性化への支援等にも取り組んでまいります。

シカによる森林被害対策等につきましては、第3期特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な頭数に管理誘導するため、引き続き、捕獲を行う市町村に対する補助を行うなど、捕獲体制の整備を図ってまいります。

廃棄物対策につきましては、公共関与による管理型最終処分場の建設について、地元への説明会や地質調査など、施設整備に向けた取り組みを推進いたします。また、廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用、適正な処理の促進に取り組んでまいります。

水俣病対策につきましては、去る3月15日に熊本地方裁判所から和解のための所見が示されるなど、全面的な解決に向けた動きが進んでおりますが、今回の予算案はこうした動きの前に編成されておりますので、これまでの制度に沿った経費を中心に計上いたしております。和解成立等を受けた救済を実施する場合には、補正予算での措置をお願いするなど、適切に取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、今年度中に策定する熊本県消費者施策の推進に関する基本計画に沿って、消費生活相談機能の強化や多重債務者問題に係る施策の充実などに取り組

んでまいります。特に多重債務者問題につきましては、債務整理から生活再建までの一貫した支援に取り組んでまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、地域防犯力の一層の強化及び交通事故の抑止に取り組んでまいります。また、犯罪被害者等の支援について、被害者やその家族または遺族が必要とする支援を適切に受けられるよう、各種施策を進めてまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初めハンセン病や障害者をめぐる問題等、さまざまな人権問題の解決に向け、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づき、県民の人権意識の高揚を図るための取り組みを進めてまいります。

次に、第61号議案の平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額等を計上しております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は255億3,000万円余となります。

次に、第76号議案の熊本県地球温暖化の防止に関する条例の制定についてでございますが、これは、地球温暖化対策に関する事業者、県民等の自主的かつ積極的な取り組みを促すとともに、県として総合的、計画的に取り組んでいくこと等について定めるものでございます。

次に、第86号議案の財産の無償貸付けについてでございますが、これは、県が水俣市に委託しております水俣病認定検診業務に係るカルテ等の保管を水俣市が引き続き行うため、倉庫を無償で貸し付けるものでございます。

このほか、悪臭防止法に基づく規制地域等の見直しについてなど、8件について御報告をさせていただくこととしております。

以上が今回の概要ですが、詳細につきまし

ては、関係各課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。着座のまま説明させていただきます。

説明資料の74ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきまして御説明申し上げます。

最初に、2段目の公害対策費の1の職員給与費について御説明いたします。

この職員給与費は、平成22年1月現在の職員を対象として計上しております。

環境政策課分で2億9,777万円余、環境生活部全体では16億4,500万円余、前年比で5,000万円余の減額となっております。

職員給与費につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、1段目にお戻りいただきまして、1段目の計画調査費の1のエネルギー対策費でございますが、主な事業といたしましては、(1)は、水力発電施設に係る電源立地市町村に対する交付金、(2)は、八代市に立地する石油貯蔵施設の立地市及び周辺町に対する交付金でございます。

次に、2段目の公害対策費の2の公害対策促進費でございますが、主な事業は、部長室や課の運営費、秘書業務の委託費に要する経費でございます。

次に、公害対策費の3. 環境政策推進費でございますが、主な事業といたしましては、環境センター運営事業で、熊本県環境センターの指定管理部分を含めた管理運営等に要する経費でございます。

75ページをお願いいたします。

説明欄の4の環境立県推進費でございます

が、主な事業といたしましては、(1)の干潟等沿岸海域再生推進事業でございますけれども、有明海・八代海の再生に向けました地域の環境保全活動団体への啓発等の支援に要する経費でございます。

(2)のバイオマス利活用推進事業は、バイオマスの利活用を推進するための普及啓発及び事業化支援に要する経費でございます。

(3)のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業につきましては、県民総参加による地球温暖化対策の推進を図るための経費でございます。

(4)の市町村地球温暖化対策推進事業につきましては、地域グリーンニューディール基金を財源とした市町村が実施する公共施設等の省エネ改修等への助成でございます。

(5)の環境基本指針・基本計画策定事業については、平成22年度に計画期間が終了する熊本県環境基本指針及び熊本県環境基本計画を改定するために要する経費でございます。

なお、この計画とあわせまして、地球温暖化対策推進計画も改定する予定としております。

(6)の事業者計画書制度促進事業につきましては、今回提案をいたしております熊本県地球温暖化の防止に関する条例案に基づく事業者の温暖化対策計画書の提出及び省エネ設備導入に対する支援に要する経費でございます。

76ページをお願いいたします。

(7)のエコ通勤等促進事業については、(6)と同様、条例案に基づき事業者が行うエコ通勤促進のための設備設置や啓発活動の支援に要する経費でございます。

(8)の循環型社会啓発推進事業については、地域NPO等と協力しまして、生活に密着したバイオマス利活用活動を実施するための経費でございます。

次に、チッソ株式会社貸付金県債償還等特別会計繰出金についてでございます。これ

は、平成7年の一時金県債と特別県債の22年度の償還に係るもののほか、新救済策に係ります一時金支払い支援に関する繰出金でございます。

以上、一般会計で41億6,046万円余を計上いたしております。

次に、77ページをお願いいたします。

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計についてでございますが、この特別会計はチッソ支援に係る県債の償還分で、元金、利子とそれぞれ2段ずつに記載しておりますが、上から公害防止事業債、いわゆるヘドロ県債でございますけれども、ヘドロ県債と患者県債、それから、次の78ページの上から2段が平成7年の一時金県債の約定償還分となっております。3段目の特別貸付金はチッソ株式会社への貸付金、4段目及び次の79ページの1段目は特別県債の約定償還分となり、2段目、3段目は新救済策に係る一時金支払い支援の出資金等を計上いたしております。これは昨年と同額を計上いたしております。

合計といたしまして、126億9,914万円余を計上いたしております。

続きまして、条例議案について説明させていただきます。

105ページをお願いいたします。

条例議案につきましては、105ページからになります。熊本県地球温暖化の防止に関する条例の制定について御説明いたします。

条例案は、105ページから120ページまでの16ページにわたっております。説明の方は、121ページと122ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

121ページをお願いいたします。

まず、条例制定の趣旨でございますが、事業者、県民等の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を推進し、温室効果ガスの排出量が自然界の吸収量に相当する量以内に削減されると同時に生活の豊かさを実感できる低炭素社

会の実現に寄与するためということにしております。

次に、条例の内容でございますが、(1)から(3)まで、条例の目的、定義、理念を掲げております。

第1条に、条例の目的である低炭素社会の実現に寄与することを規定し、第3条には、本条例の3つの理念である各主体による自主的・積極的な推進、総合的・計画的な推進、地球温暖化対策と県経済の持続的発展及び県民生活の両立を掲げ、条例の基本的な考え方を示しております。

(4)の第4条から第9条までは、県や事業者、県民等の責務を規定しております。

(5)には、地球温暖化対策に関する施策の推進としまして片仮名のアからコまで、条例案では、第10条から44条まで地球温暖化対策の方向性を示しております。

片仮名のアでございますけれども、県による地球温暖化対策として、推進計画の策定や率先行動等を記載しております。

それから、イでございますけれども、事業活動に係る地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出抑制やそのための対策措置等に関する計画書と毎年度の実績報告書の提出をお願いする事業活動温暖化対策計画書制度の導入等を規定しております。

ウには、日常生活等に係る地球温暖化対策について規定しております。

エでは、交通及び自動車に係る地球温暖化対策として、大規模事業所のエコ通勤の取り組みに関する3年間の計画書と毎年度の実績報告書を提出していただくエコ通勤環境配慮計画書制度の導入等を規定しております。

オでは、建築物に係る地球温暖化対策として、一定規模以上の建築物を新築、増改築等をするときの建築物の環境配慮の計画書等を提出いただく建築物環境配慮計画書制度の導入等を規定しております。

それから、カでは、農林水産業に係る地球

温暖化対策として、地産地消や森林整備保全等を規定しております。

また、クでは、再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策として、太陽光発電設備等の導入促進等を規定しております。

そのほか、廃棄物の発生抑制、環境教育、学習の推進等について規定しております。

(6)から(8)まで、条例案では、第45条から52条までは、中小企業者への地球温暖化対策への支援、地球温暖化防止活動推進センター等との連携及び協働による対策の推進、勧告及び公表等を規定しております。

次のページをお願いいたします。

(9)でございます。(9)は、市町村条例との関係、それから、(10)から(13)までは、附則として、条例制定から5年経過後の条例の見直し等を規定しております。

条例の施行日は、平成22年4月1日等としておりますが、その一部分、例えば建築物環境配慮計画書制度につきましては、半年後の施行といたしております。

以上が環境政策課の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○宮下環境保全課長 環境保全課でございます。着座して説明させていただきます。

説明資料の80ページをお願いいたします。

公害対策費といたしまして1億2,200万円余を計上しております。

右側の説明欄2の環境政策推進費でございますが、主な事業として石綿健康被害救済給付事業を掲げておりますが、本事業は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づきまして設置されております独立行政法人環境再生保全機構が管理しております基金に対して応分の負担、拠出を行うものでございます。

次に、公害規制費として7,300万円余を計上しております。

説明欄1の公害防止指導費でございます

が、主な事業として大気生活環境対策事業を掲げておりますが、本事業は、騒音、振動、悪臭規制に関する地域指定や基準の設定、また、市町村の事務となっております改善、指導等の事務に対する技術支援を行うとともに、阿蘇くまもと空港周辺の航空機騒音調査を実施するものでございます。

説明欄2の公害監視調査費の主な事業の大気汚染環境調査事業は、県内36測定局及び移動測定車で大気汚染の常時監視等を行うものでございます。

以上、合計で1億9,600万円余を計上しております。

よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項がございまして、報告資料の9ページをお願いいたします。

悪臭防止法に基づく規制地域等の見直しについての報告でございまして。

書き出し部分の1行目の中ほどからになりますが、平成20年2月に環境審議会の答申を得て策定いたしました基本方針に基づきまして、規制地域及び規制基準の見直しを行うこととしております。

1の見直しの背景でございまして、その前に、下の参考欄の1に悪臭防止法に基づく規制事務等について記載いたしておりますので、まず参考欄をごらんいただきたいと思っております。

規制基準の設定に関しましては、市町村長の意見を聞いて知事が行い、事業場等に対する改善、指導等は市町村が行うということになっております。

1の(1)に戻りますけれども、現在の規制状況についてですが、県内に多くの未規制地域が存在しております。

(2)ですが、このたびの市町村合併に伴いまして、同一市町村内にこれまで規制がまちまちであった旧市町村域が混在することになり、均衡を欠く状態が生じております。

(3)平成7年度の見直しから14年が経過し

ており、市町村から規制基準等の見直しが求められております。

2の見直しの概要でございまして、(1)規制地域は県内全域といたします。

(2)規制基準は、原則としてA基準とします。ただし、農業振興地域の農用地区域につきましてもB基準の適用も可ということにしております。

3今後の予定でございまして、本年5月施行の予定で、現在、市町村長の意見を聞くなど、作業を進めているところでございます。

以上でございまして。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございまして。着座のまま御説明申し上げます。

当初予算の説明資料の81ページをお願いいたします。

81ページのまず計画調査費でございまして。本年度は、1億6,200万円余を計上しております。

主な事業につきましては、右側説明欄にございまして、1の公営企業貸付金1億4,300万円余でございまして。

これは昭和53年度から行っているものでございまして、企業局が経営する工業用水道事業会計、具体的には、有明工業用水道事業の事業運営に係る資金不足に対する一般会計からの貸付金でございまして。後ほど工水につきましても——一般会計からの繰出金、これも同じようにルール化されておりますけれども、この繰り出しを行ってもなお資金不足が生ずる場合に貸し付けを行うルールができています。

続きまして、2の水資源開発調査費でございまして。

(1)熊本の水「夢戦略」事業200万円余でございまして。

本県のすぐれた地下水を活用促進するための事業でございまして、21年度に引き続き行

うものでございます。内容的には、後ほど報告の中で触れさせていただきますが、水の戦略会議の設置運営費、それから白川中流域の台地部で行います水田湛水事業等の事務費でございます。

(2)熊本地域地下水保全協働推進事業140万円余は、白川中流域におきます水田湛水事業等を推進するための事務費でございます。

続きまして、82ページをお願い申し上げます。

82ページは、3. 地下水保全対策費1,300万円余を計上しておりますが、主な事業といたしまして、新規事業でございますが、熊本の水資源保全活用事業1,150万円余を計上しております。本県の宝とも言えます地下水を初めとした水資源の保全のために、湧水源等の管理実態調査、あるいは森林の涵養量に関する調査研究、市町村等が実施します遊水公園等の整備等に対する補助事業等に取り組むこととしております。

次に、公害対策費でございますが、本年度は1,400万円余を計上しておりますが、主な事業につきましては、右側説明欄、地下水位監視事業670万円余でございます。県内に設置しております県の地下水位の観測井によりまして、地下水位の常時監視を行う事業でございます。

次に、公害規制費でございます。5,700万円余を計上しております。

主な事業といたしましては、右側説明欄にございますが、1の公害防止指導費といたしまして、水環境教育・県民運動推進事業280万円余がでございます。

次に、2の公害監視調査費でございます。

主な事業としまして、(1)水質環境監視事業2,600万円余でございます。

水質汚濁防止法に基づきまして、知事は、河川、湖沼、海域の公共用水域の汚濁の状況を常時監視することとされておまして、水質監視計画に基づく監視を行う事業でござい

ます。

次に、(2)の水質環境重点調査事業1,100万円余でございます。

海域環境の基礎的なデータの集積が少ない八代海・有明海におきまして、モデル海域を設定いたしまして重点的な調査を実施し、水質汚濁の原因分析等を行う事業でございます。本年度は、有明海におきまして調査を実施することとしております。

次の(3)地下水質監視事業1,100万円余でございます。

水質汚濁防止法に基づきまして、地下水の水質汚濁状況の常時監視を県内に設けております500近くの井戸で行う事業でございます。

続きまして、環境整備費でございます。5,200万円余を計上しております。

主な事業としましては、右側説明欄にございますが、1. 上水道費、(1)上水道費といたしまして960万円余を計上しております。水道施設の整備や維持管理等の指導を行う事業でございます。

次に、84ページをお願いいたします。

次の(2)水道未普及地域解消対策推進事業530万円余につきましては、今年度の新規事業でございます。本県の水道未普及地域は、維持管理等多くの課題を抱えてございます。この未普及地域につきまして、市町村と連携をいたしまして、モデル的に未普及地域の実態調査を行いまして、未普及地域解消のための対応方策を検討する事業でございます。

次の(3)水道広域化施設整備利子補給事業3,300万円余につきましては、県が策定をいたしました環不知火海圏域公益的水道整備計画に基づきまして、上天草・宇城水道企業団が県の八代工業用水の未利用水を上水に転用した水道用水供給事業に対する企業債の利子償還金に対しまして、平成15年度から補助を行っているものでございます。

最後に、工業用水道事業会計繰出金2億70

0万円余でございます。

右側説明欄でございますが、有明工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対する一般会計からの繰出金でございます。

冒頭、貸付金のところで御説明申し上げましたが、昭和53年に知事部局と企業局の協議の上、元利償還金等につきまして、施設の遊休率を乗じた分につきまして一般会計から繰り出しを行っているものでございます。

水環境課は以上で6億3,400万円余を計上しております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

引き続きまして、報告事項が3件ございますので、報告事項の資料の方をお願いいたします。

資料の10ページでございます。

熊本地域地下水総合保全管理計画(行動計画)への取り組み状況でございます。

この点につきましては、これまでも随時御報告を申し上げてまいりましたが、1の経緯のところに、平成20年の9月に、県と熊本地域13市町村で標記計画を策定いたして取り組みを進めているところでございます。

2に、第1期行動計画の概要を書いておりますが、策定主体は、県と13市町村になります。

(2)の計画期間、これは行動計画の計画期間を書いておりますが、21から25年度までを第1期としております。

(3)計画の概要でございますが、行動計画の中では6つの取り組みを書いております。地下水涵養対策、節水対策、水質保全対策、それから県の地下水保全条例の見直し、普及・啓発、地下水の持続性を確立するための仕組みづくりでございます。

恐れ入りますが、別紙の1が12ページにございますが、大変小さくなっておりますけれども、一番左の総合保全管理計画に基づく取り組みを、ただいま申し上げました6つの取

り組みに従いまして、さまざまな対策をとるものでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

前の10ページにお戻りいただきたいと思っております。10ページの真ん中ほどでございます。

3行動計画に基づく21年度の主な取り組みといたしまして、3つほど挙げてございます。

まず、(1)水の戦略会議の設置でございます。

水の戦略会議は、本県の質、量ともにすぐれた地下水を県民共有の財産として保全、活用するために設置されたものでございまして、3回にわたって活発な意見交換が行われました。

会議では、特に、熊本地域で顕在しております地下水位の低下、湧水量の減少、硝酸性窒素濃度の上昇等に対する対策の強化が指摘されたところでございます。

また、計画に掲げられております地下水採取の抑制措置や地下水対策の中心となる新たな推進組織の設置、水道事業者など大口採取者が地下水対策の財源を負担する仕組みづくり、さらには地下水の多面的な活用などについても意見交換が行われまして、3月に中間提言として取りまとめられたところでございます。

この中間提言につきましては、大要、今申し上げた点でございますが、別紙の2ということで13ページに参考までにおつけしておりますので、この点につきましても、後ほどごらんいただければと思っております。

県といたしましては、この提言を関係機関にも周知しますとともに、県の戦略資源である地下水の保全と活用に生かしていくこととしているところでございます。

次に、(2)熊本県平成の名水百選の選定でございます。

本県には、県内に1,000カ所を超える湧水源がございまして、地下水の宝庫とされてお

りますけれども、近年、過疎化、高齢化等によりまして、十分な保全対策がとられていないところもあることから、そうした実態を把握し、すぐれた名水等につきましては顕彰を行うということを目的に取り組んでいるところでございます。

今年度は、各市町村から推薦が107カ所ございました。この107カ所につきまして、水の戦略会議の中に設けております選考部会の中で、水量、水質、周辺環境、親水性等々、総合的に審査をいたしまして、1次認定の候補地として推薦をいただきました50カ所をこのほど熊本県平成の名水百選として認定したところでございます。

別表の3に一覧表を添付しておりますが、現在、PR用のパンフレット等の作成をしておりますが、まだでき上がったきれいなものがございませんので、でき上がり次第、また委員にはお配りをいたしたいというふうに思っております。

この水の戦略会議におきまして推薦がございましたけれども、それ以外にもまだまだたくさん隠れた名水があるということで、今後も百選に向けて順次追加認定をしていってほしいという意見が出されましたので、県といたしましては、22年度以降、改めて追加募集を計画しているところでございます。

次に、(3)でございます。熊本県地下水保全条例の見直しに向けた取り組みでございます。

現行条例は平成12年に制定されてございますが、先ほど申し上げましたような地下水を取り巻く環境がかなり厳しくなっておりますので、そういった状況を踏まえまして、健全な水循環と水環境を保全する観点から、条例の見直しをするべく水の戦略会議の中で議論を深めております。県といたしましては、22年度に法制面からの検討を行いまして、早ければ、23年度中の条例改正、24年度施行を目指して準備を進めていこうとしてお

りまして、来年度以降、検討の状況につきましては随時議会の方に御報告を申し上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

検討しております主な内容につきましては、下欄に①から⑤まで掲げているところでございます。

なお、明19日に本年度2回目の熊本地域地下水保全対策会議を開催いたしまして、これら行動計画の一層の推進を図ってまいることとしているところでございます。

次に、15ページをお願いします。

15ページは、平成21年度水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果でございます。

1の調査の概要のところに書いてございますが、調査の目的、水俣湾の環境モニタリングは、平成9年に安全宣言を行って仕切り網を撤去し、その後3年間モニタリングを行いましたけれども、暫定的規制値をすべて下回っておりましたので、一たん環境モニタリングを終了するとともに、平成13年の3月に策定をいたしました水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、その後も水俣湾の環境調査に取り組んでいるところでございます。

今回報告を申し上げますのは、(2)の調査項目、調査時期のところの右側の通常調査の米印がついております水質、地下水、それから底質、動物プランクトンの10月以降の調査分でございます。

(3)の調査結果でございますが、①水質、地下水とも、すべての調査で総水銀の検出はございませんでした。②底質につきましても、3地点すべて暫定的除去基準値を下回っております。

次に、16ページの④をお願い申し上げます。

10月に実施をいたしました動物プランクトン調査につきましても、大きな変動はございませんでした。

次に、18ページをお願い申し上げます。

18ページは、熊本県手数料条例の一部を改正する条例案の概要でございます。議案第69号でございます。

これにつきましては、総務常任委員会に付託をされているところでございますが、本委員会に御報告を申し上げますのは、改正の趣旨のところをごらんいただきますと、土壤汚染対策法の一部改正に伴いまして、汚染土壌の処理業の許可というものが出来まいりました。これにつきましては、昨年9月議会で手数料条例をつくらせていただいております。

今回は、その更新と変更に係る許可手数料につきましても、国の指導に沿いまして、九州各県と歩調を合わせて規定するものでございまして、下欄の方でございますが、更新手数料の額22万4,000円、変更許可につきましては22万2,000円とするものでございまして、施行日は、22年4月1日となっております。

水環境課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡部自然保護課長 自然保護課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の85ページをお願いいたします。

まず、失業対策総務費であります。

説明欄にありますように、雇用対策として、21年度に引き続き、サルの生息頭数や行動範囲を14個体分について調査する経費930万円余であります。

次に、下段の鳥獣保護費であります。これは、野生鳥獣の保護や狩猟の行政指導等に要する経費であります。

主なものを御説明いたします。

説明欄の2の鳥獣保護等推進事業は、野生鳥獣保護の推進や狩猟における違法捕獲等の指導、取り締まり、鳥インフルエンザ等の確認に要する経費800万円余であります。

説明欄の3の鳥獣保護対策事業費のうち、

(1)の鳥獣保護対策事業は、鳥獣保護区等の整備やイノシシ、サルなどの有害鳥獣によります農林業被害を防止するために実施します捕獲や捕獲隊の補助経費1,130万円余であります。

(2)の特定鳥獣適正管理事業は、森林に多大な被害を及ぼしておりますシカについて、その生息数を適正な密度に誘導するため、市町村が取り組まれます有害捕獲等に対する補助やわなの講習会費4,170万円余であります。

続きまして、86ページをお願いいたします。

説明欄の5の鳥獣保護センター費は、傷病鳥獣の救護等を行っております御船町にあります鳥獣保護センターの管理運営費1,390万円余であります。

下段の自然保護費でございますが、これは、自然保護の総合的推進や希少野生動植物の保護、保全等に要する経費であります。

その主なものを御説明いたします。

説明欄の1の(1)は新規事業で、専門家の御意見を伺いながら、22年度に計画しております生物多様性地域戦略の策定に要する経費160万円余であります。

(2)の自然公園保護事業は、自然公園内の開発行為等にかかわる許認可に要する経費や国立公園の清掃活動に取り組む団体への補助など、300万円余であります。

2の自然環境保全対策事業費のうち、(1)の自然保護普及啓発事業は、県民の方を対象とした自然環境学習講座というものを実施しておりますけれども、その実施に要する経費でございます。

続いて、87ページをお願いいたします。

(3)の希少野生動植物保護対策事業は、希少野生動植物検討委員会の活動や運営、保護区におきます整備のための経費560万円余であります。

次に、下段の観光費であります。

これは、自然公園内の公園施設の整備、あるいは維持管理などに要する経費であります。

その主なものの経費としては、説明欄の2の観光施設整備事業費のうち、(1)新規事業でありますけれども、自然公園施設ソーラー化事業、これは、利用者の多い園地にありますトイレ関係におきまして、照明施設をソーラー型LEDに変更する整備経費1,400万円でございます。

88ページをお願いいたします。

(2)自然公園利用事業は、自然公園内のビジターセンター、トイレ等の施設や九州自然歩道の維持管理を市町村などに委託するための経費4,740万円余であります。

(5)の自然公園(観光)施設UD整備事業は、自然公園内にあります案内板や説明のための表示板につきまして、表示内容の変更と、英語、中国語、韓国語などを用いて説明を加えることにより、国内のみではなく、外国の方へも熊本の魅力を理解していただくよう整備し直すものであります。阿蘇、天草の国立公園などでの実施を260万円余で予定しております。

以上、自然保護課の合計予算は2億9,010万円余をお願いしております。

どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。よろしくをお願いいたします。

説明資料の89ページをお願いいたします。

環境整備費につきまして4億2,467万1,000円を計上させていただいております。

説明欄の1.一般廃棄物等対策費の主な事業を御説明申し上げます。

(1)の一般廃棄物等対策費は、一般廃棄物の処理主体であります市町村への技術的援助や一般廃棄物処理施設の立入検査等に要する経費でございます。

(2)ごみゼロ推進県民会議事業は、ごみゼロ推進県民会議の運営経費等のほか、平成22年度から事業を拡充いたしまして、レジ袋無料配布中止に取り組む市町村をふやすことに要する経費等でございます。

(3)及び(4)の事業は、地域グリーンニューディール基金を活用して実施する事業でございます。

まず、(3)海岸漂着物対策推進協議会運営及び地域計画策定事業は、海岸漂着物処理推進法に基づきまして、行政、NPOで組織いたします協議会の運営及び地域計画を策定するための経費でございます。

(4)海岸漂着物等回収・処理事業は、海岸管理者が行います海岸漂着物等の回収、処理の県実施分の経費及び市町村への補助に要する経費でございます。

90ページをお願いいたします。

2.産業廃棄物対策費のうち、(1)産業廃棄物適正処理事業は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の適正な処理についてのダイオキシン類の検査、指導等に要する経費でございます。

(2)不法投棄等防止対策事業は、県内10カ所の保健所で不法投棄等の監視、適正処理の指導を行います廃棄物監視指導員の配置等に要する経費でございます。

(3)公共関与推進事業は、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設予定地住民等への説明会の開催や財団法人熊本県環境整備事業団が実施いたします地質調査、実施設計などの事業費に対する貸し付けに係る経費でございます。

(4)不法投棄実態調査事業は、新規事業でございます。緊急雇用創出基金を活用いたしまして、非常勤職員1名を6カ月間雇用いたしまして、県内に残存しております原因不明者の産業廃棄物の不法投棄事案の調査を行うための経費でございます。

なお、この調査を踏まえまして、回収、撤

去のための経費について改めて予算計上をすることとしております。

91ページをお願いいたします。

3. 産業廃棄物等特別対策事業費でございます。この事業は、産業廃棄物税を活用して事業を実施するものでございます。

(1)管理型最終処分場立地交付金事業は、新設または増設されます管理型最終処分場があります市町村に対しまして、立地交付金の交付に要する経費でございます。

(2)最終処分場周辺環境整備等補助事業は、産業廃棄物最終処分場周辺の道路整備や水質調査の実施などの環境整備等を行う市町村への補助に要する経費でございます。

(3)産業廃棄物リサイクル等推進事業は、排出事業者、処理業者、大学等研究機関などが行います排出抑制、リサイクル等に関する研究・技術開発への補助に要する経費でございます。

(4)産業廃棄物リサイクル施設整備等促進事業は、新規事業でございます。先導的なリサイクル施設の整備等を行います排出事業者や処理業者に対しまして500万円を上限に2分の1を補助するものでございます。

(5)廃棄物コーディネーター事業は、2名の3Rコーディネーターにより、排出事業者に対する廃棄物の削減やリサイクル等に関する助言、指導等に要する経費でございます。

92ページをお願いいたします。

(6)不法投棄撲滅県民協働推進事業は、不法投棄の未然防止を図るため、産廃協会、農協等各種団体との合同パトロールの実施等を通じた県民との連携強化に要する経費でございます。

(7)産業廃棄物事業者研修事業は、産業廃棄物処理業者や排出事業者への研修に要する経費でございます。

(8)産業廃棄物処理計画策定事業は、新規事業でございます。廃棄物処理法に基づきまして、平成18年に策定いたしました熊本県廃

棄物処理計画の改定時期を迎えており、平成23年度から平成27年度を計画期間といたします廃棄物処理計画の策定に要する経費でございます。

(9)産業廃棄物税基金積立金は、産業廃棄物税の使途事業の事業費の残額と県の運用利息を同基金に積み立てる経費でございます。

以上でございます。

続きまして、報告事項が2件ございますので、別冊の報告事項の方をお願いいたしたいと思っております。

19ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御報告を申し上げます。

今年度締めくくりの委員会でございますので、1の平成21年度の主な取り組みといたしまして、1年間の主な取り組み状況をまとめておるところでございます。

(1)住民説明会等の開催でございますが、処分場の建設に当たりましては、何よりもまず地元の御理解が大事でございますので、機会をとらえまして、住民説明会等を実施いたしております。

主な説明内容といたしましては、平成20年10月に公表いたしました環境影響評価方法書に対しまして寄せられました住民等意見を343項目に整理いたしまして、現時点での考え方をできるだけ具体的に理解いただけるよう整理いたしましたものをベースに、各地区ごとに代表的な意見に一つ一つ回答する形で、昨年7月から、以下のとおり住民説明会等を開催しているところでございます。

(2)環境アセスメントの実施でございますが、昨年度末に環境アセスメントの第1弾となる方法書手続を終了したことを受けまして、下の表にまとめておりますとおり、昨年11月から地質調査等の現地調査に着手しております。

また、最近の取り組みといたしまして、今年2月から、南関町と和水町の関係地区内の

集落約150戸を対象に、戸別に職員が訪問の上、民家の井戸調査等を実施し、あわせて、住民の皆様方から御不安の声が大きかった点をわかりやすくまとめましたパンフレット等も配布しておるところでございます。

20ページをお願いいたします。

次、2の今後の取り組みでございます。

(1)の地元の理解促進でございますが、これまで地元説明会など全力を挙げて取り組んでおりますが、地元では、施設の必要性は御理解いただくも、産業廃棄物に対するイメージや施設の安全性の不安から、建設に係る最終的な合意は得られていない状況でございます。

今後、周辺環境への不安に対しましては、現地調査を実施することで、地下水や河川、交通状況などの現況を的確に把握するとともに、次の準備書、評価書の策定など環境アセス手続を通じ、地元に対して一つ一つ丁寧に御説明を申し上げ、理解を求めてまいりたいと思っております。

また、施設への不安に対しましては、最新技術の導入も視野に入れまして、より安全・安心な施設となるよう技術面の検討を重ね、来年度予定の実施設計までに、県内の最終処分場の動向も踏まえ、最終的な施設の規模・構造を検討していく予定としております。

(2)地域振興策でございますが、公共関与基本計画で、周辺環境の整備など、処理施設を中心とした地域振興に努めることとしております。

現時点で、地元の合意形成ができていない段階では時期尚早との意見も根強いものの、地元では、地域振興策ともとれる発言も散見され、時期を見誤らないよう、今後さらに地元町や地域住民の御意見をいただきながら、地域振興策を策定する考えでございます。

この件は、以上でございます。

引き続き、21ページの熊本県産業廃棄物税

条例の一部を改正する条例(案)等について御報告を申し上げます。

この条例につきましては、条例施行5年を目途といたしまして検討を加えるとされており、今議会の総務常任委員会に現行制度を引き続き維持するという付議されておりますが、先ほど当初予算の説明で申し上げました各事業に税収活用させていただいておりますので、御説明するものでございます。

まず、1の税制度の概要でございます。

この税は、九州各県と共同で、平成17年4月1日から、循環型社会の形成に向け導入されたものでございます。

最終処分される産業廃棄物1トン当たり1,000円を排出事業者課税し、税収の用途は、産業廃棄物の排出抑制や適正処理を図る事業等とするものでございます。

次に、2のこれまでの施行状況でございますが、税収は、上段の表に記載しておりますが、5年間で約7億9,000万円、また、用途は、下段の表に内訳を記載しておりますが、5年間で、表の右下にございますが、計約4億9,000万円を支出しております。

次項をお願いいたします。

(2)産業廃棄物の排出抑制に向けた誘導と処理の状況でございますが、事業者の約3割の方が排出抑制に取り組むきっかけとなったと回答されるとともに、最終処分量が16年度から18年度にかけて約半分となるなど、成果が上がっております。

3の今後の取り扱いでございますが、産業廃棄物の排出抑制が適正処理の促進などの事業に引き続き取り組む必要があるとともに、九州各県と同一歩調をとり、現行制度を引き続き実施することが必要と考えております。

なお、5年後に見直す旨の規定を設ける条例改正を今定例会に提案をしたところでございます。

最後に、参考でございますが、平成22年度当初予算では、先ほど御説明申し上げました

リサイクル施設整備等の新規事業のほか、管理型最終処分場立地交付金事業については、税金が導入当時の見込みを大きく下回っているため、交付上限額を5億円から1億円にすることとしております。

なお、菊池市にございます九州産廃株式会社、ことし2月から約13万9,000立方メートルを供用開始いたしましたので、これは、現在の仕組みにより、交付金約1億9,000万円を来年度から分割して菊池市へ交付することとしております。

以上でございます。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。座ったまま説明させていただきます。

委員会資料の93ページをお願いいたします。

予算でございます。

まず、公害保健費でございます。

1の公害被害者救済対策費のうちの(1)水俣病関連情報発信事業でございますが、これは、主にNPO法人等との連携により、水俣病の教訓を踏まえた環境の大切さを学習する機会を設ける取り組みに要する経費でございます。

(2)の水俣病関連情報発信支援事業でございますが、これは、市や町が行う水俣病に関する教訓などを伝えていく取り組みを支援するための経費でございます。

(3)の環境・福祉モデル地域づくり推進事業でございます。これは、毎年5月1日に開催されております慰霊式、あるいは地域コミュニティの推進、そういったことに関する費用でございます。

最下段の2番目の水俣病患者保健福祉事業費でございます。これは、水俣病認定患者の方々の御自宅を保健師等が訪問して相談に応じる経費、そういったものでございます。

次に、94ページをお願いいたします。

3番の水俣病総合対策事業費でございます。

(1)の水俣病総合対策費等扶助費は、医療手帳、保健手帳をお持ちの方々に対する医療費の支給、そういったものに要する経費でございます。

(2)の水俣病総合対策事業は、(1)の医療費等の支給に関する事務と、もう一つ、水俣病発生地域の方々の健康診査等を行っております。そういったものに要する経費でございます。

(3)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業でございますが、これは、小児性・胎児性患者の方々が地域で安心して暮らしていただけるよう、在宅での生活支援や施設整備を行う法人への補助、そういったものでございます。

(4)新救済策推進費でございます。これは、昨年7月に施行されました水俣病被害者救済等特別措置法に基づきます新たな救済策の実施に対応するため、国の予算にあわせて、当面必要な経費を計上したものでございます。

95ページをお願いいたします。

新規事業でございます。水俣病患者施設の医療福祉機能向上支援事業でございます。これは、水俣病患者の方々が入居をされております水俣市立の明水園の敷地の中に在宅の胎児性患者とその御家族がともに生活する施設、それと認定患者の方々のための機能訓練室の整備に係る水俣市への補助に要する経費でございます。

以上、水俣病保健課総額で53億9,800万円余を計上しております。

続きまして、資料の123ページをお願いいたします。

財産の無償貸し付けのお願いを1件しております。

説明につきましては、次ページの124ページの概要の方で説明をさせていただきます。

これは、先ほど部長の説明にありましたように、水俣市に委託しております水俣病認定検診業務に係るカルテの保管等のために、水俣市立総合医療センターの敷地内に建てられております旧水俣病検診センターの別途倉庫につきまして、現在水俣市へ無償で貸し付けを行っております。その期限がこの3月31日となっておりますので、このため、それを更新するものでございます。

更新後の貸付期間は、平成22年4月1日から5年間ということでございます。

予算関係は、以上でございます。

続きまして、報告を1件させていただきたいと思っております。

きょう別冊で差し上げました水俣病対策の状況等についての資料があるかと思っております。そちらの方で説明をさせていただきます。

資料の1ページでございます。

前回の厚生常任委員会以降の主な経緯について簡単に説明させていただきますと、1月22日に熊本地方裁判所から和解の勧告を受け、第1回の和解協議を行っております。その後、2月12日、2月26日、3月15日と4回和解協議が行われております。その間、2月14日に認定審査会が開催されておりますし、3月7日には小沢環境大臣が水俣に入っております。3月15日に和解協議を行い、裁判所から所見が示されたところでございます。その所見につきまして簡単に御説明をさせていただきます。

同じ資料の4ページをお願いいたします。

4ページに裁判所から示されました所見をまとめております。

まず、判定につきましては、原告、被告で設置します第三者委員会で行うということになっております。判定資料につきましては、いわゆる民間でつくられます共通診断書、それと公的機関でつくられます第三者診断結果書、この2つを用いるということになっております。

症状の範囲でございます。

一時金と後で説明いたします療養手当、この2つの対象になる範囲につきまして5ページの方にちょっと資料をつけさせていただいておりますが、症状につきましては、黒い部分が平成7年の対象で、斜めの線が入っておりますのが今回拡大部分ということで、今回この部分が症状的には拡大をされたという形になっております。

また4ページにお戻りいただきまして、上から4段目の症状の範囲で、療養費の対象になる方の月々の——医療費の自己負担分でございますが、この対象になる方としましては、さっきの一時金等の対象になった方で、②としまして、一時金の対象でない方でも一定の感覚障害が認められ、しびれ、震えなどが認められる方には月々医療費の自己負担分を出すという形になっております。

暴露要件として2つございます。

まず1つ目が、対象地域でございます。対象地域につきましては、これまでの対象地域に、新たに熊本県では、旧龍ヶ岳でございます樋島と高戸、この2地区が追加され、鹿児島県の下水流も追加されたということになっております。

続きまして、居住時期につきましてでございます。居住時期につきましては、昭和43年12月31日以前に対象地域に相当期間居住し、水俣湾またはその周辺水域の魚介類を多食したと認められる方、それと2番目に、そうではない方でも、水俣湾またはその周辺水域の魚介類を多食したと認めるに相当の理由がある方というのが対象になるという形になりました。

なお、昭和44年1月末までに生まれた方につきましては、胎児期の暴露、そういったものもあわせて総合的に判断するというようにされたところでございます。

続きまして、支給内容でございます。支給内容、一時金につきましては210万円、チッ

ソが訴訟原告団へ一括して支給するというふうに示されました。

続きまして、療養手当、月々の手当でございますが、療養手当につきましては、入院が月1万7,700円、通院が、70歳以上の方で1万5,900円、70歳未満の方で1万2,900円となっております。

療養費につきましては、医療費の自己負担分という形になっております。

なお、療養手当と療養費につきましては、県が支給し、国が支援をすると、そういう形になっております。

加算金でございます。29億5,000万円を示されております。これもチッソが原告団へ支給するという形になっております。

その他の施策としまして、被告、国及び関係地方公共団体は、地域の振興、健康増進事業の実施、調査研究、一定の要件を満たす健康不安者に対する健康診査、保健指導、こういったものに努めるとされたところでございます。

また、責任とおわびにつきましては、具体的な表明方法について今後検討するとされたところでございます。

5番目に、紛争の解決としまして、まず、個別の原告の判定を行い、すべて終了したときは速やかに和解を成立させると。和解の成立により、チッソによる一時金の支払い等が行われるとともに、原告は、その余の請求の放棄、認定申請の取り下げ等が行われることで一切の紛争を解決すると。これらの解決措置を年内を目途に終了するよう努力することで示されたところでございます。

それでは、資料の2ページの方に戻っていただきまして、今後の取り組みについてでございます。

(1)今後のスケジュールでございます。今後のスケジュールにつきまして、3月29日に次回の協議がございます。そのときに所見について協議をする予定となっております。環

境省としましては、原告、被告の合意が整った後、その合意の内容とそごがない形で法律に示されております救済措置の方針を策定し、5月1日までには救済措置を開始するという考えでございます。

今後の県の姿勢及び役割につきましてでございます。

和解内容についての合意と救済措置の方針の策定により、裁判中の方もそうでない方も等しく早期に救済されるよう努めてまいります。

また、5月1日までに救済手続が開始できますよう、今、環境省や関係県との協議、それと検診体制や新たな電算システムの開発など、救済措置を円滑に実施できるよう早急に準備を整えていくこととしております。

なお、和解案の県議会への提案につきましては、先ほど御説明しましたとおり、判定がすべて終了してから和解が成立するという形になっておりますので、もうしばらく後の時期になるというふうに考えているところでございます。

以上、水俣病保健課、よろしくお願ひ申し上げます。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

また、申しわけございませんが、委員会説明資料の方に戻っていただきまして、そちらの96ページの方をお開きいただきたいと思っております。

2段目の公害保健費でございますが、右側の説明欄に沿って御説明いたします。

1. 公害被害者救済対策費に1億1,300万円余を計上しております。主な事業は、水俣病認定審査会の運営に係る経費や認定申請者に対する検診等に係る経費でございます。

2. 水俣病総合対策事業費に3億8,200万円余を計上しております。これは、一定の居住要件のある方で、認定申請後、原則として

1年経過、一定症状のある方は6カ月経過で対象になる方もおられますけれども、その一定期間を経過した方に対する医療費等の支給に係る経費でございます。

以上、水俣病審査課の合計6億7,800万円余を計上しております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

それから、恐縮でございますが、先ほど保健課の方で説明をいたしました報告資料の方で水俣病対策の状況についてという資料をもう一度見ていただければと思います。報告資料の追加分で別冊で出している分でございますけれども、そちらの3ページの方をお開きいただきたいと思います。

認定業務の状況でございます。

(1)認定申請の状況は、関西訴訟最高裁判決以降の本県の認定申請者数は、2月末現在で4,181名でございます。

(2)認定検診の状況は、各医療機関への委託検診と、県が直接お願いしております医師によりまして、水俣市立総合医療センターでの検診で検診促進に努めております。

(3)でございます。認定審査会の開催の状況でございますが、昨年2月、6月、7月、10月、11月、そしてことし2月というふうに定期的に開催してきております。今後も円滑な運営を図ってまいります。

なお、ことし1月29日に、環境大臣から、救済措置方針に係る協議や和解協議を進める大事な時期であり、県に対して処分延期をお願いする旨の発言がありました。県といたしましては、①大臣の発言を重く受けとめる、②和解の当事者として和解協議を進めるよう留意する必要がある、③和解協議の促進は救済措置方針の協議進展にもつながるとの理由から、昨年11月の審査会で審査され、ことし1月27日に答申があったものにつきまして、処分を延期しております。

なお、延期を解除する時期につきましては、救済措置方針や和解協議の見通しの状況

を見ながらその時期を判断していくということになるかと思っております。

次に、水俣病に関する裁判の状況でございますが、現在、国、県、チツソを相手とする国家賠償等請求訴訟の方が4件、これは、前回の御報告までは3件と御報告しておりましたが、1件ふえております。これは、ことしの2月23日にノーモア・ミナマタ国賠訴訟と同趣旨の訴訟が東京地裁に提訴されたものですが、まだ訴状が届いておりませんので、訴えの詳細はわかっておりません。ということで4件になっております。

それから、水俣病認定申請に係る行政事件訴訟が3件、棄却処分取り消し及び認定義務づけ訴訟が2件と不作為違法確認及び認定義務づけ訴訟1件でございますが、そのうち取り消し及び義務づけ訴訟のうちの1件につきましては、ことしの5月14日に、大阪地裁の方でございますが、大阪地裁で判決言い渡しが出る予定となっておりますので、あわせて御報告いたします。

なお、ノーモア・ミナマタ国家賠償請求事件につきましては、先ほど野田保健課長の方から説明いたしましたとおり、裁判上の和解協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 ここでトイレ休憩をとりたいと思います。5分程度休憩をとりたいと思います。

午前11時13分休憩

午前11時20分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして審議を再開いたします。

小原食の安全・消費生活課長。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。座って説明させていただきます。

資料の97ページをごらんください。

消費者行政推進費として3億4,220万円余をお願いしております。

まず、説明欄2の消費者行政推進費1億418万円余でございますが、(1)の地方消費者行政活性化事業として8,665万円余を計上してございます。

これは、地方消費者行政活性化基金を活用して、県消費生活センター及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化のために実施するものでございます。具体的には、県消費生活センター分としては、困難な相談案件に対処するための顧問弁護士費用や相談員の各種研修会への参加費用等でございます。また、市町村分といたしましては、担当職員や相談員に対する研修会や実務指導、相談員の新規養成等に要する経費でございます。

(2)は新規事業でございますけれども、多重債務者生活再生支援事業として700万円を計上しております。これは、多重債務者に対して、生活再生に向けた家計診断、生活指導を行うとともに、債務整理後の生活再生中に発生した一時的な生活資金に対し貸し付けを行うものであり、債務整理から生活再生までの一貫した支援を実施するものです。

(5)も新規事業ですが、消費生活相談強化事業として603万円余を計上しております。これは、各地域の消費生活関係団体のネットワーク構築のため、新たに消費生活センターを開設した市を中心に、消費者問題に関するシンポジウムを開催するものでございます。

次に、98ページでございます。

3の消費生活センター費3,309万円余でございます。

(1)消費生活相談事業として2,951万円余を計上しております。これは、消費生活センターの相談員による各種相談への対応や出前講座による周知啓発に要する経費でございます。

下段の農業総務費でございます。2,420万

円余をお願いしております。

右の説明でございますけれども、1の地域食品振興対策費といたしまして2,420万円余を計上しております。

この内容といたしましては、(1)のJAS品質表示指導事業として271万円余を計上してございます。これは、JAS法に基づく品質表示を指導する経費で、具体的には、JAS法等食品表示制度の普及啓発や巡回指導の費用、立入調査やDNA鑑定のための経費でございます。

99ページでございます。

右の説明欄をお願いいたします。

(4)の食育総合推進事業として349万円を計上しております。これは、食育推進計画に基づき、食育を推進するための経費で、具体的には、県民大会を開催する費用、あるいは市町村計画策定を支援する費用及び地域における食育ネットワーク構築やモデル事業の費用等のための経費でございます。

下段の中小企業振興費として510万円余をお願いしておりますけれども、これは、貸金業法に基づく貸金業者の登録及び貸金業への指導監督経費でございます。なお、2月末現在の登録者数は47となっております。

合計で3億7,151万円余をお願いしておりますのでございます。

続きまして、報告事項がございますので、そちらの方の御説明をいたします。

お手元に熊本県消費者施策の推進に関する基本計画についてという、別冊になっております、がついているかと思えます。

11月議会で消費者基本計画の策定状況について御説明いたしましたところでございますが、その後、1月13日の消費生活審議会及び1月29日から2月27日にかけて行いましたパブリックコメント等を経まして、内容が固まってまいりましたので、お手元の熊本県消費者施策の推進に関する基本計画について御説明いたします。

めくっていただきますと、A3を折り込んだ資料2枚とA4の冊子——これが実は計画の本文でございますが、がついております。

本日は、主にA3の1枚目、熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(概要)で御説明をさせていただきます。

一番上の欄でございます。横書きで第1章計画策定の趣旨等、以下、第2章消費生活を取り巻く現状と課題、第3章施策の展開、第4章計画の推進にあたってと整理を打っております。

まず、第1章の計画策定の趣旨でございますけれども、策定の趣旨といたしまして、本県が消費生活センターを設置した昭和46年以降に消費生活を取り巻く状況は大きく変化しておりまして、これに対応するため、総合的な取り組みを計画的に推進する必要があるとしております。

また、次の策定の経緯のところに記載しておりますように、一昨年の3月に消費生活条例を改正、7月には施行いたしまして、当該計画を策定することが定められております。

次に、計画の性格でございますけれども、条例第1章に定める消費生活の安定及び向上の実現のための計画でございます。消費者施策を推進するための行政の計画でございます。したがって、計画の名称も、熊本県消費者施策の推進に対する計画ということとしております。

推進に当たっては、条例の基本理念を踏まえまして、施策の方向1から3を書いております。3つの方向に示しているとおりでございます。

なお、計画の期間は、平成22年度から平成24年度までの3カ年としております。

1つ右にずれまして、第2章消費生活を取り巻く現状と課題でございますけれども、まず、現状につきましては、(1)消費生活相談の現状で記載しておりますとおり、県、市町村の窓口寄せられた相談件数は、ここ10年

で2倍となっております。多重債務がその2割を占めており、高齢者の相談も多い状況でございます。

(2)消費者行政の状況でございますけれども、国においては、昨年9月1日に消費者庁・消費者委員会が発足いたしまして、消費者安全法が施行されました。県の消費生活センターにおいては、4月に貸金業指導部門を統合しまして、水道町から県庁舎に移転することによって相談機能の充実強化を図っております。また、基金を活用いたしまして、相談員の養成や職員の研修など、市町村支援を実施しております。

さらに、市町村におきましては、昭和56年の熊本市消費者センター設置以来、久しぶりに、昨年7月に八代市、8月に人吉市、そしてこの3月に天草市に消費生活センターが設立されまして、このほかの市町村でも相談体制の充実が図られているところでございます。

次に、課題につきましては、第1章計画の性格のところ整理いたしました3つの施策の方向に従い計画しておりまして、(1)の消費生活の安全・安心の確保につきましては、主として、事業者に対する指導監督、検査等により、製品等の安全を確保するという観点でございます。また、ここに昨年創設されました消費者庁への事故状況の報告の件を入れております。

(2)の消費者の自立支援と意見反映は、主として、消費者に対する総合施策として、消費者啓発、環境学習、消費者団体の支援等の必要性を記載しております。

(3)消費者被害の救済は、個別の消費者被害への対応といたしまして、県や市町村の相談機能の強化、多重債務者対策の必要性などを記載しております。

1つずれまして、第3章施策の展開でございます。

第3章の施策の展開につきましては、左側

に縦書きで、先ほど計画の性格のところ述べました消費生活の安定及び向上を目的として掲げてございます。その右側には、課題で御説明いたしました施策方向の1から3までを、野球のホームベースの形でございますけれども、そういう形で記載をいたしまして、それぞれの施策レベルで、(1)から(4)までにまとめております。また、さらに、それぞれに丸印をつけて取り組む項目を示してございます。これら取り組みの具体的なものは、お手元のA4判、施策の実現に向けた取組一覧表、次のものに記載してございますが、これは後ほどごらんいただければと思っております。

それで、ここで施策の方向3でございませけれども、消費者被害の救済の右側のところに、(1)消費生活相談機能の強化と(2)多重債務者問題に係る施策の充実に雷さんのマークで緊急1、緊急2と記載をしております。その下に八角形で困んだ絵をつけてございませけれども、今期間の計画期間において緊急に取り組むべきこととしているものでございませ。

初めに、緊急1につきましては、市に消費生活センターを、町村には相談窓口の整備を進めるものでございまして、現在4センターの窓口を、24年までに全市14市には消費生活センターを、31町村につきましては相談窓口を整備するということを目標としてございませ。

また、緊急2は、多重債務者対策を総合的に進めるものでございまして、これまでの取り組みに加えまして、家計簿指導や貸し付けなど、再び多重債務時に陥らないよう生活再生支援のための施策を進めることとしております。面談により直接解決のアドバイスを行うことが最も効率的な手段でありますことから、この面談の数を数値目標として掲げております。多重債務が多いことは望ましいことではありませんので、将来的にはこの数が減

少していくよう努力するつもりでございます。

最後に、第4章、一番右でございませが、計画の推進にあたってのところでございますが、推進体制、関係機関との連携、あるいは実施状況の報告、県民への公表を定めております。

一番上の推進体制の中で、熊本県消費者行政推進本部、仮称と記述しております。これは来年度できるだけ早い時期に設立を予定しております。

今後の予定でございませけれども、本日の御報告の後には、知事決裁を経まして、この4月から、新年度から施行することといたしております。

食の安全・消費生活課は、以上でございませ。よろしくお願いいたします。

○高野交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございませ。

資料の100ページをお願いいたします。

資料2段目のまず交通安全対策促進費でございませが、これは交通安全指導の普及啓発など交通安全施策を推進するための経費で、144万円余をお願いしております。

説明欄の1.交通安全総合対策費ですが、(1)の指導奨励費は、市町村の担当者等を対象とした交通安全対策の推進のための会議、研修会、交通安全功労者の表彰等に要する経費でございませ。

(2)の県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業は、飲酒運転の根絶と多発します高齢者の交通死傷事故を防止するため、一般公募いたしました写真、ポスターなど作品をもとにしたテレビスポット放送によりまして、広く県民の交通安全意識の啓発を図るものでございませ。

2の交通安全思想普及費は、主に、市町村の交通安全担当職員、また、地域における交通安全リーダーの育成指導のための研修会、

交通安全母の会が行います世帯訪問活動の支援に要する経費でございます。

3の交通事故被害者対策費は、交通事故相談所において行います交通事故被害者救済のための損害賠償、示談等に関する相談業務に要する経費でございます。

資料の101ページをお願いいたします。

諸費として992万円余をお願いしております。

説明欄の社会参加活動推進費の(1)の犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業でございますが、地域防犯リーダーの育成、また、自主防犯活動団体の情報、意見交換会、安全なまちづくり推進モデル事業など、県民の防犯意識の啓発と地域での自主活動の促進を図るための経費でございます。

(2)の自主防犯活動サポート事業、これは新規でございます。県下では、現在600を超える5万人近い方が自主防犯パトロール等を実施していらっしゃいますけれども、この防犯パトロールや子供の見守り活動など、高齢者が中心となって活動されております自主防犯活動団体に対して、活動の活性化と内容の充実を図るため、防犯パトロール手帳を交付するものでございます。

(3)の犯罪被害者等支援推進事業でございますが、熊本県犯罪被害者等支援に関する取り組み指針に沿いまして、警察、民間支援団体との連携、協働により、犯罪被害者などの支援のための体制の整備、また、広報・啓発を進めるものでございます。

資料の102ページをお願いいたします。

最後に、青少年育成費でございますが、485万円余をお願いしております。

これは、青少年に対するさまざまな体験活動や社会活動への参加促進、これを初め有害環境の浄化活動など、青少年の健全育成のための施策を推進するもので、(1)の青少年保護育成条例実施事業につきましては、条例に基づき、青少年の健全育成に有益である興行

の推奨を初め、有害な図書また玩具類等の指定など、有害環境浄化のための審議会や映画委員会の開催、有害環境調査等を行うものでございます。

(2)のジュニアドリーム事業でございますが、県内の小中学生を対象といたしまして、異年齢集団による自然や生活体験、沖縄県少年との交流活動を通して、少年の夢と可能性を見出すきっかけづくりと健全育成を目的とした体験交流事業でございます。

以上、合計で1億2,396万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○吉田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料103ページをお願いいたします。

まず、諸費でございますけれども、これは、県民の皆様の人権意識の高揚を図るための取り組みに係るものでございまして、総額1億3,800万円余をお願いいたしております。

内訳といたしましては、説明欄の(2)の人権施策推進事業でございますけれども、これは、本県の人権施策について審議をお願いする熊本県人権施策・啓発推進委員会の運営に関するもの、それと、県内の行政、民間団体が一体となって啓発活動を推進するための組織であります熊本県人権啓発推進協議会の運営に要する経費でございます。

(3)の人権啓発活動市町村委託事業でございますけれども、市町村が人権フェスティバルなどの各種人権啓発活動を行う際、全額国庫の法務省の委託事業を活用するものでございます。

(4)の広報・啓発事業ですけれども、県民の皆様の人権啓発のための具体的な事業でございますけれども、マスメディアなどを利用しました広報事業、人権フェスティバル等の

啓発イベントなどの開催に要する経費でございます。

(5)の研修・人材育成事業でございますが、県内の企業、団体などにおきます人権研修担当者の知識や技術、研修技能の向上を支援するために各種研修会等を開催するものでございます。

(6)の相談事業でございますけれども、県人権センターにおきます人権に関する相談窓口の運営に関する経費でございます。

続いて、104ページをお願いいたします。

(7)の市町村連携支援事業でございますけれども、市町村の人権教育・啓発の取り組みに対する支援並びに連携に要する経費でございます。

続いて、社会福祉総務費2億2,000万円余をお願いいたしておりますけれども、これは地方改善事業費1億5,000万円余を内訳といたしておりますけれども、(1)の地方改善事業につきましては、市町村が設置いたします隣保館等の運営に対する補助などでございます。

(2)の人権問題連携調整費でございますけれども、これは、行政や諸団体と連携いたしまして、人権問題の解決のために、啓発活動に取り組むための経費でございます。

以上、合計3億5,000万円余を計上しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で環境生活部からの説明が終了しましたので、ここで議案と説明に分けて質疑を受けたいと思います。

まず、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○早田順一委員 81ページの水環境課にお尋ねをしたいと思いますが、2段目に公営企業貸付金、企業局に対する貸付金でありますけれども、これは今までの累計の貸付金

というのは幾らぐらいあるのでしょうか。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

一応今までのところでは、ちょっと細かい数字は持ち合わせておりませんが、これは、有明工業用水、それから八代工業用水でございますので、合わせますと、今のところ、返済している分を除きますと、93億余だったと思います。そのくらいの規模になっております。

○早田順一委員 非常に財政厳しい中、毎年毎年貸付金が出ているわけでありましてけれども、これは部長に聞いた方がいいのかどうかちょっとわかりませんが、いつまでこれを続けられるのでしょうか。

○小嶋水環境課長 この問題につきましては、先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、この貸付金と繰出金というのがセットになっております。それで、この話はもう非常に古い話でございますが、新産都市建設構想というのが多分あったと思うんですけども、昭和39年代だったかなというふうに思うんですけども、その当時、その工業団地、工業用地というものを確保しながら、この利水型の企業というものを誘致いたしまして、工業用水についても運用をしていくというふうな計画に基づいて、その工業用水の配水部分を企業局が持つというふうなことでスタートしたわけですが、その後のいろんな産業構造の変化の中で、なかなかそのあたりの利水型の企業の誘致というものが進まずに、御案内のとおり、今まで用水をたくさん抱えていると、遊休水を抱えていると、そういう実態にあると。

そういったことを踏まえまして、昭和53年に、まず一般会計からの繰り出しというものを行うと。一般会計の繰り出しにつきましては、企業債の元金の半分と企業債の利息に施

設遊休率を掛けまして、それを一般会計から繰り出しをしようということで、要するに、稼働していない部分につきましては一般会計の方でちょっと応援をしようと、そういう繰り出しルールをつくっております。

あわせて、その繰り出しを行いましてもなお企業局の収支の中で赤字が出る分につきましては、資金収支にその赤字の分が出る分については、貸し付けを行おうということで、この繰出金、貸付金はセットで昭和53年につくられたルールという形になっております。

実際の額は、毎年度企業局と財政課の方で詰めまして、水環境課が一応窓口になって予算をつくるという形にはなっておりますけれども、今、早田委員がおっしゃられましたように、企業局におきましても、この貸し付け、それから繰り出しのルールにそのまま安住するというのではなく、企業局は企業局として経営努力をしっかりとやっていただく。ただ、その経営努力をやったとしてもなおやっぱり資金不足が出る分については、一般会計からの貸し付けも行うというふうなルールになっておりますので、これにつきましては、今後も引き続き計上されてくると、そういったことになるのではないかとこのように思っております。

○駒崎環境生活部長 小嶋課長がすごくポイントをついた答弁をされましたけれども、少しだけ補足をいたします。

この予算は、小嶋課長も申しあげましたけれども、環境生活部なり水環境課に政策的なことを、戦略があつて予算を毎年組み立てているということではありませんで、一般会計と工業用水道関係の負担をどう配分するか。この赤字をどのようにお互い負担していくかという折衝があつた中で、一般会計の繰り出しや貸し付けをするときの出口をどこかに計上しないといけないものですから、財政

課に直接計上するというのではなくて、水の行政に一番関係があるということで水環境課が計上しているということになります。

それで、ここから先は、環境生活部長というよりも、かつて財政課に長くいた経験で少し申し上げますと、有料道路も同じように長いこと赤字が続いておりました。有料道路事業は、あの阿蘇と菊池と天草の事業について、やはり同じように繰り出しや貸し付けを行っていた時期がございましたけれども、有料道路の場合は、料金の徴収期間が25年間というふうに決まっておりますので、25年経過しますと、そこで有料道路事業はもう清算をして道路は一般県道になるというふうな仕組みがございますので、終期というものがございました。その終期に向けて、数年前から、終了するときに突然大きな負担にならないように調整をするというような作業も取り組んできたことがございました。

ただ、工業用水道の場合は、そうした明確な事業経営の終期がございませんので、いつまでこれを続けるかというのはなかなか難しい面がございます。新産業都市構想に基づいて企業誘致をする、玉名方面と八代方面に埋立地をつくって臨海工業地帯に企業を誘致する。そのための水を用意するというので始めた事業ですけれども、企業の進出がなかなか進まなかったこと、あるいは、近年では水を余り使わずに——引いた水を海に流しますといういろいろな公害問題も起きますので、循環利用する企業が非常に最近ふえていますので、工業用水道を毎年たくさん使うということがないものですから、企業局が作りました工業用水の規模からすると、ごく一部しか料金につながっていないというところがありまして、その負担を一般会計と企業局の間でやりとりしているということになります。

繰出金につきましては、自治省、現在の総務省の方でも各地の工業用水道が苦戦しているという状況をやはり配慮しまして、繰り出

し基準というものを定めておきまして、総務省が定めた繰り出し基準の中で繰り出す分については特別交付税などで財源措置もございます。100%ではございませんけれども、幾らかの財源措置があります。それを超える繰り出しなり貸し付けというものにつきましては、もう県独自の判断ということで、そこについては国からの特段の財政支援ございませんけれども。熊本県におきましては、工業用水道を今中止するというわけにもいきませんので、企業局に経営努力を求めながら、どうしても資金不足につながる分につきましては、一般会計がこうした支援を続けていると、そういう状況でございます。

○池田和貴委員長 早田委員、よろしいですか。

○小杉直委員 関連して。結局今の話は、結論的には企業局がしっかり経営改善を図るよう努力してもらわんといかぬということでしょう。

1つ、せっかくですから、水環境課に引き続きお尋ねですが、地下水保全対策については、ずっと御説明のありましたたいな。それから、行動計画の説明もあって、条例についても説明のあったわけですが、熊本の非常に大事な地下水ですが、最近外国資本が山を買い取る動きをしておるといった情報を聞いたことありませんか。

○小嶋水環境課長 既に、産経新聞だったかと思えますけれども、そういった情報を聞いたことがございます。

○小杉直委員 それは具体的には熊本県内の動き。

○小嶋水環境課長 その新聞が出まして、実は県内でもそういう動きがあるのではないかと

ということで、私どももなかなか把握が難しいところがございますけれども、その可能性のある市町村等にも若干お聞きはしてみましたけれども、具体的にそういった情報が県内の中であるということは、今の段階ではちょっと私どもも把握はできませんでした。

○小杉直委員 あと、要望にかえておきますが、説明があったように、地下水は公水でほしいな。育てる水、みんなで関係者は育水せんとかぬというわけですね。山を仮に外国資本が買い取るねらいは、山からの浸透する地下水を確保しようということがねらいだろうと思うですよな。私は、新聞からの情報でなくて県民からの情報、しかし、ただ、うわさとしての情報ですから、現実問題としてそれがあっているかどうか、あるいはそういう方向性にあるのかどうかわかりませんが、担当課としては、それも頭の片隅に常に置いて、非常にアンテナを張りめぐらしとっていただいて、そういうふうな動きがあったときには、あくまでも、さっきおっしゃった公水というふうな観念から、不要なそういう買収行為については適切な措置をとるような方向でお願いいたしますね。

○小嶋水環境課長 関連で。要望ということで申しわけございませんけれども、先ほどの予算の中でも、82ページで御説明、ちょっとだけさせていただきましたけれども。今回、湧水源等の管理実態あたりをちょっと調べてみようということで予算の方もお願いをしておりますのも、今の小杉委員がおっしゃられましたような問題認識が底辺にございます。それで、なかなかこれは、個人で買われる場合はどなたというのがわかりますが、会社法人になりますと、それが外国資本かどうかというのはもうわからない。そしてまた、それがあったとしても、現在の所有権移転の中で、日本の土地をお買いになるということ

が難しいという、そういうことにはなっていないというふうな難しいところがございます。

それで、我々の方としてできるのは、そういう重要な湧水源というものがどのあたりにどういう形で存在をしているのかということと、そういった所有形態が今どうなっているのかと、その辺をまず把握いたしまして、先ほど御説明をいたしました熊本県の地下水保全条例等の中でも、そういった方が一にも売買といいますか、取水目的でそういうふうな形の、極端に言いますと、ウオータービジネスみたいなことがそのまま何も障害なくできないように、その辺のところもちょっと知恵を出して考えていかないかぬのかなということで、いろんな検討を今させていただいているところでございますので。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 委員会のときは集中して、今水環境課長が答弁されていますが、関連ばかり出て、みんなそうだと思うんですね。2日間あってもこれだけで時間は足りないと思うんですが、私も、関連じゃないけれども、この予算案に上がっている問題で、水道の未普及地域が県内結構あるということですが、これの実態調査をやるということで予算が上がっているんですが、現状で実態調査はかなり進んでいるんじゃないかと思うんですが、今からですかね。

○小嶋水環境課長 確かに、先ほど新規事業で水道未普及地域の解消のための予算を上げさせていただきました。これは、現在熊本県の水道普及率は約86%、85.7だったと思えますけれども、全国で一番低うございます。これはずっと全国で一番低いわけですがけれども、今までは、地下水、湧水が大変豊富で、そういう形で昔からの集落型の水道とか、あ

るいは飲用井戸でやっておられると。そういう形が多かったものですから、そういう実態になっているというふうなことで、水がいいからと、そういうふうなことを言っとったんでございますけれども、最近、非常に過疎、高齢化等も含めまして、維持管理をやっております人たちの力が非常になくなってきたということと、従前つくっておりましたそういう施設もかなり老朽化をしてくれておまして、もともとその事業体は細々でございまして、なかなかそういう形で大きな課題を今抱えてございまして、ここでもう一回やっばり水道未普及地域の解消に向けて、そして、できれば、上水・かん水のしっかりした企業体において安全・安心な水を飲んでいただくと。そういう体制に向けてやっていこうというのがこの事業の趣旨ですが、今先生がおっしゃられましたように、どこが未普及地域であるかということとはもうつかんでおります。

ただ、その未普及地域の中で実態がどうなっているかということとは——利水につきましては一義的に市町村の事業でございまして、なかなか県の方も細かいところはつかんでおりませんし、また、なぜそれが未普及地域からかん水・上水に向かえないのかというふうなところを、きちんとモデル的なところを踏まえて調べまして、こういう形でやったら、上水・かん水への施設整備の拡張といえますか、そういったことができるのではないかというようなモデルみたいなものをつくって、そして、そういう具体的ところで市町村と一緒にやってそういう地域にお示しをしていこうかなと、そのためのモデル事業ということでございます。

○岩中伸司委員 わかりました。今から積極的にその調査をして、具体的な事業に転化できるところはそういう指導をやっていただきたいというふうに思うんですね。

熊本の水は確かに日本一いい水ばかりとい

うことで、この間は水道事業は進んでなかった。自然の水を飲んでも十分——名水50選と決められているんですが、これは、荒尾の小岱山のところにもよか水が出よるばってん、これは入っとらぬごたる。名水に入れてよかじゃなかつかなと思うんで。硝酸性窒素がどんどん出てきよるけど、そういう消毒なんかしてない山から流れてくるやつはかなりいいと思うんですね。社会全体のこの流れの中で実際地下水も汚染されている部分があると思いますので、その辺しっかり調査されて、安全な水を飲めるようにお願いをしておきたいと思います。要望です。

○藤川隆夫委員 アスベストのことでちょっとお尋ねなんですけれども、もう既に公的な施設は全部調査が恐らく終わっていると思うんですけれども、民間施設をどこまで調査されて把握されているのか、また、その対策がどの程度行われているのかということと、もう一点が、健康被害、今どの程度の方がいらっしゃって、この数年の間にそれがふえてきているのかどうかと、その部分ちょっと教えていただければと思います。

○宮下環境保全課長 ちょっと済みません、時間がかかります。

○藤川隆夫委員 後でよかです。

もう1点、水俣病に関しては、和解、その後裁判所から所見というのが出ておまして、もう既に一時金あるいは団体加算金の数字も出てきております。これは裁判に行かれた団体に対してのものだと思いますけれども、それ以外に水俣病の問題で幾つも団体がございます。その団体へも同じような形の一時金なり団体加算金なりというのが恐らく今後出てくる可能性があると思うんですけれども、その総額は一体どの程度になるかということと、また、その費用の部分をチッソが

当然これを負担しなきゃいけない。それ以外、チッソ自体も責任をきちっと完遂していかなきゃいけないわけです。この一時金と団体加算金によってチッソの経営自体が揺らぐようなことがあってもらっては困るわけで、そのための今あるスキーム、それがそのまま続けていけるのか、あるいは——チッソを擁護するわけじゃないんですけれども、なくなってしまうたら、水俣市にとっても困りますし、いろんな意味で影響が出てくるんで、その部分に関して今現在どのように考えているのか。

○駒崎環境生活部長 まだ未確定の要素もたくさんございます。一時金は、1人当たり、症候が該当すればということですが、210万円、仮に1万人だとすれば210億ということになります。1万人というのは、平成7年が1万人でしたので、仮の数字というふうに御理解いただきたいと思います。

団体加算金は、今裁判を行って和解を進めている団体に29億5,000万というのが出ました。それ以外の特措法の救済の受け入れを表明している団体についてどうするか、これは、同様の救済ということを経済省はおっしゃっていますので、団体加算金も考慮されているとは思いますが、金額についてはまだ明らかにされておりません。仮に3つの団体で同様の額だとすれば、約30億の2倍ということで60億になりますが、その残りの団体がどれぐらいかというのはまだ全く不透明な状態です。

そうしますと、チッソにとっては、数百億の新たな負担が生じますので、これは、今經常利益を上げつつあるとはいえ、単純にそれだけの負担は難しいかと思っております。

そこで、今は、原告、被告という立場に分かれまして被害者を救済するという観点で裁判所も動いていますので、被告内部の負担割合でありますとか、どのように出し合っている

くかということについては余り事細かには言及されていません。ただ、一時金と団体加算金はチッソが払えというところだけは示しておられますけれども、その後どうするかについては、これもまだ協議を続けているという段階ではございますけれども、平成7年のスキームでいきますと、チッソに対して、国が85%、県が15%の負担でお金を貸し付けるということになります。そうした仕組みが今回もとられるならば、冒頭申し上げましたように、補正予算などをお願いいたしまして、県として対応していくことになるかと思えます。この85%、15%というのは、あくまでも平成7年のスキームの御紹介ですので、今回そうなるということではございません。それに限ってということではございません。

借りた金は果たしてチッソが返せるかということになりますと、それを含めてチッソは毎年の経常利益の中から返せるだけを返していただいて、要するに、患者補償とかに支障がない、あるいは経営的に破綻しない範囲で返していただいて、返せない分についてはまた新たに貸し付けて、何とかチッソの資金の流れをとめないようにしているという状況でございます。

こうした仕組みを続けていって、特に認定された患者さんは、チッソが破綻すると自分たちの生活基盤が失われるということで非常に心配をしておられますので、そうした点、チッソのためというよりは、認定された患者さん方の生活の基盤を損なわないようにという観点で取り組んでいかなければならないと思っております。そこはしっかり国と協議してまいります。また、県議会からも、県が出す分について国がしっかりと財政支援してくれるような仕組みを続けてほしいということについても、お力添えを賜りたいと思っております。

○藤川隆夫委員 今部長がおっしゃられたよ

うな形でぜひ進めていっていただきたいと思えます。今チッソ自体は液晶でそれ相応の利益出てますけれども、液晶事業がどこまでいいかというのは、これは先行き不透明な部分でございますので、企業として成り立ち、そして患者さんへの救済をきちっとでき、また、県への償還もできるというふうな形でやはりやっていかなきゃいけないんで、ぜひその部分進めていただければと思います。

○宮下環境保全課長 失礼しました。先ほど――まず民間施設ですけれども、先生おっしゃるとおり、まだ民間施設は完全でございせんので、今のところ、この調査、土木の方でやっておりますけれども、県内では、床面積が1,000平方メートル以上のものにつきましては完了しておりますして、250施設が確認されていると。ただ、1,000平米未満につきましては、これから調査をするという状況です。

それから、認定の状況ですけれども、現在全国で認定されているのが――現在というのは21年の12月末現在です。5,673名、本県の認定者数が62名というふうになっております。

○藤川隆夫委員 これはふえてきているんですね。

○宮下環境保全課長 徐々にふえております。たしか去年が熊本60名ぐらいだったんですけれども。

○藤川隆夫委員 わかりました。

このアスベスト自体は、やっぱり時間かけて出てくる疾患なんで、これから先さらにまたふえてくるというふうに思いますので、その部分の把握と、また、現在調査されている部分に関してきちっとした対策をやはりするように、所有者に関してそういうふうなこと

を指導していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○宮下環境保全課長 相談窓口とか受け付け事務とか、それが今回のアスベストの予算になっております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○池田和貴委員長 環境保全課長に申し上げますが、このアスベストの関係は、今さまざま訴訟が起こって、雇用していた企業が今ずっと敗訴を続けていっているような状況がございます。アスベストの問題については、やっぱり建物を解体したりするときに飛散しないかどうか、きちんと最初に調査することが大事だろうというふうに思うんですね。この辺もこれから法律がそれぞれ整備をされていくと思いますが、特に県有施設については十分気をつけてやっていただきたいというふうに思います。これは要望でございます。

○小杉直委員 2点確認を、水俣病に関して。さっき野田課長が和解と判定と県議会の報告というふうなことを言ったごたつですが、これはどぎゃんしたプロセスになつてすかな。

○野田水俣病保健課長 今不知火患者会さんが裁判を訴えておられます。ですが、今回の和解というのは、不知火患者さんの原告団と被告である国、県、チッソ、ここが和解をするという形になります。ですが、ここにつきましては、さっき言いましたように、裁判所から所見が出ましたので、今度29日にみんなが受けるか受けないかというのを裁判所の方で出すという形になって、もしそれで受けたら、さっき言いました第三者委員会とかありましたあの中で全部判定をしてしまうと。で

すから、普通の救済につきましては県が窓口になりまして、県に申請していただいて県が判定検討会をもってやるという形になりますけれども、裁判の方は、そうじゃなくて、第三者委員会がすべての事務を取り扱うような形になりますので、県がどこまでタッチするかちょっと今のところ不透明なところがございます。最終的には、和解という形で和解調書を全部つくって終結に持っていくというのが裁判の流れでございます。

それ以外の方々について、今申しましたような不知火患者会の原告団以外の方につきましては、県の方にすべて申請をしていただくという形になりまして、県の方で公的医療機関を指定しますので、そこで検診を受けていただいて、その資料をもとに、それか、あと、御本人が主治医の診断書を出していただいても構いませんので……。

○小杉直委員 簡潔によかですよ。

○野田水俣病保健課長 済みません。一応そういうことで……。

○小杉直委員 議会への報告というのはどういう意味ですか。

○野田水俣病保健課長 和解の協定につきましては……。

○駒崎環境生活部長 今月の29日にもう一回和解協議がありますので、そこで関係者がみんな合意するかどうかというのを出し合うわけですが、できたとしても、それは基本合意で、和解の枠組みを決めるという作業になります。それで、野田課長が申しあげましたのは、特別な今度の事件ですので、3月29日に基本合意ができたとしますと、それに基づいて、不知火患者会は2,000数百名の方々が一手を挙げられている方を診察して、救済対

象か、一時金まで出す人なのか、手帳だけ出す人なのか、何にも該当しない人かの判別をいたします。それを年末にかけてやりなさいというのが裁判所の指示であります。年末に2,000数百人の判定がすべて終わりますと、一時金までもらう人、手帳だけの人、何も該当しなかった人というのに分けて、そこで正式な和解調書というのができますので、その時点で県議会に地方自治法に基づく和解の議案を出しまして、県議会の議決をいただくということになります。

○小杉直委員 なぜ聞いたかという、24日で終わるでしょう、一応。その後臨時議会を開かにかいかなかなとか、それをちょっと知りたかったもんですけんね。

もう1点……。

○駒崎環境生活部長 きのう水俣病の特別委員会開かれまして、23日にもう一回特別委員会を開いて、県も国もこの裁判所の所見に沿って動くべしという御議決をいただくというふうな方向で今動いておられます。特別委員会がそれを議決しますと、24日に本会議で議決していただきますと、県議会の意思はそこで明確に示していただきますので、県としては、知事の名前で29日に基本合意に参加しやすくなるという環境、その時点では、そこまでの意思表示をしていただければ十分ですので、年末までの間は、特に臨時議会での対応というのは当面必要ないかと思っております。12月時点で、会期中におさまるか臨時議会は、まだその時点で……。

○小杉直委員 わかりました。

もう一点の確認事項。きのう私が特別委員会に出とらぬもんですけん、よく承知しないまま聞くわけですが、対策の状況等についての資料で、2ページ、(2)に和解内容についての合意と救済措置の方針の策定により、

裁判中の方もそうでない方もひとしく早期に救済されるよう努めていくというふうな県の姿勢でしょう。ということは、これは、裁判中あるいは裁判以外の方を含めて全面解決の方に和解内容を一つの物差しとして進みたいという意味ですか。

○駒崎環境生活部長 委員のおっしゃるとおりでございます。差をつけるということがないようにということで、和解という形をとる人たちと特別法による救済という形になる人と、手順、手続は多少違いますけれども、得るものはひとしくなるようにということで今頑張っております。

○小杉直委員 我々の考える方向と県の執行部の方向は、ほぼ一致しとる部分が大きいということですか。了解、わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 地球温暖化防止条例、これは、いろいろ関係者等の議論等も踏まえながら、それとまたパブリックコメント等も踏まえて今回提案をされていると思えますけれども、全国的にどうなんでしょうか。各都道府県、条例ができていく状況というのを少し教えていただきたい。熊本県は何番目になるのか。

○森永環境政策監 今回の条例に一つの要素として入れさせていただきましたのは、事業活動等の計画書制度、こういうのを条例で設けている県が27県ございます。あと、温暖化対策の単独の条例をつくるということが13～14県ぐらいあるような状況でございます。うちの県が、単独条例として、たしか14番目ぐらいになると思います。九州内は、計画書制度を設けていますのが長崎県と宮崎県でございます。今ちょっと同時並行で鹿児

島県も本県と同様の温暖化対策の条例を今議会の中で審議されているというふうに向っているところでございます。

○鎌田聡委員 状況はわかりまして、76ページに、条例の中でエコ通勤等ということで、条例に基づいてエコ通勤促進ということで出されている問題だと思えますけれども、これが、エコ通勤促進のための設備設置で予算計上されている分はどういった内容に使うやつがあるんですか。

○森永環境政策監 この事業といたしましては、エコ通勤を推進される事業者に対する施設の整備の補助ということでございまして、内容といたしましては、事業所内に駐輪場を増設されるとか、そういう場合の経費でございまして、その駐輪場に例えば電動バイクの充電の設備とかつけられるとかいう場合もその分の所要の経費を補助対象にすると。あわせて、今回、エコ通勤が、エコドライブといいますか、ソフト面も充実するようにお願いしたいと思っておりますので、そういった従業員の皆さん向けのソフトの研修費の経費とか、従業員の方に使っていただければということで、エコドライブのナビゲータ、燃費がわかるような計器、これも、事業者の方が購入いただいて従業員につけていただくようなのを推奨していただくような経費も、設備といいますか、その中に盛り込むことで考えているところでございます。

○鎌田聡委員 これは、新年度、単年度措置ということになるんですか、ずっと継続して何かこういった補助制度をつくっていかれるということですか、駐輪場の整備とか。

○森永環境政策監 この事業が、地域ニューディール基金という国の基金を使った事業ということで組み立てておりますので、一応事

業期間は2年間、22年と23年度の2年間の制度ということで考えておまして、この2年間にそういう先導的な取り組みをとられているところをモデル的に支援していければということ考えているところでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

○岩中伸司委員 予算だけじゃなくて報告もいいようですね。関連しますから。

小杉委員から言われたんですが、裁判中の方もそうでない方も等しく早期に救済するというのは本会議で知事もきちんと言われていました。今回和解も出されたんで、国、県もそういうふうな動きになっているんですけども、私もちょっと心配なのは、潜在的、今の対象地域外の人とか、こだわるんですけども、そういうところへの対応というのは今後どういう形でなされるのか、もう全く切り捨ててしまうのか、そこら辺は、この和解成立した後どういう動きになるのかちょっと心配なんで尋ねておきたいと思いますが、微妙なところで。

○谷崎環境生活部次長 今委員の方から御指摘がありましたように、非常に健康不安者の方々が将来的に当然出てくるかと思いますが——私どもとしては今も続けておりますが、市町村を中心とした相談窓口を設置しておりますので、そういったところでの相談に応じるとか、あるいは健康管理事業もやっております。その健康管理事業について健康不安者の対策という形で、水俣病等の所見について、そういったものを伺いながら今健康管理事業やっております。そういったのを充実しながら、最終的には、国としても、健康不安者対策について将来的に何かその知見が出てきたときには、そのときにまた考えるということになっておりますが、健康不安者対策の充実を図っていくということが、今回和解協

議の中でも示されたところではあります。

○岩中伸司委員 それでは、あくまでも自主的なそういう申請という形になって、健康調査という形じゃないということですね。

○谷崎環境生活部次長 健康調査につきましては、既に特措法上も基本的な考え方の中でもうたわれておりました、国としては、その調査研究を行っていく、それについても司法も含めて行っていくということで、今後継続的な検討項目ということで取り扱いますということで、大臣が先般現地入りしたときにお答えしておりますので、その方向の中で、県としても、答弁でお答えいたしましたように協力をしていくということで今後臨んでいきたいと思っております。

○岩中伸司委員 そういう方向でよろしくお願ひします。

○山口ゆたか副委員長 先ほど温暖化条例に関することがありましたね。121ページをいただきたいと思ひます。

今、情報番組等を見とつても、環境問題については、新たな取り組みということで国民の関心も高いでしょうし、県民の関心も高くなっている一方で、なかなか環境問題に対する理解が進まないのも現実だと思ひます。今回温暖化防止に関する条例を取り決めるに当たって、県民に対する環境問題の理解を深めていただく機会にしなければいけないというふうにお願ひしております。

例えば、今までの啓発活動等々を見ても、県民の生活における視点からそのような広報の活動をされとつたと思ひます。しかしながら、今国が目指す姿勢というのは、より一層削減目標を立てて環境問題に取り組んでいこう、環境対策に取り組んでいこうという姿勢でございますので、いろんな側面から

もうちょっと県民の理解を深めていただく必要があるんじゃないかなというふうにお願ひしております。

将来いろんな御負担もいただくような要素もありますので、この条例制定を機会に、県民の環境問題、地球温暖化問題に対する認識を深めていただく機会にさせていただきたいというのがありまして、県民に対する周知徹底をどのように施していかれるのかお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○森永環境政策監 条例につきましては、現在、県民の方、事業者いろんな方向への啓発のリーフレット、パンフレットの整備の準備をしております。これができましたら、それから御議決いただいて条例が施行できましたら、早速いろんな条例の説明会でございますとか、あるいは予算化もお願ひしておりますが、県民の皆さん向けのセミナー、そういうものを開催いたしまして、今、山口副委員長も言われました、啓発に基づく家庭での取り組みとして県民運動もやっておるんですが、もう少し踏み込んだ削減につながるようないろんな国内クレジットとか、グリーン電力証書の購入とか、いろんな新しい取り組みにかかわれるカーボン・オフセット制度とかございますので、そういうのに県民の皆さんもなるべく深くかかわっていただいて、県のトータルの削減が進むような形での啓発というのも今後進めていきたいと考えているところでございます。

○山口ゆたか副委員長 そのような方向でお願ひしたいと思ひますが、これまでこういった啓発とかも、時間も限られておったりとか紙面も限られておったりとか、なかなか伝わりづらい点もあつたかなというふうにお願ひします。

環境問題は、次世代もしっかりと取り組んでいかなければいけない一つの大きな要素で

ございますので、そのあたりの周知・啓発については力を入れてもう一回考え直して取り組んでいただければと思います。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○山口ゆたか副委員長 はい。

○佐藤雅司委員 1分以内で要望を申し上げたいと思います。

3点でございますが、もし答弁をしたいという課長さんがおられたら、よろしく願いいたします。

1つは、100ページでございますけれども、高齢者、あるいは飲酒運転、事故防止対策、これは国民的な課題でございまして非常に重要なことだというふうに思っております。いろいろ話を聞きますと、今、高齢者の認知症の関係で、免許更新時に検査をやられるということの中で、お金を取られるという話があっておりまして、高齢者、特に年金生活者でございますので、確かに高齢者については非常に事故の率も高いし、これからやっぱり免許を更新するに当たっては非常に慎重にならないかぬということはありますけれども、その辺、お金を取られるということが、確かに必要な経費はあるかもしれませんが、特に配慮をする必要があるのかなという感じはいたしております。

その点が1点でございますが、それから、75、76ページでバイオマスの利活用関連事業が出ております。今も、温暖化の関係とか、それからソーラー関連で、新しいエネルギーについてしっかりやらなきゃならぬ、熊本県はその先進県になるんだ、日本一になるんだということで非常に会社もありますし、今群を抜いているところでございますけれども、中小水力とか、バイオマスの関連が、特に木質系が弱いと。これも林の関係に私の方も結構言っておりますけれども、なかなか遅々と

して進まない。全国的に見ても、やっぱり先進的にやっているところもありますし、なかなか森林組合等々も出口が見えないということの中で進まないという部分があります。ぜひそういったところも、農業の関連でも結構でございますから、小水力発電とともに木質系のバイオマスを、いわゆる農業の燃油高騰対策としても、木材チップであるとか、ペレットとか、そういったやつの安定供給とか。それを使って燃油高騰対策に使うとか、積極的に、先進的にやらないかぬ事業だろうと思いますので、ぜひそのこともお願いしておきたいというふうに思います。

3点。報告事項もよかったですね。

○池田和貴委員長 後で時間をとりますけれども。

○佐藤雅司委員 悪臭防止法の関係でございますが、これ、いろいろ市町村がずっと今までやってきたということの中で、なかなか調整が難しかったと思うんですね。相当苦情が出てきて、特に畜産施設からの悪臭については、市町村の関連だということで、県に言われても市町村でどうぞという話。なかなか混乱もしていったというふうに思いますけれども、県がやっぱりA、Bということで今度は積極的にかかわっていかれると、こういうことになるわけですけれども、非常に難しい問題だろうと、混乱を来すようなことになるだろうとは思いますが、そういったところを積極的に調整に乗り出すということを、この中ではそういうふうな方向で行くんだということになっておりますけれども、ぜひ前に進めていただきたいなというふうな要望をしておきます。

この中で何か御答弁があればということでございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございま

す。

木質バイオマスのお話が出ましたけれども、1つお話をしておきたいと思いましたが、実は苓北発電所で木質バイオマス混焼実験というのを今年度から始められたということ。県の森林組合あたりと連携しながら今後進めていかれるということで、県としても連携しながら支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○池田和貴委員長 佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤雅司委員 1つだけ。そこは知っているんですよ。そこは県としても一生懸命やられているなということわかります。だけど、普通の農家に対する——今農業研究センターでいろいろ勉強しているんですよ。ところが、林の関係が積極的にやらないと——課長もちょっとどきっとされるかもしれませんが、それはもう数年前から言っておりますけれども、ぜひそこは積極的に取り組んでもらいたいと。

要望で結構です。

○池田和貴委員長 わかりました。

○岩中伸司委員 ちょっとお尋ねですが、75ページの市町村地球温暖化対策推進事業の1億6,834万2,000円、市町村への助成というのをもうちょっと詳しく。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

この市町村地球温暖化対策推進事業ということで予算計上しておりますけれども、これにつきましては、実は地域グリーンニューデール基金というのを9月議会でお願ひしまして、それを活用した事業でございまして、

県分とともに市町村からも要望がありまして、それに対して来年度は8市町村に交付する事業でございます。熊本城を初めとしまして、例えば、住宅用の太陽光発電設置とか、省エネ施設を整備する補助金でございます。

○岩中伸司委員 それは公共施設に対するやつですね。

○園田環境政策課長 公共施設とあわせて——公共施設が中心なんですけれども、民間施設への補助分も対象になっております。

○駒崎環境生活部長 今、園田課長から答弁したとおりですけれども、昨年の夏ごろなんですけど、都道府県や市町村からこういう環境改善的な取り組みをする事業を国が募集しまして、県も市町村に呼びかけて提案を受けました。多少事業の内容とか基準に合うように市町村と相談しながら精査しまして、それを国に要望しまして認められたものが基金として来ましたので、それを21年度、22年度、23年度まで配って事業を実施していただくということになります。県が自由になる金を持って、どういう手法とか選別して配るということじゃなくて、市町村がみずから手を挙げてエントリーされたので、国が認めた分について、今年度、来年度、再来年度という形で事業の実施にあわせて出す、補助金と言っているかと思いますが、出していくということになります。

○池田和貴委員長 岩中委員、よろしいですか。

○岩中伸司委員 はい。

○山口ゆたか副委員長 あと1点お聞かせください。

97ページ、食の安全・消費生活課にお尋ね

いたします。

消費者行政推進費の中で、今度新規で取り組まれます多重債務者生活再生支援事業でございますけれども、このことについては、今年度、当委員会においても請願を委員の皆さん御賛成の上、採択させていただきまして、このように来年度の事業になったということでございますけれども、当面どのような体制を整えつつ多重債務者の生活再生を行っているのか、もうちょっと具体的にお聞かせ願えればと思いますけれども。

○小原食の安全・消費生活課長 御承知かと思いますが、この生活再生支援事業と申しますのが、いわゆる破産された方、基本的にはですね。そういう方々に対して、債務整理の段階において、結局、ブラックリストと申しますか、そういう形で新たに借りることができない方々に対して限定的に、今のところ150万円程度を上限だと考えておりますけれども、そういう形で貸し付けをして、そして一時的にそれをもって生活再生のお手伝いをするという事業でございます。

そういう意味で、多重債務者全体を支えるということにはなっておりませんが、生活再生という限定した形での事業、これは700万円程度でございますけれども、実際上は、事務費を計上しております、相手の方、どこが受けるか確定しておりませんが、今から——受けた相手が原資を調達してやっていかれると、そのための事務費にこの700万円計上しているところでございます。

○山口ゆたか副委員長 今から事業者、体制ということは、そこが一番肝だったんですけれども。その公募という形か何かとられて進められるということだと思いますけれども。個人的には、公募の段階が行政の一番関与できる、本当に多重債務者をどう救うのかとい

う方向性を明示できる、事業者に対してですね、機会だと思うんですよ。そこが一番重要であって、そこで見落としがあったり——本当に生活再建が、生活の再生の支援が、その方向性が決まると言っても過言ではないと思っております。そういった事務においては、しっかりとした視点を持っていただきながら多重債務者の再生を図っていただければというふうに思ひまして、要望しておきます。よろしくお願ひします。

○小原食の安全・消費生活課長 説明が十分でなかったかもしれませんが、これは貸し付けが表に出ておりますけれども、実は一番大きな事業は、家計指導等のいわゆる御指導と申しますか、そういうことへの誘導でございます、万やむを得ずそういうものを貸し付けなければならぬという方々に対して貸し付けるということで、相談業務を主に考えております。相談業務の中で、それでもやっぱりという方々に対する対応ということでございまして、先生の御意思、十分尊重してやっていきたいと思っております。

○山口ゆたか副委員長 相談業務ということもわかっておりますし、しかしながら、貸し付けということもついていきますので、最終的にこの団体と多重債務者の皆さんの間でいさかいがあつてはいかぬとも思うわけですね。そういう状況に陥る可能性もないとは言えない。やっぱりそのあたりはもうお任せしている事業ですから、後になってはなかなか変えることはできないということもありますので、多くの視点を持ってまず公募に臨んでいただかないかぬなどと思ひまして、そのあたりは注視してよろしくお願ひします。

○池田和貴委員長 私からもお願ひしておきます。これは、多重債務者の方々の相談を受けられる県弁護士会とか、あとは司法書士会

の方からの請願が上がってきて、それを採択したという経緯がございます。ですから、今後の事業については、やはり現場で問題点を把握されている方がいらっしゃいますので、今後の採択に当たっては、いろいろな方がいろいろな方式で提案があるかと思いますが、そういった現場の意見もよく耳を傾けていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

ほかに何かございますか。

なければ、済みません、ちょっと私の方から1点だけお願いします。

環境政策課にちょっと聞きたいんですが、74ページ、エネルギー対策費の中で、電源立地地域対策交付金事業がございますが、これは水力発電をされている市町村に対する交付金だということになっています。今現在、荒瀬ダムの問題が、今経済常任委員会にも知事が来られていろいろやっているかと思いますが、水利権を申請しないということで、もう発電をしないということであれば、この交付金がどういう扱いになるのか、その辺について、環境政策課からでいいですかね、お願いします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

電源立地交付金の資金でございますけれども、実はこの交付金は国からの交付金でございます。県が事務委託を受けて市町村に交付しているという事業なんですけれども、経産省の事業でございます。それで、先ほどからちょっとばたばたして、きょう調べまして、勉強不足を露呈してしまったわけですが、今知り得た情報でお答えをさせていただきますと思います。

水力発電施設で運転開始後15年経過から最大30年間ということで、原則は15年間が交付期間ということになる事業でございます。ただ、荒瀬ダムにつきましては、昭和29年に発

電を開始して、実はこの法律ができましたのが昭和56年でございまして、その56年時点で15年以上経過したものに交付するというようなことになりまして、実はこの荒瀬ダムの場合、平成22年度までということになっております。

○池田和貴委員長 交付金の……。

○園田環境政策課長 交付期間がですね。それは法律ができた年度でそういうことになっておりますけれども、それで、来年度の交付金が、八代市が1,200万、芦北町が450万、球磨村が450万ということに、平成22年度はこうなっておりますけれども、ただ、その対象が12年前から2年前までの発電所実績に基づく交付金ということで、恐らく22年度はそのまま交付されるんじゃないかとは思いますが、ただ、平成22年4月1日以降に発電が中止された場合にどうなるか、改めて国に確認したいというふうに思っております。

今ちょっと確認をしてみたんですけども、ちょっと連絡がとれませんが、今のところの情報はそういうところでございます。よろしく申し上げます。

○池田和貴委員長 わかりました。この予算案をつくられたときには、今のような状況が想定外だったということで、これはしょうがないかというふうに思っておりますが、よく国の方に確認をして、予算に何らかの問題があるときには、次の、次年度になるかと思いますが、執行残になるのか、または、もうやめたことでお金が入ってこなかったら減額の予算なのか、その辺はぜひ見ておいていただきたいというふうに思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、一応議案の質疑は終了いたしました。

報告事項について別途にしておりましたので、どなたか報告事項についてございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 ないようであれば、これで質疑を終了します。

ここで昼食のため、休憩をさせていただきますと思います。

再開は、1時半からにさせていただきますと思います。

それでは、1時半まで休憩いたします。

午後0時38分休憩

午後1時30分開議

○池田和貴委員長 それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

藤川委員は、若干おくれるということですが、始めさせていただきますと思います。

健康福祉部長から総括説明を行っていただいて、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、森枝健康福祉部長。座ったままでいいですよ。

○森枝健康福祉部長 失礼して座らせていただきます。

それでは、健康福祉部の方からの今議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係2議案、条例等関係3議案の合計5議案でございます。

まず、第46号議案の平成22年度熊本県一般会計予算でございますが、総額で1,262億8,000万円余を計上いたしております。

その主なものについて御説明申し上げます。

まず、地域福祉の推進については、熊本発

の地域福祉の全国モデルとして広がりつつある地域の縁がわづくりや、地域の縁がわの機能を持つ共生型の小規模多機能施設・地域ふれあいホームの整備を支援してまいります。

さらに、地域の縁がわで地域住民との触れ合いの輪を広げるため、新たに農業と福祉の連携に取り組む団体に対して支援を行います。

次に、生活困窮者対策については、生活保護の適正な実施やホームレスの自立支援、さらには、離職を理由に住宅を喪失したり、またはその恐れのある方々への住宅手当の支給などに取り組むとともに、総合的・一体的な支援が行えるよう、関係機関・庁内関係部局との連携強化を図ってまいります。

また、新たに、刑務所等の矯正施設から出所する高齢者や障害者で、福祉サービスを必要とする方々への支援を行ってまいります。

次に、子育て支援については、熊本県安心子ども基金を活用して保育所の施設整備を推進し、市町村の待機児童の解消や施設の耐震化等の取り組みを支援し、安心して子育てができるような体制を整備してまいります。

さらに、ひとり親家庭に対して子育てと仕事の両立が図りやすい在宅就労を推進し、あわせて生活の向上を図るための各種事業を実施することにしており、ひとり親家庭を総合的に支援してまいります。

次に、高齢者支援については、効果的な認知症の早期発見や治療のために、基幹型と地域拠点型の2層構造とした熊本モデルの認知症疾患医療センターのさらなる機能強化はもとより、ケアの質の向上、地域体制の充実など、認知症高齢者対策の総合的な推進を図ってまいります。

また、要介護高齢者の方々が住みなれた地域での生活が継続できるよう、中山間地における居宅介護サービス事業所の開設等を支援するとともに、要介護状態や認知症の症状、家族の状況に応じて適切な介護サービスを受

けることができるよう、平成23年度までに、特別養護老人ホームやグループホームなど、新たに約4,600人分の基盤整備を進めてまいります。平成22年度は、このうち約1,700人分を整備する予定としております。

なお、平成23年10月開催予定の第24回全国健康福祉祭くまもと大会「ねんりんピック2011熊本」について、県民挙げての大会となるよう準備を進めてまいります。

次に、障害者支援については、第2期障がい福祉計画に基づき、障害福祉サービスの必要量の確保に向けたサービス基盤の計画的整備を推進してまいります。

また、平成23年度からの障害者施策の総合的な計画である第4期障がい者計画について、障害当事者の意見を十分に踏まえ、国の動向や発達障害など新たな分野への対応等の視点も盛り込みながら、策定に取り組んでまいります。

さらに、障害者が安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、障がい者への差別をなくす条例の平成22年度中の策定に向けて、広く県民の皆様の御意見も伺いながら取り組んでまいります。

自殺対策については、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、県内の関係機関や団体とも連携しながら、引き続き相談体制の充実や市町村を核とした地域での取り組みを推進してまいります。

次に、地域医療体制の整備については、今年度に造成しました地域医療再生基金を財源として、医師確保総合対策や救急医療対策に取り組んでまいります。

まず、医師確保総合対策では、熊本大学と連携し、地域が求める専門医や総合医を安定的に確保していくシステムづくりに取り組みます。

また、医師修学資金の貸与については、平成22年度から地域枠5名を新設し、計10名を対象としております。

救急医療対策では、ドクターヘリの平成23年末ごろの導入を目指し、必要となるヘリポート等の施設整備や具体的な運航体制の検討等を行ってまいります。

次に、健康増進・長寿づくりの推進については、県内どこでもだれもが高い水準のがん医療を受けることができるよう、新たに県独自のがん診療連携拠点病院を指定し、医療従事者の研修や相談機能の充実、情報の共有化などを支援してまいります。

また、全国的に見て人工妊娠中絶率が高いことから、教育委員会とも連携しながら、望まない妊娠を防ぐための調査、分析や啓発を行っていくこととしております。

次に、肝炎対策については、昨年11月に肝炎対策基本法が成立し、肝炎対策の基本理念や国、地方公共団体の責務等が明確化され、平成22年度からの医療費助成制度の拡充が予定されていることから、本県としましても、肝炎対策の一層の推進に向け、患者の経済的な負担軽減にさらに取り組んでまいります。

最後に、全国的な感染の拡大が見られた新型インフルエンザ対策については、昨年4月末の発生以降、医療機関、市町村等の関係機関との連携を図りながら、医療体制の整備や学校等の休業、ワクチンの接種等、さまざまな対策の迅速な実施に努めてまいりました。

その結果、県内における急速な感染拡大を防止し、社会的・経済的な混乱を最小限に抑えることができたのではないかと考えております。

定点医療機関からの報告でも、既に流行開始の目安となる基準を下回っており、流行は終息に向かっているように思われますが、過去には、第2波、第3波の流行が生じた例もあることから、世界的な状況を注視しながら、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄など、新型インフルエンザ対策を引き続き進めてまいります。

次に、第49号議案の平成22年度熊本県母子

寡婦福祉資金特別会計予算でございますが、母子寡婦福祉資金の貸付金として1億円余を計上しております。

これは、母子家庭を対象とした修学資金等の貸し付けに要するものでございます。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成22年度予算総額は1,263億8,000万円余となり、平成21年度当初予算と比較しますと、金額にして171億9,400万円余の増額、率にして15.7%の増となっております。

予算総額が伸びておりますのは、主として、経済対策として昨年度から造成しました各種基金を財源とした事業の増加によるものであります。

次に、第75号議案の熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、輸出される食肉についての衛生に関する事務の強化を図るため、熊本県食肉衛生検査所の事務の拡大に向けて関係規定を整備するための改正でございます。

次に、第85号議案の財産の処分及び無償譲渡についてでございますが、これは、熊本市東町にあります健康センターの土地及び建物の財産を処分し、物品を無償で譲渡する必要があることから、御承認をいただくためのものでございます。

次に、第91号議案の熊本県次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定についてでございますが、これは、次世代育成支援対策推進法に基づき策定しました熊本県次世代育成支援行動計画の前期計画が満了し、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする後期計画を策定する必要があるため、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例、第3条に基づき御承認をいただくためのものでございます。

このほか、ホームレス実態調査結果の概要についてなど、3件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案いたしております議案等の

概要でございますが、詳細につきましては、関係各課・総室長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 それでは、引き続き各課長、総室長から説明をお願いいたします。

古森健康福祉政策課長。

○古森健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お手元の厚生委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

予算の内容について主なものを御説明申し上げます。

まず、社会福祉総務費でございますが、10億8,828万円をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

1. 職員給与費で2億3,591万円を計上しておりますが、これは、平成22年1月1日時点の定年退職予定者を除く職員数とその給与額をもとに積算をいたしております。

職員給与費につきましては、各課・総室とも同様の趣旨でございますので、各課・総室からの説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、健康福祉部全体で66億9,179万6,000円となっております。

次に、2の民生委員費でございます。熊本市を除く県下2,714名の民生委員、児童委員の日常活動に係る費用弁償の経費等でございます。

次に、3の生活福祉資金貸付事業費の(2)生活福祉資金相談支援体制強化事業でございます。国の2次補正に伴う新規事業でございますが、昨年10月の生活福祉資金貸付事業の見直し以降、貸付件数等が大幅に増加しております。このため、貸付業務の窓口となる市町村社会福祉協議会に相談員を配置することに対して補助を行うものでございます。

4の社会福祉協議会助成費でございます

が、これは、県の社会福祉協議会の運営費や地域福祉権利擁護センターへの補助等でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

5の地域福祉振興費でございますが、(1)地域福祉計画推進・支援事業は、市町村の地域福祉の取り組みへの支援及び平成22年度に最終年度を迎える県の地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランの次期計画の策定に係る経費でございます。

次に、(2)地域の縁がわづくり推進事業、(4)地域の結びづくり推進事業、(5)地域のちからおこし事業は、地域福祉施策の3本の柱として県の計画に位置づけているものでございます。特に、この中で、(2)の地域の縁がわづくり推進事業でございますが、高齢者、障害者、子供など、地域のだれもがいつでも気軽に集い支え合う地域福祉の拠点づくりを支援しております。平成22年度は、地域住民との交流をさらに広げるため、農業と福祉の連携に着目し、地域の縁がわにおいて新たに環境に優しいグリーン農業に取り組む団体に補助を行います。

また、今年度から取り組んでおります(3)の地域ふれあいホーム整備推進事業は、地域の縁がわの機能を持ち、だれもが気軽に宿泊やデイサービスなどを利用できる共生型の小規模多機能施設・地域ふれあいホームの整備を支援するものでございまして、2,482万円余をお願いいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

6の社会福祉諸費の(3)福祉・介護人材緊急確保事業でございます。経済対策として今年度から実施しておりますが、平成22年度も引き続き、介護や福祉の仕事を目指す学生をふやすための進路選択学生支援事業や福祉・介護の人材と事業所をつなぐ福祉・介護人材マッチング事業など、福祉・介護人材の参入促進や定着を図ります。

次に、(5)の社会福祉施設等耐震化等特別

対策事業でございますが、当事業につきましては、国の交付金が中核市の分を含めて県に一括して交付されておりました、熊本市が所管する社会福祉施設等の耐震化整備やスプリンクラー整備事業に対して補助を行うものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

8. やさしいまちづくり事業費でございます。

(1)のやさしいまちづくり普及啓発事業では、障害者用駐車場の適正利用のため、ハートフルパス制度のさらなる普及を図ります。

(2)のやさしいまちづくり推進協議会等運営事業は、やさしいまちづくり条例に基づき策定している現計画が平成22年度に最終年度を迎えますことから、協議会の運営費とあわせて、次期計画の策定に必要な経費についてお願いしております。

(3)のUD推進事業では、ユニバーサルデザインの普及啓発のためのパンフレット等の作成や市町村、団体等へのアドバイザー派遣を行います。

最後に、1ページ飛びまして、7ページをお願いいたします。

中段及び下段でございますけれども、宇土市にある保健環境科学研究所と県内10カ所の保健所の運営費及び維持管理費をお願いしております。

以上、健康福祉政策課は、総額39億3,221万7,000円をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

右の説明欄の2の社会福祉諸費でございますけれども、社会福祉法人や社会福祉施設の指導監査に要する経費でございます。

次に、遺家族等援護費でございますが、主

な事業は、説明欄2の(1)から(3)にありますように、戦傷病者の妻や戦没者の遺族に対します特別給付金、弔慰金の裁定事務、それから引揚者関係は、中国残留邦人に対します自立の支援や支援給付金に係る経費等でございます。

9ページをお願いいたします。

中ほどですが、生活保護総務費でございます。

主な事業は、説明欄の1の(1)の生活保護世帯進学「夢」応援事業でございますが、生活保護世帯の子供の大学等進学を支援するため生活費の貸し付けを行うもので、今年3月高校卒業予定者への利用意向調査に基づき、子供たちの希望にこたえられるよう、貸付枠を拡充いたしております。

(2)のホームレス自立支援モデル事業でございます。今年度は、支援スタッフの増員や、自立のための職業訓練として、農業との連携、農作業の手伝い、あるいは農地を借り上げての耕作、そういったものの支援内容の充実に努めてまいります。

(3)新規でございますけれども、先般の2月補正で、離職した方々への就労や住宅確保を支援するため、緊急雇用創出基金に住宅手当やホームレス対策など、住まい対策実施分として基金の積み増しをお願いしましたが、これは、市が実施します住宅手当事業について7億3,000万円余を基金から補助するものでございます。

(4)も新規でございますが、矯正施設等退所者社会復帰支援事業でございます。これは、高齢または障害を有するために自立が困難な刑務所出所予定者に対して各種の福祉サービスを提供することにより、出所後地域社会で自立した生活が送れるよう、司法と福祉が連携して社会復帰を支援する事業で、今回その窓口となります地域生活定着支援センターの設置に係る経費を計上いたしております。

次の10ページでございます。

下段の扶助費でございますが、これは、生活保護世帯の生活扶助、医療扶助などに要する経費でございます。厳しい経済・雇用情勢の中で保護は増加傾向にございます。今回前年度との比較で2億9,000万円余の減額となっておりますのは、植木町、城南町が熊本市と合併することに伴い、保護世帯が熊本市へ移管され、少なくなることによるものでございます。

11ページでございます。

住宅管理費でございます。これは、熊本市大江にございます引揚者住宅山の上団地の管理運営に要する経費でございます。

以上、社会福祉課で総額45億3,777万4,000円を計上いたしております。

次に、12ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。先ほど御説明いたしましたけれども、生活保護世帯進学「夢」応援資金の貸し付けにおいて、大学在学中の4年間にわたって継続して貸し付けを行う必要があり、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、別冊の報告事項でございます。別冊の方をお願いいたします。

ホームレスの実態調査結果の概要についてでございます。今年度実施しました調査について御報告をいたします。

別冊1ページでございます。

これまで国または県が実施しておりますホームレスのいわゆる概数、人数調査でございますけれども、昼間の巡回による目視が中心となっており、正確な人数やその生活実態等が十分把握されておりました。このため、本年度、県独自にNPO法人熊本ホームレス自立支援の会に委託しまして調査を行いました。この調査で、ホームレス状態が3年以上の者や仕事が見つからない者が4割を超えるなど、厳しい現実や過酷な生活実態を把握することができました。

今後は、これらの方々への支援について、現在県が実施しておりますモデル事業やシェルター事業の充実、あるいは生活保護の適正実施、ハローワークや市町村、特に熊本市等関係機関との連携強化などに努めてまいります。

内容に入りますが、1の調査期間ですが、昨年8月から11月にかけて実施いたしております。特に、9月26日、土曜日になりますけれども、この日にはボランティアなど約60名の調査員により、熊本市内において一斉調査を行っております。

2の調査方法ですが、巡回によります人数確認と調査票に基づき個別に面談し、聞き取り調査を行っております。

3の調査結果ですが、この調査で、人数が179人、これは、昨年1月実施の国の調査では73名でございましたけれども、約2.5倍の数になっております。

①の男女別でございますけれども、男性が168名と9割以上を占めております。

また、②の居所別、市町村別でございますけれども、熊本市が153名で全体の約85%、あと、八代の7名、荒尾、嘉島の各4名、小国の3名、宇土市ほか5市町がそれぞれ1名となっております。不明が2人ございます。これは、一時的に東京とか来られた方がまだ一時的におられて東京などに帰ったという数字をここに掲げております。

次に、2ページでございます。

調査票の質問項目に対して答えていただきました70名の方に協力いただいたわけでございます。男性67名、女性3名でございます。

年代別では、50代、60代が合わせて7割近くを占めております。最小年齢20歳、最高齢で85歳ということになっております。

それから、ホームレスの期間でございますけれども、1年未満、それから3年以上の方がそれぞれ4割を占めております。中には10年以上の方も9名おりました。

それから、③のホームレスになった理由ですけれども、解雇、会社の倒産等の失業により家賃が払えなくなった、あるいは寮を出らざるを得なくなった方が5割、また、離婚、けんかなど家庭でのトラブル、そういった理由で家を出た方が2割というふうになっております。

④の健康状態でございますが、過酷な野宿生活の影響で、多くの方が、背中や腰が痛いとか、眠れないなど、体や心に何らかの症状を訴えております。

医療機関に受診されている方は8名と、約1割でございます。かからない理由といたしまして、かかる程度ではない、あるいは保険証やお金がないなどの理由で治療を受けていないという実態でございます。

3ページでございます。

⑤の仕事の関係ですが、過去1カ月の仕事の有無について、39名の方が仕事についております。主な仕事の中身ですけれども、空き缶等資源物回収などを行って収入を得ているという状況でございます。

次に、⑥でございますが、困っていることについては、食事と仕事の問題がともに5割近くに及んでおります。次に、住まいや健康の問題が続いております。

最後に、⑦の行政への要望ですが、住まいの確保が最も切実な要望となっており、次に、失業対策など、安定的に働ける仕事をつくってほしいというふうなものになっております。また、生活や健康面では、医療機関での受診、生活保護の適用などを希望いたしております。

以上で概要の報告を終わります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

内容につきましては、右の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

まず、児童福祉総務費でございます。

3番、児童健全育成費のうち、(1)は、第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化等を実施する市町村に対する補助でございます。子育て家庭の経済的負担の軽減のため、平成19年度に制度を拡充しておりまして、引き続き市町村を支援していくものでございます。

14ページをお願いいたします。

(2)は、保育所職員等を対象に計画的・体系的な各種研修を行う事業として、今年度に引き続きまして、安心こども基金を活用して県や市町村が実施する研修を充実することにより、保育士等の資質の向上を図ります。また、新たに大学講師等保育に関する専門家等を登録し周知する保育アドバイザー登録制度を創設し、保育所が行う研修等の支援を行います。

(3)は、放課後児童クラブや児童の健全育成のための児童館活動を実施する市町村に対して補助するものでございます。放課後児童クラブにつきましては、平成22年度は、38市町村、229カ所を予定しております。

(5)は、子供・若者の抱える問題に対応するため、新たに制定された子ども・若者育成支援推進法が本年4月1日から施行されることに伴い、関係機関によるネットワークを構築するための支援のあり方検討や、社会生活を円滑に営む上での困難を有するニート、引きこもり、あるいは不登校生徒、中途退学者、これらの実態調査を実施するものでございます。

15ページをお願いいたします。

児童措置費のうち、1. 児童扶助費の(1)は、児童福祉法に基づき、県が児童を児童養護施設や里親に措置、養育委託した場合、支弁する経費でございます。本年度は、28億7,000万円余の予算を計上しておりましたが、熊本市児童相談所設置に伴い、3割強の減額

となり、19億4,500万円余を計上しております。

2番の清水が丘学園費のうち、(2)は、清水が丘学園における給食業務の外部委託に係る経費です。制度改正によりまして、給食業務を外部委託することが可能となりましたので、検討した結果、給食サービスの質の向上と経費の削減を図ることを目的に、来年度から民間委託を行うこととしております。昨年11月定例会におきまして債務負担行為の設定をお願いし、これまでに提案公募型アウトソーシング事業により入札を行い、予定価格の範囲内で入札したものを対象に、外部委員を含む契約審査委員会でのプレゼンテーションを経て、受託候補者の選定を行ったところでございます。

16ページをお願いいたします。

3番、児童手当費は、来年度から支給されます子ども手当の一部として、来年度に限り暫定的な措置として、県の負担金を市町村に交付するものでございます。子ども手当につきましては、現行の児童手当を残したまま、それに支給額の上乗せ部分と対象年齢が拡大される部分を加えて、全体を子ども手当とする形になっておりまして、2つの制度が併存することになります。県におきましては、従来同様の児童手当交付金を計上するとともに、これに加えて、児童手当の所得制限が撤廃されること等に伴い、増加する県負担金分、これが約6億円ございますが、これを加えて計上しております。

なお、これにつきましては、国から特例交付金が交付されることとなっております。

また、計上しておりますのは、平成22年2月、3月の2カ月分の児童手当と、4月から来年1月まで10カ月分の子ども手当の一部として支給されるものをあわせて計上しております。

次に、母子福祉のうち、1番、ひとり親対策費の(1)は、安心こども基金を活用し、生

計、家事、子育て等を1人で担い、日常生活で困難に直面しているひとり親のために、仕事と家庭の両立を図りやすい就業形態であります。在宅就業を提供することで、自立に向けた支援を行うものでございます。22、23年度の2カ年間で約16億8,000万円の事業規模で在宅就業を推進する事業と、子育てや生活等を支援する附帯事業を実施してまいります。在宅就業推進事業につきましては、4月以降、民間企業からの企画提案コンペを行い、委託し、実施することとしております。

(3)は、母子家庭の母等の自立のための就労支援や父子家庭の子育て支援等を行う事業でございます。

17ページをお願いいたします。

3番は、父母の離婚等により、父親と生計が異なる児童を扶養している母等に支給される児童扶養手当の支給等に係る事業費でございます。

次に、児童福祉施設費でございます。

18ページをお願いいたします。

2番の市町村保育施設運営費補助は、保育所等において地域のさまざまなニーズに対応した保育サービスや子育て支援を行う市町村に対する補助事業でございますが、延長保育促進事業が新規事業扱いとなっております。これは、従来国から市町村への交付金であったものが補助事業になったため計上しているものでございます。

3番は、児童福祉施設等の整備に対して補助を行うもので、このうち、(1)は、病児・病後児保育施設を整備する医療機関に対して国から交付される医療提供体制施設整備交付金を一たん県で受け入れ、市町村に交付するものでございます。荒尾市で1カ所の整備を予定しております。

(2)は、昨年6月補正予算で造成しました社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用して、児童養護施設の安全・安心を確保するため、耐震化等の整備を行う事業者に対して

補助するものでございます。来年度は、2つの施設で事業を実施する予定でございます。

(3)は、安心こども基金による民間保育所の施設整備費の補助を行うものでございます。22年度は、熊本市内の施設を含む11市町村、24の事業を予定しております。

19ページをお願いいたします。

6番、児童相談所費の(2)は、児童に対するさまざまな問題に応じ、処遇を検討し、施設入所等の措置をとるための経費でございますが、今年度までの2年間、警察本部から派遣されていた職員1名が減員となることから、来年度新たに警察職員OBの方を嘱託職員として配置し、児童虐待への緊急対応に備えることとしております。

(3)は、児童の施設入所に当たって、保護者等からその負担能力に応じて徴収します児童保護費負担金の収納率向上のため配置する徴収専門員に係る経費でございます。来年度は、債権管理等のために緊急雇用創出基金を活用し、新たに臨時職員を配置することとしております。

(4)は、児童虐待に対する早期発見、早期対応を図るとともに、虐待を受けた児童への支援を行うための事業でございます。このうち、平成22年11月に本県で日本子ども虐待防止学会くまもと大会が開催される予定であり、同大会への補助を行います。

20ページをお願いいたします。

7番、児童一時保護所費は、虐待、養育困難な児童の緊急保護等を行う一時保護所に係る経費でございます。

下段の母子寡婦福祉資金特別会計繰出金についてでございますが、母子家庭及び寡婦の経済的自立を図るための各種の資金の貸し付けを実施するため、母子寡婦福祉資金特別会計の繰出金として1,000万円を計上しております。

以上によりまして、一般会計総額として190億6,000万円余の予算をお願いしております。

す。

続きまして、21ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉資金特別会計についてでございます。

今御説明いたしました一般会計からの繰入金等を財源としまして各種の貸付金を貸し付けるため、事務費をあわせて1億円余をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

まず、一般会計でございます。母子家庭等の児童の身元保証についてでございますが、母子家庭等の児童が就職する際、保証人が得られないときに、県が3年間身元保証を行うものでございます。

次のひとり親家庭等在宅就業推進事業については、来年度から事業着手いたしますこの事業につきましても、安心こども基金を活用するもので、22、23年度の2カ年間にわたる継続的な事業展開をするものでございます。

次に、特別会計の母子寡婦福祉資金貸付についてでございますが、技能習得資金あるいは修学資金など、2カ年以上にわたり継続的に貸し付けを行う資金につきましても債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、91号議案について御説明いたします。

69ページをお願いいたします。

A3横の資料を4枚おつけいたしております。

熊本県次世代育成支援行動計画の策定についてでございます。

先ほど部長の総括説明にもございましたように、熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）を今般の県議会に上程しております。この計画につきましては、本年度の9月議会、12月議会におきましても策定経過を当委員会に御報告してまいりましたが、今回は、

議案ということで御提案させていただいております。

まず、策定の趣旨ですが、少子化の流れを変え、次代を担う子供や子育て家庭を社会全体で支援するため、次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に成立いたしました。10年間の時限立法であり、都道府県、市町村において計画の策定を義務づけております。これを受けまして、本県におきましても、17年3月に17年度から21年度までの5カ年間の計画期間とします前期計画を策定いたしました。この計画期間がこの3月で終了することから、22年度から26年度までを計画期間とする後期計画を本年度中に策定するというところで作業を進めてまいりました。

次に、本県の少子化の状況でございます。少子化の進行をあらゆる数値でございます合計特殊出生率、最新の平成20年の数字では1.58となっており、全国4位、全国的には上位となっておりますが、人口を維持する水準と言われます2.07を大きく下回っている状況でございます。

次に、前期計画の実施状況ですが、毎年度、実施状況につきましては、9月議会の当常任委員会で御報告申し上げております。記載のとおり、具体的施策の数値目標につきましては、119項目中40項目、34%で目標を達成しているという状況になっております。

次に、資料の右側をごらんいただきますと、後期計画の位置づけ等ということで、①から③まで、3つの項目を上げております。

①に記載のとおり、この計画は、関係施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画という位置づけになっております。

次に、計画の策定体制ですが、公募委員も含む民間の有識者から成るくまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会や、その下に各施策分野から9人の委員で構成します行動計画策定検討部会におきまして、計画案について検討をいただきました。また、関係団体の

方々からの意見聴取、意見交換、また、子育て家庭や高校生・大学生などへのアンケート調査、さらには、パブリックコメントにより、県民の声を広くお伺いしながら計画策定に取り組んでまいりました。

策定の経過でございますが、昨年1月から作業を始めまして、先ほど申しました推進協議会での審議、あるいは当委員会への経過報告等を経まして、今般の議案としての御提案ということに至っております。

次の70ページをお願いいたします。

計画案の概要についてでございます。

はじめにのところでは、計画の基本的な性格や計画期間等について記載しております。

なお、はじめにの右側に議案第91号P1～P5というふうに書いております。以下同様に記載しておりますが、これは、予算案その他の議案と一緒に配付させていただいております後期計画の冊子、これのページ数等を記載したものでございます。

次に、計画策定の背景と基本方向の欄をごらんいただきますと、めざす姿として、記載のとおり、地域ぐるみで支え合う子ども・子育てにやさしくまもとを掲げ、計画の基本目標として2つを掲げております。さらに、計画全体の達成状況をはかる成果指標として2つ設定しております。1つは、子育てが楽しいと思う県民の割合を高めるという指標で、もう一つが、子どもが心豊かに育っていると思う県民の割合を高めるという指標でございます。

次に、具体的施策の展開というところでは、具体的な計画の内容を記載している部分でございます。第1章から第8章まで、具体的施策として183項目を記載しております。また、県民にわかりやすい計画となるようにできるだけ具体性を持たせるため、計画全体で75項目の数値目標を織り込んでおります。特にかかわりの深いのが第1章でございます。この中では、地域の子育て支援サービスと保

育サービスの充実、さらには、人材の確保、育成、ネットワーク化など、39の施策、21の数値目標を掲げております。

次のページをお願いいたします。

この計画では、重点プロジェクトとして、地域の子育て力の強化を初めとする3つのプロジェクトを設定し、重点的かつ着実に実行することとしております。

また、右のページをごらんいただきますと、計画の推進に向けてということで、計画推進のための各主体の役割と推進体制について記載しております。

また、働き方の見直し、子育て家庭の経済的支援の充実など、県だけではなかなか取り組みにくいことにつきまして、国及び社会の提案ということで項目を記載しております。

なお、次のページに、計画の施策体系図ということで、次世代計画の全体の構成、内容を俯瞰できる図を添付しておりますので、参考にごらんいただきたいというふうに思います。

以上、行動計画の内容につきまして御報告申し上げましたが、この計画は、来年度からの5年間で計画期間であり、今後の次世代育成、少子化対策推進の総合的な計画と考えており、策定後は、この計画に基づき、関係各課と連携を図りながら、少子化対策に取り組んでまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

まず最初に、老人福祉費でございます。

2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございますが、軽費老人ホーム17施設について、各施設が入所者の所得に応じて利用料を減免した場合に、その減免相

当額を補助するものでございます。

次に、3の高齢者福祉対策費でございます。

(1)の明るい長寿社会づくり推進事業でございますが、熊本さわやか大学の運営やシルバー作品展、スポーツ交流大会等、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を行う熊本さわやか長寿財団に対する補助でございます。

次に、(2)の元気はつらつシルバー活動応援事業でございますが、積極的に地域貢献活動等に取り組んでいる老人クラブへ活動費の助成を行う市町村に対する補助でございます。

24ページをお願いいたします。

(5)の認知症診療・相談体制強化事業でございますが、この事業については、今年度、21年度から新しく始めた事業でございます。3つの事業から成っておりますけれども、1つが認知症疾患医療センター運営事業、もう一つが地域包括支援センター認知症強化型モデル事業、そしてもう一つが認知症家族相談体制事業でございます。この3つの事業につきまして、引き続き来年度も行うものでございますが、このうち、認知症疾患医療センター運営事業につきまして、基幹型センターの機能拡充、それから地域拠点型センターに対して連携担当者の専従職員を配置するなど、その機能拡充を行うための予算の増額を行っているところでございます。

次に、(8)の中山間地等居宅サービス推進事業でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けていけるよう、居宅介護サービス提供の充実を図るため、中山間地等へ新たに立地する介護サービス事業所の開設等を支援する事業でございます。

次に、(9)の施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、介護施設等の円滑な開設に資するため、施設整備と一体的に早期からの開設準備を行うことで開設時からの安

定した質の高いサービスを提供できるよう、施設の開設準備に要する経費について、国の経済危機対策による交付金を活用して助成を行うものでございます。

続きまして、(10)全国健康福祉祭開催準備事業でございますが、平成23年、来年の10月15日から本県で開催いたします第24回全国健康福祉祭くまもと大会・ねんりんピック2011熊本の開催準備に要する経費でございます。

25ページをお願いいたします。

(11)から次のページの(17)までの事業につきましては、平成22年度予算から各所属において要求することとなりました雇用創出の2基金、緊急雇用創出基金及びふるさと雇用再生特別基金を活用した事業となります。

内訳といたしましては、(11)から(16)が緊急雇用創出基金、次ページの(17)がふるさと雇用再生特別基金を活用した事業となっております。

なお、平成21年度当初予算要求時において要求したもの以外、新規事業として取り扱うよう整理されておりますことから、この資料におきましては、すべて新規事業と記載しておりますが、一部、補正予算によりまして、今年度途中から実施している継続事業もございます。

まず、(11)から(14)の事業についてでございますが、これらはすべてねんりんピックに関する事業でございます。

まず、(11)でございますが、昨年12月に、ねんりんピック2011熊本の開催情報を広くPRするため、大会専用のホームページを開設したところでは、平成22年度も引き続きコンテンツメニューを追加するなど、さらに魅力あるものとして展開するための経費を計上しております。

(12)でございますが、ねんりんピックを県内外に広く周知するため、昨年12月に編成いたしました大会マスコットキャラクターのASO坊健太くんを隊長としたキャラバン隊に

よる広報活動を来年度も引き続き実施するために要する経費となっております。

(13)でございますが、ねんりんピックの開催におきましては、老人クラブ会員の協力が不可欠というふうに考えておまして、このため、熊本県老人クラブ連合会を通じて、その協力と支援体制の整備のための研修等を行うとともに、各都道府県の老人クラブ連合会等への熊本大会の周知を図るために要する経費を計上しております。

(14)でございますが、ねんりんピックのイベントの一環として開催することとなっております音楽文化祭、これは財団法人熊本さわやか長寿財団が主管いたしますけれども、これの開催準備に要する経費でございます。

次に、(15)の現任介護職員等研修支援事業でございますが、介護施設、事業所等の介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が職員等に研修を受講させる際の代替職員の確保を支援するための経費でございます。

次に、(16)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業でございますが、求人の需要が高い介護分野において、人材の確保そして育成につなげるため、離職者や未就職者等が介護施設で働きながら介護資格を取得することを支援する経費となっております。

26ページをお願いいたします。

(17)の地域密着型サービス普及促進事業でございますが、地域密着型サービスの整備促進のため、制度概要や事業所運営に当たっての留意事項など、きめ細かいプログラムによるセミナー等を事業所開設予定者向けに実施し、着実に速やかな事業所開設につなげることを支援する経費でございます。これは本年度からの新規事業でございます。

4. 介護保険対策費でございます。

(2)の介護給付費県負担金交付事業でございますが、市町村の介護保険給付に対し、介護保険法に定められた負担割合に応じて県が

負担するものでございます。

次に、(3)の地域支援事業交付金交付事業でございますが、市町村が実施する地域支援事業に対し、介護保険法に定められた負担割合に応じて県が交付金を交付するものでございます。

続きまして、(4)の介護職員処遇改善交付金事業でございますが、国の経済危機対策により、昨年、平成21年10月からスタートした事業でございます。介護職員の賃金の確実な引き上げなどに取り組む事業者に対して交付金を交付するものでございます。

27ページをお願いいたします。

老人福祉施設費でございます。

(1)の老人福祉施設整備費の老人福祉施設整備等事業でございますが、30床以上の広域型特別養護老人ホームの施設を整備する社会福祉法人に対する補助でございます。

(2)の介護基盤緊急整備等事業でございますが、小規模の介護施設や地域介護拠点の整備を推進する市町村、そして有料老人ホーム等のスプリンクラー設置を行う法人に対し、国の経済危機対策による交付金を活用して助成を行うものでございます。

以上、高齢者支援総室の平成22年度当初予算として294億9,500万円余を計上しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○池田和貴委員長 済みません、ここで5分間休憩とらせていただきたいと思います。

休憩の後、また審議再開したいと思います。

午後2時22分休憩

午後2時29分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして審議を再開いたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室で

ございます。

28ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費でございます。

1の(2)でございます。精神通院医療費でございますが、精神障害者の方に対する通院の医療費の助成事業でございます。

次に、(4)の障害福祉サービス費等負担事業でございますが、障害者の方が福祉サービスを利用した場合に係る経費でございます。48億円余でございます。

次に、2の(1)の障がい者支援施設工賃アップ推進事業でございますが、障害者の方々の自立を支援するために、福祉施設等で働く障害者の方々の工賃アップをするための事業の経費でございます。

次に、29ページをお願いいたします。

(3)の高次脳機能障害支援普及事業でございます。高次脳機能障害者への専門的な支援を行うために、熊本大学に支援センターを平成20年度に設置をいたしました。そのセンターの運営経費でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

(8)の新規事業、障がい者への差別をなくす条例策定事業でございます。条例制定のための検討委員会の開催等の経費でございます。検討委員会では、条例の素案の策定を行う予定といたしております。

次に、(9)から(12)の事業でございますが、緊急雇用創出基金による事業でございます。(9)と(10)は、施設に就業支援員を配置いたしまして、施設で働く障害者の方々の工賃アップを目指すものでございます。(11)は、児童福祉施設を利用している人たちにつきましては、毎年利用者負担金の見直しを行っておりますが、その作業の補助をする臨時職員を福祉総合相談所に配置するものでございます。次に、(12)の新規事業でございますが、発達障害に関する理解の促進のための啓発を行うものでございまして、大津町にあります発達障害者支援センターに障害福祉に精

通した臨時職員を配置し啓発を行うものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

(3)の障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業でございます。施設の耐震工事、スプリンクラーの設置に係る経費につきまして、社会福祉法人等へ助成を行うものでございます。

次に、5の重度心身障がい者医療費でございます。重度の障害者に対して医療費の助成を行うものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

7の発達障害者福祉費の中の発達障害者支援センター事業でございます。発達障害に関する相談や療育支援を行う事業でございます。大津町にございます社会福祉法人三気の会に委託をして実施するものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

児童措置費でございます。

1の児童扶助費でございます。障害のある児童が施設を利用した場合に係る経費でございます。

次に、3でございまして。心身障がい児通園事業でございます。身近な地域で障害児が療育を受けられるよう、市町村が設置をいたしました県内10カ所の地域療育センターに助成を行うものでございます。

次に、4でございまして。心身障がい児施設療育事業費でございます。地域において重度の心身障害者に対し機能訓練等を行うものでございまして、社会福祉法人に委託をし実施するものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

2のこども総合療育センター費でございます。宇城市松橋町にあります県立こども総合療育センターに係る経費でございます。およそ10億円余でございます。

次に、精神保健費でございます。

1の(3)精神障害者地域移行支援特別対策事業でございます。精神科病院から退院し、

地域生活への移行を推進するための事業でございます。毎年圏域を指定して実施をしているものでございまして、平成22年度は、熊本市、菊池市、八代市、芦北、天草の6圏域において実施をするものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

(4)の市町村等自殺対策推進事業でございます。地域における自殺対策を推進するために、自殺対策に取り組む市町村に補助を行うものでございます。現在、15の市町村の方から取り組みの要望が上がっているところでございます。

次に、3の(2)精神保健福祉センター移転事業でございます。熊本市長嶺にございます旧保育大学校に移転するための施設改修等の経費でございます。移転先での事業再開は、23年の1月を予定しているところでございます。

最後に、36ページをお願いいたします。

県立病院事業会計繰出金でございます。

1の(1)につきまして、地方公営企業法に基づいての一般会計への繰出金でございます。

(2)の新規事業でございますが、グリーンニューディール基金を活用いたしまして、省エネ等に取り組むための事業でございます。

総額194億3,000万円余の予算でございます。

御審議よろしく願いをいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室でございます。

説明資料の37ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険指導費です。これは、市町村の国民健康保険財政の安定化に資するため、国民健康保険法に基づき、県が負担をするものです。

説明欄の3の国民健康保険制度安定化対策費、これがこの予算のほとんどを占めておりますが、対策事業の①は、市町村が行う低所

得者への保険料の軽減等に対しまして県がその一部を負担するものです。②は、高額な医療費の発生による市町村国保への急激な影響を緩和するため、1件80万円を超える医療費を対象に、国民健康保険連合会が行う高額医療費共同事業に対して県が負担をするものです。③は、市町村の国民健康保険の財政の不均衡を市町村の個々の特殊性に配慮して調整をするための交付金です。

38ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費です。

説明欄2の保健医療推進対策費ですが、主な事業としまして、これから41ページまで20項目ほどありますので、地域医療再生基金と絡めて絞り込んで説明をさせていただきます。

まず、(2)の広域災害救急医療情報システム運営事業ですが、これは、(4)の医療機能情報提供事業とも関連しますが、県民や消防医療関係者の方に対しまして、救急医療に関する情報、それから(4)の方は、病院等の情報を県民にわかりやすい形で提供するというところで運用を行っているわけですが、22年度につきましては、2つのシステムをさらに効率的・効果的に連携して運営していくために、新しいシステムを構築することにしております。

それから、戻りますが、(3)の小児医療対策事業です。小児救急医療の拠点病院の運営に対する助成と、それから小児救急患者の保護者向けの夜間電話相談、シャープ8000ですけども、これに要する経費でございます。

39ページをお願いいたします。

(8)の医師確保総合対策事業です。これにつきましては、天草医療圏を対象に医師確保による地域医療の再生をテーマにしまして、地域医療再生計画を策定しましたが、その基金を活用しまして、平成22年度から本格的に取り組んでいくこととしております。

説明欄に各事業を盛り込んでおりますが、

継続事業につきましては、内容の充実や拡充を図っていくことにしております。

特に、拡充に関係する部分にスポットを当てて説明したいと思いますが、2つ目のポツ、寄附講座運営事業です。これにつきましては、地域医療システム学寄附講座に加えまして、地域専門医療推進学寄附講座を開設いたします。これは、熊本大学病院の医師派遣機能を強化することによって、大学から地域の公的病院等へ専門医を継続的に派遣できるシステムを構築するものです。

それから次に、6つ目のポツになりますが、医師修学資金貸与事業です。これは、将来地域の医療に従事する医師を確保するため、修学資金を貸与し、医師として知事が指定する地域の病院等で貸与期間の2分の3、一応9年が原則になると思いますが、以上従事すれば返還を免除いたします。平成21年度から熊本大学医学部の定員増に合わせて、5名の一般枠でスタートしましたが、新たに平成22年度から、県内高校出身者を対象に地域枠として5名を追加しまして、合わせて10名に修学資金を貸与していきます。

次に、そのポツの分の下3つの分になりますが、これは平成21年度から国の補助制度として始まったものでございます。

それから、そこに新規の分3つ上げておりますが、基金を活用する3つの新規事業でございます。

まず、総合医養成プログラム作成補助事業ですが、基幹型の臨床研修病院が総合医の育成を目的とした臨床研修プログラムを作成する場合に補助を行うものです。

それから、2つ目の天草医療圏連携体制検討事業は、医師の効率的配置の検討や専門医不在の病院における遠隔医療システム導入の検討を行うための経費でございます。

3つ目の医師キャリア支援事業は、結婚等により離職をした医師の復職や自治医科大学卒医師の県内病院への定着を促進するため、

医師の情報の集積・組織化の支援を医師団体に委託するものです。

40ページをお願いいたします。

(13)ですが、医療施設耐震化整備事業ですけれども、これは、平成21年9月に設置しました熊本県医療施設耐震化臨時特例基金をもとに、指定をいたしました災害拠点病院等の10病院、それに対しまして耐震化整備に対する補助を行うものです。年度ごとの整備状況等につきましては、後ほど債務負担行為の設定のところで御説明をいたします。

(14)から次の41ページの(20)まで新規事業がずっと上がっておりますが、この新規事業につきましては、阿蘇医療圏を対象に救急医療体制の再生をテーマに地域医療再生基金を活用して取り組む事業です。

(14)の阿蘇医療圏医療連携推進事業は、阿蘇医療圏におきまして、病院や診療所等の連携を推進するために、連携会議の開催や休日・夜間急患センターの開設準備に要する経費でございます。

それから、(15)、(16)、(17)は、ちょっと関連をいたしますけれども、入院から退院までの計画を立てて医療連携して質の高い医療を提供するというクリティカルパス、これですが、この阿蘇版の地域版のモデルのクリティカルパスを作成して人材の育成を行っていくというふうな形の部分で、脳梗塞の関係ですとか、あるいは遠隔医療の関係ですとか、そういったやつとリンクをさせながら体制づくりの作業を進めていくということで計画を立てております。

41ページをお願いいたします。

(18)へリ救急医療搬送体制整備事業ですけれども、平成23年末ごろの導入を目指したドクターヘリの導入に関しまして、救急医療体制の整備を行うための事業で、県等からの協議会の経費やヘリポートの整備などに要する経費でございます。

(19)の救急医療地域支援体制整備事業です

が、ヘリでは対応できない夜間や悪天候時のために、救急ワークステーションの整備や、救急車と救急医療機関が画像データを共有するシステムの導入について検討を行うものです。

それから、(20)の重症心身障がい学寄附講座ですが、これは、高度な医療のケアを要する子供の療養支援システムの構築に関する研究を行うため、熊本大学病院に寄附講座を開設するものです。

それから、3と4の積立金ですが、これは、それぞれの基金の平成22年度分の運用収益の積み増しを行うものです。

次に、5の後期高齢者医療対策費です。これは後期高齢者医療制度にかかわる法定負担金等です。

(1)の後期高齢者医療給付費負担金は、後期高齢者医療広域連合の医療給付費にかかわる定率負担分でございます。

それから、(2)の後期高齢者医療高額医療費負担金ですが、これは、高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクを軽減するため、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に対する公費負担を行うものです。

それから、42ページをお願いいたします。

(3)の後期高齢者医療保険基盤安定負担金ですが、これは低所得者等の保険料負担の軽減に対する負担金です。

それから、(4)の後期高齢者医療不均一保険料負担金ですが、これは、医療給付費が県内平均よりも一定の率以上低いあさぎり町ほか4町村に対しまして保険料の激変緩和措置として設定をされております。不均一保険料と均一保険料との差額に対する負担金でございます。

次に、6の後期高齢者医療財政安定化基金積立金でございます。これは、保険料の未納や医療の給付に要する費用の見込み以上の増加による後期高齢者医療広域連合の財政リス

クを軽減するため、財政安定化基金を県に設置をし、積み立てを行うもので、負担割合は、国、県、広域連合、それぞれ3分の1でございます。

公衆衛生総務費の分で264億あるんですが、その中の今御説明しました後期高齢者の医療関係の分が約240億円になっておりまして、この公衆衛生総務費の約9割を占めております。それ以外の基金等を活用するような分の事業として2の保健医療推進対策費ということで御説明いたしましたけれども、これにつきましては、前年度より約16億円増加をしまして24億円になっております。

次に、医務費でございます。

2のへき地医療対策費の(1)のへき地医療施設運営費補助ですが、これは、市町村が設置しております僻地の診療所や僻地医療拠点病院の運営に対する補助、さらにへき地医療支援機構の運営に要する経費でございます。

43ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費です。

説明欄1の看護行政費の(1)の看護師養成所等運営費補助事業ですが、これは、看護職員の確保や就業環境の整備等を図るため、民間の看護師等養成所と病院内保育所を設置する病院に対しまして、その運営費の補助を行うものです。

(3)の看護師等修学資金貸与事業ですけれども、これは、看護師等を養成する養成所等の在学者に修学資金を貸与しまして修学を支援することにより、看護師等の確保が困難な施設等において一定期間業務に従事する者に返還免除することで、県内に就業する看護師等の確保を図るものです。

44ページをお願いいたします。

2の看護師等確保対策費です。

(1)のナースセンター事業ですが、離職中の看護職員の再就職を促進するため、県看護協会に委託をしまして、無料職業紹介等を行うものです。

次に、新規事業、3つ上げております。

まず、(2)の看護職員継続教育体制整備事業ですが、これは地域医療再生基金を活用する事業でございます。法律の改正によりまして、平成22年度から必要な研修の受講が努力義務化されるために、看護職員の卒後の継続教育体制を構築する必要があり、その構築に向けてモデル地区での教育の拠点づくりに取り組むものです。

(3)の訪問看護師定着支援事業は、ふるさと雇用再生特別基金を活用しまして、在宅医療を推進するため、訪問看護実務研修を受けた看護師の雇用先である訪問看護ステーションへの定着を図る事業です。

それから、(4)の新人看護職員卒後研修事業ですが、これは、新人看護職員の質の向上や早期の離職防止の観点から、新人看護職員の研修や教育責任者の研修等を行うための経費です。

以上、医療政策総室の平成22年度当初予算といたしまして427億8,500万円余で、額は非常に大きいんですが、説明いたしましたように、このうち、国民健康保険の関係の分が153億、後期高齢者の医療分が240億、合わせまして393億、これが医療政策総室の予算全体の約92%を占めております。それ以外の予算は34億ですが、こちらの方は、基金等の関係もございまして、16億ほど額がふえております。

医療政策総室の分につきましては、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、45ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定の分でございます。

1つは、医師修学資金の貸し付けの分でございます。これは、説明いたしましたように、熊本大学医学部入学者を対象に、入学から卒業までの6年間にわたって修学資金の貸し付けを行うものにつきまして債務負担行為を設定するものでございます。

それから、2つ目の医療施設耐震化整備事

業ですが、これは、耐震化の整備指定医療機関に指定をされました災害拠点病院等に対しまして補助を行うものについて債務負担行為を設定するものでございます。

この耐震化の分につきましては、21年度と22年度の事業になっておりますが、少なくとも22年度までに着手する必要があるとしまして、そこに上げておりますが、23年度までに主に完了するような、そういった計画での動きになるかと思っております。

それから、委員会の報告事項の方を見ていただきたいと思います。4ページをお願いいたします。

病院開設に係る中止勧告無効等確認請求事件の終結についてでございます。

平成12年から係争中でありました徳洲会の訴訟につきまして、一応終結をいたしまして、県側が勝訴いたしましたので、一応御報告をさせていただきたいと思います。

下の経緯のところを見ていただきますと状況がおわかりになるかと思っておりますが、八代方面の医療圏域の中で、業者の方から病院の開設という形の部分で動きがある中で、それぞれの地域の協議会、あるいは県の医療審議会等での審議を経まして、病院開設の中止勧告を県の方で行ったわけですが、それに対しまして、平成12年の1月28日に中止勧告を不服として訴訟が起こされております。

よその県でも同じような状況の分があつておりましたけれども、これにつきましては、富山県を除きまして県の方が勝訴しております。富山県につきましては、開設許可申請につきまして数回にわたって受け付けずに返却をしたという、そういった手続をやっているというふうな意味合いの部分で県側の敗訴というふうな形になっておるようでございます。

報告、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

主な事業について御説明いたします。資料46ページからお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費について御説明いたします。

説明欄3の健康づくり推進費のうち、(3)ヘル歯一元気8020支援事業、これは、歯周病予防のための県民支援体制の整備等に要する経費でございますが、この事業のほか、他の事業も活用しまして、フッ化物活用について市町村や市町村教育委員会等へ働きかけてまいります。

47ページをお願いいたします。

(6)糖尿病予防総合対策事業、これは、増加する糖尿病につきまして、その予防や悪化防止のため、保健所を中心とした医療連携体制を構築するための費用でございます。

(7)の糖尿病医療スタッフ養成支援事業は、今申し上げました医療連携体制の構築に不可欠であるスタッフの養成を支援するために要する経費でございます。

(8)のがん検診受診促進企業連携事業は、保険会社などの企業と連携しまして、検診受診の啓発・勧奨を行い、検診受診率の向上を目指すものでございます。

(9)がん対策推進事業は、がん診療連携拠点病院が実施します医師研修や相談事業等に対する補助等でございます。なお、この事業の中で、来年度から、いわゆるがんサロンの普及のためのリーダー養成に取り組むこととしております。

(10)がん地域連携クリティカルパス支援事業は、患者と医療機関が共有する診療計画であるがん地域連携クリティカルパス、私のカルテと称しておりますが、パスの導入・普及に要する経費でございます。

(11)熊本県指定がん診療連携拠点病院機能強化事業につきまして、新たに県独自のがん診療連携拠点病院を指定しまして、県内どの

地域に住んでいても高度ながん診療を受けられるようながん医療の均てん化の体制を整備するための経費でございます。

現在、本県におきまして、国の指定するがん診療連携病院が8機関ございますが、芦北医療圏や天草医療圏には、国の拠点病院の指定要件を満たす医療機関がございません。今後とも国に対して地域の実情に合った指定要件の緩和などを働きかけてまいります。一方で、県独自の指定制度を創設しまして、これらの医療圏でがん医療の中核的役割を担っている医療機関を指定しまして、地域内のがん医療関係者への研修、住民相談窓口の設置などを実施していただき、本県におけるがん医療の均てん化に貢献していただきたいと考えております。

48ページをお願いいたします。

4の栄養指導対策費のうち、(3)県民元気アップ食生活強化事業、これは、県産品を使ったヘルシー弁当を開発・活用した勤労者の肥満対策と地域の縁がわなどを活用しました高齢者の低栄養予防対策に要する経費でございます。

6の原爆被爆者特別措置費は、原爆被爆者に対し健康管理手当の支給等を行うものでございます。

49ページをお願いいたします。

7の特定疾患対策費でございますが、国が指定しました難病、すなわち特定疾患の患者及びその家族の負担軽減を図るため、治療費の公費負担などを行うものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

11の母子保健対策費は、望まない妊娠を防ぐための調査、分析、再中絶を予防する医療スタッフの養成や啓発に要する経費でございます。

平成19年度におきまして、本県の人工妊娠中絶率は全国ワースト1位となっていることもありまして、思春期健康教育や子宮頸がんの予防啓発などとあわせまして、教育委員会

と連携して、思春期の性の問題に取り組んでいきたいと考えております。

12の母子医療対策費のうち、(3)小児慢性特定疾患治療研究事業は、国が指定しました小児難病、すなわち小児慢性特定疾患の患者及びその家族の負担軽減を図るための治療費の公費負担を行うものでございます。

(5)周産期医療対策事業は、周産期医療体制整備計画の策定などに要する経費でございます。ことし1月の厚労省通知を受けまして、NICUの整備目標数の見直しなども含めて、当該計画を来年度中に策定することとしております。

51ページをお願いいたします。

(6)の周産期母子医療対策事業は、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに対する運営費補助等に要する費用でございます。

(9)阿蘇圏域内周産期医療体制構築事業は、今年度から同地域で本県が実施します医療再生計画の一環として行う事業でございます。

(10)の周産期高度医療体制整備事業も医療再生計画の一環として行う事業でございます。総合周産期母子医療センターであります熊本市市民病院のドクターカー配備に対する補助などの経費でございます。

(11)の早産予防対策モデル事業は、平成19年度県単独で天草地域において実施しました事業の成果を踏まえまして、県の補助事業を活用し、人吉・球磨地域において取り組むものでございます。

最下段、13の乳幼児医療費は、乳幼児の医療費を助成する市町村に対する補助でございます。

52ページをお願いいたします。

16の妊婦健康診査費は、市町村が実施します妊婦健康診査公費負担の拡充に要する経費に対する補助でございます。平成21年2月に国の経済対策による交付金をもって積み立て

ました妊婦健康診査支援基金を取り崩して行うものでございます。

最後に、予防費でございます。

1のハンセン病予防費は、ハンセン病に関する普及啓発等に要する経費でございます。

以上、平成22年度当初予算案において、事業費53億6,049万5,000円をお願いしております。

続きまして、第85号議案の御審議をお願いいたします。

66ページをお願いいたします。

昨年11月議会で熊本県健康センター廃止条例案を議決いただきまして、今年4月1日をもって同センターが廃止されることとなりました。これに伴いまして、同日付で、現在健康センターにおいて検診事業等を行っております財団法人熊本県総合保健センターに対しまして、土地、建物については時価、すなわち不動産鑑定額に基づいた5億8,980万円により売却し、調理台、放送設備といった物品につきましては無償譲渡するものでございます。

当該財団に随意契約で売却等を行う理由は、大きく2つございます。

1つ目の理由は、当該財団は、昭和60年の健康センター開設以来、その土地、建物と自己所有の検診センターとで一体的に検診事業を実施しておりまして、当該県有財産と密接な関係があることでございます。

なお、競争入札による売却の場合、建物撤去費用や財団所有の検診センターの移転補償費等が必要となるため、随意契約の場合と比較すると、経済的に不利となる可能性がかなり高いものと試算しております。

2つ目の理由でございますが、検診事業やがん対策、結核対策といった健康増進等の事業に十分な能力及び実績を有する当該財団に売却し、同財団が現在地でこれらの健康づくり事業を継続することが、県民の健康づくりを進める上で有益であることでございます。

なお、当該財団への売却につきましては、売却方法や売却額も含めまして県財産審議会から適当である旨の答申をいただき、今議会で提案したものでございます。

続きまして、物品の譲渡についてですが、現在の健康センターの機能を引き継いでいただくために必要なものを当該財団に無償で譲渡するものでございます。物品の無償譲渡の場合、額の多寡を問わず、議会の議決が必要とされておりますため、土地、建物の売却とあわせて議案を提案させていただきました。

なお、これらの物品のほとんどは、昭和60年、健康センター開設時に取得されたもので、現時点での価格の見積もり査定は困難ではありますが、取得後25年を経過した現時点では、これらの物品の価格はかなり下がっているものと考えられます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の54ページをお願いいたします。

まず、災害救助費でございます。

4,608万円余をお願いいたしております。

これは、説明欄1の災害救助法に基づく災害救助基金積立金について、法で定められた最低積立額と現在の積立額の差額を積み立てるものでございます。

次に、2段目の公衆衛生総務費でございます。6億2,315万円余をお願いいたしております。前年度比3,875万円余の減となっておりますが、これは、説明欄3の肝炎対策事業について、平成21年11月の肝炎対策基本法の成立を契機とした医療費助成制度の拡充に伴い、新たに核酸アナログ製剤治療にかかわる医療費助成金等の所要見込み額を計上いたしているところですが、インターフェロン治療の医療費助成金及び肝炎ウイルス検査費用等について、平成21年度の実績を踏まえ、所要

見込み額を減額したことによるものでございます。

なお、肝炎対策に係ります医療費助成制度の拡充の内容と実施方法について、別冊資料で御説明させていただきます。

別冊、厚生常任委員会報告事項の6ページ目をお願いいたします。

制度改正の背景でございますけれども、B型・C型肝炎は、国内最大の慢性感染症であり、県内にも約2万から3万人のウイルス感染者が存在すると推定されております。このB型・C型肝炎は、早期発見と適切な治療により、より重篤な肝硬変や肝がんへの進展を防ぐことが可能な疾患ではございますが、治療にかかります患者の経済負担が大きいことから、治療の妨げとなっていると言われております。

このため、国及び各都道府県では、平成20年4月から肝炎インターフェロン治療に対する医療費助成を開始し、本県でも本年2月末までに1,459の方がこの助成制度を活用して治療を受けておられるなど、成果を上げているところでございますが、患者団体からは、なお拡充の必要性が指摘されておるところでございます。

このような中、昨年11月の肝炎対策基本法の成立を契機に、国において、この医療費助成制度の拡充が許されているところでございます。

その内容でございますが、2番の(1)自己負担限度月額引き下げでございます。現行、世帯の市町村民税所得割の課税年額の区分に応じ、1万、3万、5万の3段階に区分されておりますが、平成22年度からは、3万円の方も1万円に、5万円の方は2万円に引き下げる予定がされております。この改正が行われますと、受給者の9割以上の方が、月々1万円以内で肝炎治療を受けることが可能となることを見込まれております。

これに係ります県の影響額ですが、4,200

万円余を推計いたしております、国2分の1、県2分の1の負担となっております。

次、7ページ目の(2)でございます。助成対象の拡充が2点目でございます。これまでのインターフェロン治療に加えまして、新たに核酸アナログ製剤治療が助成対象と予定されております。これまでのインターフェロン治療は、C型の患者さんに対しますウイルスの除去による肝炎の根治を目的としたものでございましたが、今回追加されます核酸アナログ製剤治療は、B型の患者さんのウイルスの抑制によって肝炎の進行を防止することを目的とし、毎日の服薬による経口薬の投与で、経費としては、インターフェロンよりも安くはございますが、月に1万3,000円から2万1,000円程度の自己負担になっております。

ただ、インターフェロンと違いまして、ほとんどの方が一生涯飲み続ける必要があるということで、負担が大きいとされてきたところでございます。この影響額は、5,600万円弱を見込んでおります。

3点目の拡充の内容でございますが、制度利用回数の制限緩和でございまして。現行は、インターフェロン治療1人につき1回に限定されておりますが、これを22年度からは、一定の条件を満たす方については2回目の利用を認めるという拡充でございます。影響額は、まだ条件が未定でありますので、わかり次第、補正等をお願いすることを予定いたしております。

8ページ目をお願いいたします。

この肝炎治療の助成の実施体制でございますが、本県では、専門医とかかりつけ医の連携による治療体制を構築しておりまして、治療の質を保ちつつ、患者にとって治療を受けやすい環境を確保しているところでございます。

下の図にありますように、インターフェロン治療につきましては、県内28の指定医療機

関とそれから治療を実施されます309の治療実施医療機関と連携して患者さんに対応していただいているところでございます。今回加えます核酸アナログ製剤治療についても同様の仕組みをとりまして、100医療機関程度の指定医療機関を指定してまいりたいと考えております。

患者さんが受けるための手続は、右にあるフローチャートのとおりでございますが、県で設置しております認定審査会において診査の上、支給を決定していくことといたしております。

次に、予算説明資料にお戻りいただきまして、55ページをお願いいたします。

上段の結核対策費でございます。

3,476万円をお願いいたしております。前年度比1,235万円余の減となっておりますが、これは、主に、説明欄1の結核医療費について、平成21年度実績を踏まえ、所要見込み額を減額したことによるものでございます。

説明欄2の結核予防関係補助金は、私立学校等が実施いたします結核の定期検診に要する補助でございます。

説明欄3の結核予防費は、保健所が実施する結核に関する啓発・研修等の経費でございます。

次に、2段目の予防費でございます。2億7,440万円余のお願いをいたしておりますが、前年度比1億4,638万円余の減となっております。

説明欄1. 感染症予防費の(1)感染症予防事業費は、感染症発生時の疫学調査、病原体の検査及び予防啓発に要する経費でございます。

(2)エイズ予防対策費は、エイズに関する啓発、検査、患者カウンセリング等に要する経費でございます。

56ページ目をお願いいたします。

(3) 新型インフルエンザ対策費ですが、平成20年度から補助を実施してきました入院患者を受け入れる医療機関を対象とした感染防護具の整備が一巡したことから、22年度は人工呼吸器の整備に対する補助のみとなり、これにより、予防費全体で対前年比1億4,000万円余の減となったものです。

説明欄2の感染症流行予測調査費は、国の委託を受けて、麻疹、日本脳炎の流行予測のため、人や豚の抗体保有状況を検査する経費でございます。

3の予防接種対策費の主な事業であります予防接種救済給付金は、市町村が給付いたします予防接種健康被害救済給付金への県負担に要する経費でございます。

4の感染症発生動向調査費は、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症の発生情報を収集し、県民や関係医療機関へ情報を提供するための経費でございます。

下段の食品衛生指導費でございます。3億5,818万円余をお願いいたしております。

説明欄1. 食品衛生監視費の(1)食品営業監視事業、それから次の57ページ、(2)の食品衛生監視機動班活動事業、食品関連の事業でございますが、食品営業施設の許認可、あるいは監視指導員のための経費でございます。

(3) 食品衛生指導巡回指導等委託事業は、社団法人熊本県食品衛生協会に対して営業施設への巡回指導を委託する経費でございます。

2. 食品安全確保対策費の(1)食品検査指導事業から(4)食品衛生検査施設業務管理事業までは食品検査関係の事業でございますが、食品衛生法等により、添加物、微生物、残留農薬等の規格基準が定められております食品や農産物等の検査、また、食中毒の原因究明のための検査を実施し、安全性の確保や検査機関の検査結果の信頼性確保を図るための経費でございます。

(5) 食品監視強化対策事業は、輸入食品、遺伝子組み換え食品及びアレルギー物質を含む食品の検査を行い、違反食品の排除と適正表示を審査するための経費でございます。

58ページをお願いいたします。

3の乳肉衛生費は、処理されます牛、豚、食鳥の検査や乳、食肉、卵等の畜産物、魚介類等の水産食品の抗生物質等の規格基準の検査、BSEの全頭検査等を行うための経費でございます。

4の食肉衛生検査所費は、食肉衛生検査所の運営経費及び屠畜、食鳥検査の経費でございます。

59ページをお願いいたします。

2段目の環境整備費でございます。1億1,286万円余をお願いいたしております。これは、主に犬の登録、予防注射の推進、犬等の捕獲、抑留のための経費です。

2の動物保護管理費は、主に動物愛護や適正飼育等について普及啓発を図るための経費でございます。

60ページをお願いいたします。

上段の保健所費でございますが、1,307万円余をお願いいたしております。保健所が実施いたします結核患者の家族など接触者への健康診断や回復者への精密検査に要する経費でございます。

最後に、下段の元金でございます。2,805万円をお願いいたしております。市町村が、被災した世帯に対して生活再建のため貸し付けた災害援護資金貸付金にかかわる国への償還金でございます。

以上、健康危機管理課分として総額14億9,000万円余を計上いたしております。

続きまして、条例関係でございます。

資料64ページをお願いいたします。

議案第75号食肉衛生検査所設置条例の一部改正でございます。

65ページ目をお願いいたします。

改正の趣旨及び内容は、菊池市七城町にご

ございます熊本畜産流通センターの牛・豚輸出認定対応工場の整備に伴い、同センターの屠畜場及び附属する施設における食肉衛生に関する事務の強化を図るため、同センターに隣接します熊本県食肉衛生検査所が行う事務を拡大するための規定整備でございます。本年4月1日からの施行を予定いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の61ページをお願いいたします。

まず、1段目の公衆衛生総務費ですが、右の説明欄、(1)移植医療推進普及啓発事業でございますが、この事業は、臓器を提供いただく方と移植医療機関との連絡調整などを行います県の臓器移植コーディネーター1名を熊本赤十字病院に設置する経費及び県内の公的病院等において臓器移植に関するさまざまな相談を受け付ける院内コーディネーターの養成を同じく熊本赤十字病院に委託するための経費でございます。

次に、新規事業としまして、(2)移植医療推進支援事業では、熊本大学附属病院に対しまして、地域医療再生基金を財源といたしまして、臓器移植を行う際の白血球の血液型などの検査体制の整備、最新の移植医療技術の研修及び関係医療機関とのネットワークの構築などに要する経費を助成するものでございます。

次に、3段目の生活衛生指導費でございますが、右の説明欄2.生活衛生営業指導費では、個人経営や零細企業の多い理容・美容やクリーニング業などの経営健全化を図るため、財団法人熊本県生活衛生営業指導センターに4名の経営指導員などを配置いたしまして、融資や経営相談などを行う事業に対しまして補助を行うものでございます。

資料の62ページをお願いいたします。

3段目の薬務費でございますが、右の説明欄1.薬務行政費のうち、(2)薬事許認可事業でございますが、これは、医薬品や化粧品などの製造・販売に関する許認可及び改正薬事法に基づき新たに設けられました登録販賣者の試験実施等に要する経費でございます。

次に、(4)の薬物乱用防止事業でございます。県内では、昨年、高校生らが大麻を栽培した疑いで、また、県立高校教諭が覚せい剤を使用した容疑で逮捕されるなど、薬物乱用が依然として憂慮すべき状況にありますことから、薬物乱用の恐ろしさを再認識してもらうために実施いたします小中高校生を対象とした薬物乱用防止教室、あるいは専門家による薬物相談事業などに要する経費でございます。

資料の63ページをお願いいたします。

右の説明欄2.献血制度普及費でございます。県内では、昨年度、8万3,000人の方々から献血に御協力をいただき、約2万4,000人の患者さんに供給することができました。しかし、将来の献血制度を支えます10代、20代の献血率が減少傾向にありますことから、若い世代を中心に献血への協力を呼びかけるために実施いたします啓発キャンペーンの実施及び県下400名の献血推進リーダーの育成などに要する経費でございます。

以上、薬務衛生課としましては、総額1億8,461万5,000円をお願いしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行っていただいて、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、若本病院事業管理者。

○若本病院事業管理者 病院局でございま

す。

本議会に提案しております病院局関係の議案の説明に先立ち、最近の県立こころの医療センターの状況について御報告申し上げます。

初めに、平成21年度の収支見込みですが、医師不足による新規外来患者の抑制の影響で収益は減少したものの、給与費の減や光熱水費等の節減、入札に伴う経費の減もございまして、経常収支における利益は確保できる見込みとなっております。

なお、平成22年度につきましては、新規外来患者の受け入れの促進を図るとともに、平成22年4月1日の診療報酬の改定を受け、新たな診療報酬体系に対応しながら医業収益の確保に努め、安定した経営基盤を構築してまいりたいと考えております。

また、医師確保につきましては、新たな常勤医師の確保は現段階では難しく、医師不足、とりわけ中堅医師の不足という課題を抱えながら、新年度も、現行の常勤医師5名に7名の非常勤医師を加えた体制で対応する予定でございます。

今後、熊本大学と連携を図りながら、近隣の大学医学部に協力を求めるとともに、ホームページによる募集やドクターバンクの活用、あるいは他県の医療機関に勤務中の本県出身医師の情報収集など、さらなる常勤医師の確保に努めるとともに、中堅医師の確保及び養成に努めてまいり所存でございます。

続きまして、病院局関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案させていただいておりますのは予算関係1議案でございます。

第66号議案の平成22年度熊本県病院事業会計予算でございますが、県立こころの医療センターの管理運営に要する経費として、収益的収支で15億9,400万円余、資本的収支で2億3,500万円余、予算総額18億3,000万円余を計上しております。

以上が今回の議案の概要ですが、詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大谷総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

お手元の委員会資料の125ページをお願いいたします。

病院局の22年度の当初予算につきましては、こころの医療センターの管理運営等に要する経費と収入を計上しております。

収入につきましては、収益的収支については、経営計画上の目標としております患者数をもとに医業収益を見込みますとともに、7億4,900万円余の一般会計負担金を含めて16億500万円余といたしております。

また、資本的収支につきましては、省エネ・グリーン化改修事業に対する環境保全基金からの繰出金3,900万円余を計上しております。

支出につきましては、適切なセンター運営を図るための費用として15億9,400万円余を計上しております。

全体として、収入を見据えた支出の圧縮に努め、収益的収支の損益は約1,100万円ほどの黒字を確保したいというふうに考えております。

続きまして、126ページをお願いいたします。

支出の内訳でございます。

まず、収益的支出でございますけれども、1の医業費用の給与につきましては、正職員92名、臨時・非常勤職員20名等の賃金、報酬及び退職給与金として9億7,100万円余を計上しております。

(2)材料費につきましては、薬品費及び給食材料費でございます。

(3)の経費につきましては、清掃等の委託料及び光熱水費その他の諸経費でございませ

て、2億9,300万円を計上しております。

また、(4)の減価償却費については1億4,400万円を計上しております。

(6)の研究研修費でございますけれども、医師・看護師等のスキルアップのための学会及び研修参加のための費用を800万円余計上いたしております。

2の医業外費用につきましては、現行の建物、設備等の整備に伴いまして発行いたしました企業債の償還利息1億700万円余を計上しております。

127ページをお願いいたします。資本的支出に係るものでございます。

4の建設改良費の(1)の施設整備費は、施設の整備の一部改良費でございます4,600万円余、うち、3,900万円余については、省エネ・グリーン化改修の費用を計上しております。

(2)の器械備品購入費は、給食関係備品が中心の更新の費用として1,500万円を計上しております。

5の企業債償還金については、建物等の企業債の償還金でございます1億7,300万円余を計上しております。

以上、御審議の方よろしくをお願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で健康福祉部及び病院局からの説明が終了しましたので、ここで一息つきたいと思います。

35分まで休憩させていただきます。

午後3時25分休憩

午後3時34分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

すべての説明が終了いたしましたので、議案、それと説明につきまして質疑を受けたいと思います。同じ議案または質問のときには、関連ということで、同じ時間に審議がで

きるように委員の皆様方には御協力をよろしくをお願い申し上げます。

それでは、質疑ございませんか。

○小杉直委員 3点ほど。最初は、50ページ、女性と男性の性の話、人工中絶が全国一というふうにおっしゃったでしょう。それに関していろいろ対応策を327万組んでありますが、この全国一の理由は何だろうかということですね。それから、平成19年までは未成年者の人工中絶も日本一というふうなことを聞いておりましたが、今でも成人を含めて全国一とするならば、その理由は何でしょうか。

○岩谷健康づくり推進課長 望まない妊娠予防対策事業ということで予算を計上させていただいておりますが、その高い理由はまだはつきりしていません。

まず、事業の内容としまして、中絶率が高い実態を調査し、要因を分析するということにしております。特に若い世代の中絶率が高いわけですけれども、全国でもかなり高い時期もございましたが、昨年度は、それよりも下がってはきております。しかし、若い世代の中絶率につきましては、理由もさることながら、やはりできるだけそういう予防に努めたいというふうに考えているところでございます。

その対策としまして、妊娠中絶再発予防支援者養成セミナーというような事業、それから啓発事業で中高生に対しまして性に関する知識の普及啓発を図るポスターとか、相談機関の窓口の啓発等を行うことを考えております。

○小杉直委員 私は、こうやって予算組んで、今課長がおっしゃったような対応策をとることももちろん必要ですが、やっぱり性教育がおくれとるんじゃないかな、あるいは遠

慮されとるんじゃないかなと思いますので、先ほど教育委員会と連携しておっしゃいましたが、強く教育委員会と強化されて、性教育を徹底してされるようお願いしたいというふうに思いますので、それはもう要望で結構でございます。

次、2点目、61ページの薬務衛生課、長嶺小学校の6年生の田中さんという女の子が現在心臓の移植で8,000万ぐらい要するというところで今募金を募って、約4,000万集まったというふうな報道がきのうあっておりましたが、おたくのこの移植医療推進普及啓発事業の中には、何かこういうことは取り組まれぬでしょうか。

○内田薬務衛生課長 ただいま委員から御指摘のございました田中美紗都ちゃんの心臓移植についてでございますけれども、昨年の7月に臓器移植法が改正になりまして、年齢制限が撤廃をされました。したがって、15歳未満の臓器移植というのが、ことしの7月17日から施行ということで、それ以前で田中美紗都ちゃんの容体が非常に余り思わしくないということもございまして、日本での臓器移植ができないことから、ドイツでの臓器移植ということで今募金活動が行われております。

したがって、私どもの方では、特定の臓器を必要とされる方について個別に予算化をしておりますけれども、臓器移植の推進につきましての啓発・普及、それと、今回新規でお願いしておりますそういったドナーがあらわれた場合、あるいはレシピエントさんのHAB、白血球の血液型が合いませんと、臓器を移植しますと拒絶反応を起こします。こういった検査体制をまず熊大の方に整備をさせていただきたい。それと、各医療機関ごとのやっぱり専門の先生がおられますので、そういった先生方の最新の医療を収集いたしまして、各病院間でのネットワークを構築し

たいと。

それとあわせて、熊大の学生さんでございませうとか、あるいは勤務医の先生、そういった先生方にやはり臓器移植についての理解を深めていただくための啓発活動・講習会、こういったものを実施したいということで今回予算を計上させていただいているところでございます。

○小杉直委員 さすがによく把握されておりましたので、主管課長だと感心をしたわけですが、今回は、これはもう来年度予算の金額ですから、田中美紗都さんに直接関係はしないかもしれませんが、この予算に基づいて、田中さんのようなケースが今後ある可能性もありますから、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、9ページ、社会福祉課長、右の説明欄の(4)刑務所から出てきた人に対する支援に要する経費約1,620万円、これは具体的にはどういうふうな中身ですか。

○坂田社会福祉課長 先ほど説明で申しましたけれども、特に高齢あるいは障害を有する方が満期等で出所した場合、なかなか受け入れがなくてと申しますか、そしてまた、刑務所に帰る再犯率が非常に――65歳以上の方ですと、5年以内に7割の方がまた再入所するというふうなことでございます。そういう方をいろんな福祉サービスを提供することで地域で生活できるようにしていこうというふうなことで、この経費は、地域生活定着支援センター、そういったものを各都道府県でつくって、そういったサービスのコーディネートとか、あるいはフォローですか、そういった業務をやってくれというふうなことで、一応設置に要する――基本的には4名の社会福祉士の資格を有する方を含めて、標準ですけれども、4名の人員でもってそういった業務に当たってくれというふうなことで、その設置

費に関する費用でございます。

○小杉直委員 設置に要する費用、それから携わる人が4名というとはわかりましたが、もうちょっと現実的な、具体的なあり方というか、方法論はどぎゃんとにしなはつと。

○坂田社会福祉課長 刑務所に入所されている方というのは、例えば熊本刑務所ですと、いろんなところから来ておられるというふうなことになります。そういった方が、満期あるいは仮出所した場合、例えば出身地に帰りたいたいというふうな話があると、まず保護観察所の方からその支援センターの方にこういう方が出ると。ついては、出身地に戻ってそういったサービスを受けられるように調整してくれないかというふうな依頼がございます。それを受けて、センターの方で、いろいろその人に合った、例えば、住居を確保したいとか、あるいは就労したいとか、あるいは施設に入りたいとか、あるいは年金を受給したいとか、いろんなそういった本人のニーズを聞きます。その上で本人に合った支援計画をつくって、それを保護観察所の方に提出いたします。例えば、大阪から……。

○小杉直委員 簡潔にお答えください。

○坂田社会福祉課長 そういった計画をつくって、そして実際対処する方でそれをまた一ですから、これは全国ネットで一応つくっていただくというふうなことになります。

○小杉直委員 その支援センターというのは熊本にあるわけですね。

○坂田社会福祉課長 これから設置ということで。

○小杉直委員 今から設置するわけ。

○坂田社会福祉課長 はい。今年度から、本省の方から要請がありまして、既に本年度事業で11県がもう立ち上げております。来年までに全部で35県が立ち上げるというふうなことで、ほとんどが、人件費とそれから活動経費、旅費、そういったものになるかと思えます。

○小杉直委員 人件費と活動経費なら、この1,629万というのは、そのセンターの建築費用には一部は含まれないんですか。

○坂田社会福祉課長 先行県では、場所を借り上げて、そしてそこにセンターを置いてというふうなことになっているみたいです。新たに建物をつくるというふうなことはしていないようでございます。

○小杉直委員 新規事業ですけんね。わかりました。結構です。

○鎌田聡委員 今のやつですけれども、地域生活定着支援センターは、いつごろ、場所は具体的にどこに設置予定なんでしょうか。

○坂田社会福祉課長 これから受け皿があるかどうかというふうなことなんですけれども、実はこちらの方の事業というのは全く初めての事業で、私ども、先行県、今九州では佐賀県、長崎県がやっております。長崎県では、障害関係の施設、具体名ですと、南高愛隣会というのが、これを受託してといますか、先行してやっておりますけれども。これは国のモデル事業でその法人が受けてやっているんですけれども、県庁の近くに準備室というのを立ち上げております。

そういったところを含めてといますか、あるいはほかにも若干やってみたいなというふうな社会福祉法人もございますので、ま

た、そういった選定、委託先については今後また詰めていきたいということで、具体的にはまだ決まっておりません。

○鎌田聡委員 これから保護観察所を含めてこれは検討会か何かやりながら煮詰めていくんですか、そういった施設も含めて。

○坂田社会福祉課長 この事業については、やはりそういった保護観察所、あるいは刑務所、それから保護司さんとか民生委員さんとか、そういった方の協力が必要だと思えます。事前にそういったところとは今打ち合わせしながら進めておりますので、そういったところの要望あたりを聞きながら選定先は決めてまいりたいというふうに思っています。

○鎌田聡委員 いずれにしろ、新年度に設置をするということで取り組まれていくということになるんですね。

○坂田社会福祉課長 さようでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。ぜひいろいろな諸問題等も先進県あたりで出てくるかもしれません。そういったところもぜひ調べていただいて対応をお願いしたいと思います。

続けて、次は19ページ、少子化対策課の(5)の不登校児童等総合対策事業ということで、不登校児童等に対して大学生訪問等により援助するための経費で54万8,000円出てますけれども、これは具体的にどういう事業なんですか。

○吉田少子化対策課長 この事業につきましては、県の中央児童相談所の方で実施します事業で、ふれあい心の友訪問援助事業ということで、特に自宅に引きこもった子供さんに対して、その子供さんの兄・姉の世代に当たるボランティアの大学生を家庭に派遣して、

その触れ合いを通して児童の心を開かせるという事業でございます。

ちなみに、21年度の対象の児童が3人ということでございまして、例えば、大学生の方は九看大の学生さんに御登録をいただいておりますが、中学生の子供のケースあたりですと、不登校の子供で、なおかつピアノが上手である子供、そういった子供に対してピアノの弾ける大学生を派遣して訪問支援することにより、昼夜逆転していた子供が登校に向けて生活のリズムを回復するというような具体的な効果のあるものも上がっております。数は少のうございしますが、相談所の方でこういった形で学生さんの力をかりながら実施をしている事業でございます。

○鎌田聡委員 あれは熊本市ですか、熊大生も何かやっていた、ピュア何とかカウンセリングか何か。大学生がやっぱり不登校児童にと。

○吉田少子化対策課長 熊本市の方でも同じような事業に取り組んでおりますし、また、不登校以外でも、市の方では、県もやっておりますが、ひとり親家庭に対しても同様の形で大学生を派遣するような事業も実施しております。

○鎌田聡委員 この事業で、中央児童相談所ですか、がやっているのが熊本市かどうかちょっと場所はわかりませんが、教育委員会等も含めて何かいろんなところで連携していけば、さらにまた効果が出てくるんじゃないかなと思いますし、いろんなノウハウも共有し合えるんじゃないかと思えますけれども、そういうの連携はできているんでしょうか。

○吉田少子化対策課長 教育委員会というよりも、むしろ地域地域——今回の3人のケー

スにつきましては、熊本市外のお子さんになりますけれども、特に、教育事務所の方、あるいは学校現場のスクールソーシャルワーカー、こうした方々と相談所が連携をしながら現場の方でしっかり手をつないで進めるという形で実施をさせていただいております。

○鎌田聡委員 わかりました。いろんな面での連携も必要になってくる場面もあるかと思えますので、ぜひそういったいろんなノウハウだとかの共有化をお願いしておきたいと思えます。

それと、もう1点よかですか。

○池田和貴委員長 はい、鎌田委員、どうぞ。

○鎌田聡委員 24ページ、高齢者支援総室のねんりんピックに向けての予算が計上されておりますけれども、かなりの額があって、来年に向けての準備ということで大詰めになると思えますが、(10)から(14)まであるんですけれども、結局、(10)の9,989万円余あるのは具体的にどういう経費なんでしょうか。あとの個別のはわかるんですけれども。

○江口高齢者支援総室長 ねんりんピックの開催準備、平成22年度が本番1年前ということで、本格的な準備をしていくこととなります。

22年度予算といたしまして約9,900万を計上しておりますけれども、この準備事業に係る経費として一番金額の多いものは事業推進活動費ということで、これのスポーツ交流大会、そして文化交流大会を県内13の市と町で実施することになっております。合計22種目でございます。この開催種目実施市町に対して準備のための補助金を交付することになっております。あとは、実際本番大会に向けまして相当な数のボランティアに活動していただ

くこととなりますので、その募集、そういった活動が必要となります。この経費といたしまして、この9,900万のうち3,400万を計上させていただきますいております。

もう一つ、大会の総合開・閉会式の具体的な計画をこれから立てていくこととなります。今年度は、この開・閉会式の基本計画というものを策定することにしておりまして、その基本計画に基づきまして、より細かなタイムスケジュールも含めた実施計画を立てることになっております。

あわせて、関連イベントとしてさまざまなイベントを並行して行うことになっておりますので、そのイベントの開催準備、これに対しまして、来年度、2,500万程度を要求しております。

主なものといたしましては、以上のような感じでございます。

○鎌田聡委員 済みません、不勉強でわかりませんが、これはねんりんピックというのは4年に1回。毎年やっているんですね。

○江口高齢者支援総室長 来年度が熊本で大会を行います。第24回目の大会になりまして、毎年、都道府県または政令市が主催をして全国で行われているところでございます。

○鎌田聡委員 これは国からの金でやるんですかね。

○江口高齢者支援総室長 このねんりんピックの主催が、厚生労働省、そして財団法人長寿社会開発センター、それから開催地となります都道府県または政令指定都市ということになります。

厚生労働省とそれから長寿社会開発センターから助成金という形で一定の費用は来ることになりますけれども、開催に係る費用のほ

とんどが県の単独の経費ということになっております。

○鎌田聡委員 大変な状況のときに大変な事業になるわけですが、高齢者の方がこれを励みに何かやられるのであれば、それなりの成果が出てくるかと思えますけれども。それなりに充実した大会となるように、それだけの費用をかけるので、ぜひ頑張っていたきたいなと思えます。以上です。

○早田順一委員 ちょっと3点ほどお尋ねをいたします。

まず、ちょうどあれですから、高齢者支援総室の26、27ページに関連するんですけども、部長の最初の御説明の中で、平成23年度までに特別養護老人ホームやグループホームなど新たに約4,600人分の基盤整備を進めてまいりますと。来年度が1,700人分を整備するというところでございますけれども、各市町村においては、計画をつくって、増床とかいろいろされておられると思えますけれども、なかなか自分のところに、介護保険料の問題もあるかと思えますけれども、ふやしたがるような傾向にあると思えますけれども、その辺の整合性というのはどのようになっているのでしょうか。

○江口高齢者支援総室長 平成21年度、今年度から平成23年度までの期間、これが介護保険でいいますと第4期の計画ということになります。

具体的にこの計画の中では、その計画内に必要と見込まれるサービスの供給を行っていくということと、あとは、それに伴います費用負担として、介護保険の給付費の半分が住民の方々の保険料で賄われておりますので、その保険料を実際の給付費に見合うだけの金額に設定していくと。主な計画としてはそういったことになっておりますけれども、この

3年間で、今委員が御指摘になりましたように、施設・居住系サービスを中心として、新たに約4,600人分の整備を行うということにしております。

この計画を取りまとめるに当たりましては、当然介護保険の保険者は市町村になりますので、市町村に具体的に検討していただいて、その市町村の検討結果を踏まえて、県全体として積み上げた数字になっておりますので、この数字そのものは、市町村が具体的にこの3年間でやると言ってきた数字をまとめたものとなっております。

○早田順一委員 わかりました。

2つ目が、これは、健康づくり推進課、49ページになりますけれども、特定疾患治療費のところでございますけれども、昨年12月議会の、これは高野議員の一般質問だったと思えますけれども。それで、特定の病院に患者が集中している状況の緩和と地域での支援体制の充実を図ってまいりますということで御答弁をされておられますけれども、これが平成22年度にどのように反映されているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○岩谷健康づくり推進課長 特定疾患対策につきましては、今御指摘のありました患者の支援体制につきましては、現在、県が指定します拠点病院2カ所、それから協力病院が各圏域ごとに1カ所ずつ設置しておりまして、13機関ございます。

それで、これまでそういう医療機関体制で患者支援をやってきておりましたけれども、やはり病院の状況とか緊急対応とか非常に対応が十分にとれないこともございました。それで、協力病院としまして、現在あります病院のほかに、緊急時に入院を受け入れていただく病院、それから在宅で診ていただけるような病院の医療機関につきましてアンケート

調査をいたしました。それで、重症・難病ネットワークというような形で来年度その体制を構築しまして、在宅医療も含めた患者支援を行っていききたいというふうに考えております。

○早田順一委員 医療機関の体制を構築していくということですが、どれぐらい見込んでおられるんですか。

○岩谷健康づくり推進課長 現在、これまでの拠点病院、協力病院のほかに、入院を受けていただく病院が現在のところ78機関、それから在宅医療を支援していただける機関が170機関ございまして、各圏域でネットワークをつくり、情報を共有していただいて支援体制を強化していきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 特定疾患が11疾患追加をされて、約1,000人ぐらい患者さんがふえておられるということで、支援体制も大変だろうというふうに思いますけれども、ぜひ頑張ってやっていただきたいというふうに思っております。

それと、3つ目いいですか。

○池田和貴委員長 済みません、ちょっとそこに関連してよろしいですか。

同じことにちょっと関連して私の方からも聞きたいところがございます。今、早田委員の方から11疾患の追加があったということでございますが、この特定疾患治療費については、研究事業ということで患者の方の治療費を国2分の1、県2分の1ということで負担をしております。ただ、県の懸案として、国の予算がないということで超過負担がずっと続いていたというふうに思います。この来年度予算が19億ですが、今年度が、今、大体のところ結構です。まだ数字は出てないと思

いますが、平成20年度でも結構ですが、どれくらいの超過負担になっているのか。また、国は、今年度については、若干制度を見直して都道府県の負担が減るような形をとっておりますが、その11疾患ふえたことによる影響はどうなっているのか、その辺ちょっとお願いをしたいと思います。

○岩谷健康づくり推進課長 この治療研究事業は、難病対策の中核となる制度でございまして、その事業費につきましては、今御質問にもございましたように、2分の1ずつの負担となっております。しかし、これが、平成14年度以降、国庫補助額が所要額の60%にとどまっているという状況が続いております。特に、平成20年度でお答えいたしますと、超過負担額が4億円ほどとなっております、国の補助額の割合は60%を割り込んでいるという状況でございます。

今年度につきましても、制度改革が行われたところですが、まだ事業費が確定しておりませんので確たる数字は申し上げられませんが、超過負担額は減少はしないのではないかと見込んでおります。

その制度改正につきましても、高額療養費の負担分を保険者できちんと負担するという趣旨の制度改革でございましたけれども、制度改正後の支払い実績で見ますと、前年度同期に対しまして1%減にはなっております。しかし、これまでの事業費の伸び率からいたしますと約8%の伸びが予想されまして、その減となった分も相殺されるような状況にあるというところでございます。

○池田和貴委員長 わかりました。ありがとうございました。

今、早田委員の方から質問があったように、やはり難病の方の支援体制も非常に必要なので、まだ指定をされていない難病の方もいらっしゃると思います。ただ、国は、これを全部

研究治療事業の方に入れろという動きも逆にあるわけですね。ただ、この県の超過負担がこのままの関係でいったら、非常に厳しい県財政の中でさらにまた、4億どころじゃない、超過負担が出てくるということになると思います。これは毎年知事会も含め行政の方でもやられていると思いますが、強く求めていただきたいと思います。できれば県議会もあわせてやる必要があるのかなということも一応考えておりますので、一緒に超過負担の解消に頑張っていきたいと思います。

早田委員、どうも済みませんでした。どうぞ続けて。

○早田順一委員 医療政策総室にお尋ねをいたします。

38ページの中ほどに小児医療対策事業ということで載っておりますけれども、今、私のところの山鹿市、それから玉名市、荒尾市さん3市合同で小児医療の拠点づくりの協議会が、3年か4年ぐらい前からずっとなされておりますけれども、一向に話が進まない状況でございます。

何で進まないかということ、そもそも自分のところに拠点を持ってきたいという、おれがおれがのような話も聞いておりますので、その辺を県としてどのように調整をされていくのかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○倉永医療政策総室長 今、早田委員から言われたように、特に、小児関係の部分の体制をどうしていくかということで、県北の方をどうするというので、18年、19年ぐらいから議論がなされてまして、今回、地域医療再生計画との絡みもありまして、その辺の部分で何か前向きにステップを踏める可能性も含めて一応議論を重ねたところではあるんですが。ちょうど熊大の方のその辺の医師の派遣のいろんな問題も絡む中で、なかなか具体的

な部分の計画が立てにくいような状況の部分もある中で、じゃあ本当に県北の地域での小児の体制をどうしていくのかと。それぞれの圏域の部分、荒尾の方は大牟田の方との関係、山鹿の方は市内の方ですとかあるいは菊池の方ですとか、そういったいろんなところの分の関係等もあるものですから、再度その辺の体制をどんなふうに住組んでいくのかもあわせて、熊大の方との派遣の可能性あたりにもらみながら、また会合をもってその辺の議論の詰めをしていきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 その会議の中で、恐らく県としてもなかなか言いづらいところがあるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、市町村が言うのをただ見ているだけでもやっぱりいけないというふうに思っております。ある程度もうそれぞれの地域の置かれた立場を考えて、もう県からある程度指導していかれた方がスムーズにいくんじゃないかなという思いもするんですけれども、その辺はいかがですか。

○倉永医療政策総室長 確かに県の役割を公益的な部分で果たしていくというのは間違いなく重要だと思うんですが、その前に、やはりそれぞれのところでの関係する方々の合意形成の部分がベースには必要だという部分も当然ありますので、そことの関連性をしっかりとらみながら進めていきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 多分この会議というか、あれは恐らく決着がつかないように思うんですけれども。だから、どうか県の方から強く言っていただきたいということで、強く要望させていただきます。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○早田順一委員 はい。

○岩中伸司委員 医療政策総室にまたお尋ねしますが、先ほどの説明では、高齢者医療制度が始まって——後期高齢者医療です。それと国保、これだけで393億。この医療費がほとんどということの説明でしたけれども、後期高齢者医療制度そのものに私は個人的にはずっと反対してきたんですが、この金額というのは、この制度になって、この後期高齢者と言われるところの負担がどんどん大きくなっていくという理解の仕方でいいんですか、公的な費用が。

○倉永医療政策総室長 必ずしも単純にふえているというふうなことではないということにはなると思います。ただ、市町村の方との関連でいきますと、当然国民健康保険の分が非常に重要になってきておりますし、その後の医療の部分につきましては、今回全部後期高齢者ということで一本化されましたけれども。それまではその部分がそれぞれの保険者の分で管理していた状況ですので、必ずしもその分で額がかぶってしまうとか、そういったことではないんですね。その辺の仕組みを踏まえながら負担をどうしていくかという部分については、かなり配慮した形の部分で、国あるいは県が、法律に基づいてきちんと公的な分としての負担をしていきたいと思いますというふうな形で仕組みとしては動いてきていますので、そんなに極端にその分で負担がふえているというふうなことではないんです。

○岩中伸司委員 逆に減っているんじゃないんですか。

○倉永医療政策総室長 いや、減っているというところまでいっていないと思いますが、ただ、その分国民健康保険の方が制度が変わ

った段階で少し減ったという部分はありますけれども、また、その辺の状況はそんなに簡単に動いていくというものではないと思いますけれども。

それとあわせて、今また新たな制度に変えていくということで、国の方でも制度改革会議の方で議論がなされておりますので、その辺も含めまして国民健康保険のあり方にもまた当然かかわってきますので、しっかり県の方としても、国の方の取り組み、あるいはそういった改革会議の取り組みもしっかり見ながら、現場の意見をしっかり強く主張していくべきじゃないかと思っています。

○岩中伸司委員 年とっていけば必ず何かの病気が出てくるのが自然ですけれども。予防医学でそれを予防するという運動も大切だと思いますが、どう見てもこれは自然の摂理だと思いますので、しっかりそこら辺は公的に支えるようお願いを、そのように前向きによろしくお願いいたします。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○佐藤雅司委員 1点、よろございますでしょうか。

41ページの18番、新規のドクターヘリのことですが、4億の多額の予算がついておりますが、ヘリポートの整備ということで部長の冒頭の説明にもありましたが、23年末の飛行開始ということでやられるそうでございますが、ことはどれくらい、来年度はどれくらい、委員の皆さん方はもう順天堂大病院に行っておりますので、大体イメージがわかると思いますので、その辺ちょっと。

○倉永医療政策総室長 今のは取り組む額の話なんですかね。

○佐藤雅司委員 4億円の事業の内容です

ね。

○倉永医療政策総室長 一応22年度の方で予定しておりますのは、まだ本当にドクターヘリの具体的な内容の部分がちょっと作業中な面もあるものですから。とは言いながらも、23年度に向けてということですので、ここでやろうとします分は、それに関連する分のドクターヘリの導入に向けたヘリポートの分については、ただ、すぐ取り組めるかどうかにつきましては、かなりいろんな条件とかかわってきますので、22年度、23年度、その辺あたりの部分で取り組んでいくというふうな形にしておりますので、まだ具体的な感じでこの部分で幾らというふうなところが必ずしも厳密には用意をされていないんですが、一応その辺の施設の整備の部分あたりの分については3億ぐらいは今のところ額としては予定をしているんですけども。ただ、いろんな調整の進行状況にもよると思いますし。あとは、救命救急センター絡みの部分にかかわる分もあるんですが、それぞれの2次医療圏のところではヘリポートあたりをどうするかというふうな形の分にもかかわってきますので、そういった部分については、今後のそれぞれの2次医療圏ごとでのいろんな議論をしていく中で、そこら辺の部分の対象になる場所とか、そういったことも踏まえて整理をしていく必要があると思いますので、具体的な分については、新年度に入ってからその辺の部分の作業をしていくという形になるかと思えます。

○佐藤雅司委員 そのヘリポートが、拠点病院のヘリポートも含まれる、あるいはおられるところ、各圏域であると思うんですけども。そちらの方もこれから議論をされていくというふうなことだと思いますですね。ただ、総額で大体どれくらいで、ことしは大体イメージとしてどこら辺まで、例えば各消防

署とか、そこら辺を詰めていって大体これぐらいと。それから拠点病院も、大体ことしぐらいは拠点病院を決めて、あるいは我々が順天堂大病院に行ったときに、例えばジェット燃料は下から上げなきゃならぬと、上にヘリポートをつくり、そしてそれだけでも1億7,000万ばかりかかったと。向こうはですね、そういう話があったんで、イメージは皆さん持ってますので、大体今年度、22年度中にどれくらい進むんだらうかと。それとも、もうまだ頭出しでわからないけれども、これぐらいという話なのかということの何かイメージが余りつかめませんが、もう一度。

○倉永医療政策総室長 額的には、先ほど言いましたけれども、一応3億前後という分を想定しています。ただ、その辺の具体的な内容の分につきましては、ヘリポート、それぞれ阿蘇の圏域、あるいは天草の圏域ですとか、いろんなところでどうするかということも含めまして、あるいは今度はドクターヘリに関連する分のいわゆる救命救急センターの部分で、どこを基地病院にするのかとか、そういういろんなことも関連してきますので、その状況によっては、それぞれのところの構造にもよりますので、額あたり、経費はどのくらいになるのかというのは微妙なものですから、今のところは非常にもやっとした感じですから、ちょっとそこまでお答えできません。

○佐藤雅司委員 次の厚生委員会でしっかり答えてください。

○倉永医療政策総室長 わかりました。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○佐藤雅司委員 はい。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか副委員長 少子化対策課、お願いします。16ページになります。

新規事業で、ひとり親対策費として、ひとり親家庭等在宅就業推進事業ということで上げてありますけれども、今後民間コンペして行われると。この事業を推進されるということですが、在宅就業につながる就業の支援も含まれると思いますが、一番課題として挙げられるのが、在宅就業という職をどれだけ確保できるかということだと思っておりますよ。その中で、近日、来年度、民間コンペをされるということですが、そのコンペの段階である程度確保できる在宅の就業と、在宅就業はだんだん見えてくるんじゃないかというふうに思っております。そのあたりをかなり慎重にやらないと、また固定化した就業にしかつながらないので、どのように考えておられるのか、課長にお尋ねします。

○吉田少子化対策課長 ひとり親家庭の在宅就業事業についてのお尋ねでございました。

この事業につきましては、21年度に、国が安心子ども基金の中で250億円をひとり親家庭向けの在宅就業を形にした就業支援ということで、各自治体に手挙げ方式で募集をいたしました。その結果、本県も手を挙げまして、全国15の自治体が内示ということで受けて、22年度から開始するわけですが、それぞれ自治体で少しずつ形が違ってありますが、本県として手を挙げた中の企画書では、在宅就業として3つございます。いずれもITを活用したものであるということで、1つは、いろいろなデータの入力、特に個人情報にも絡むようなデータの入力作業というようなもの。それからもう一つは、中小企業を対象にした、特にホームページの一括保守管理、こうした事業。それから、簡便な作業になりますが、テープ起こし、そうした文筆業ということで、

幾つかの形を想定しておりますが、具体的には、4月以降、企業からコンペで募集したいと思っております。

なお、この事業が16億8,000万、このうち約14億が、この在宅就業関係の委託事業ということになりまして、この事業の中で特に想定しておりますのは、営業スタッフ6人ぐらい企業の方で抱えていただいて、2年間集中して、企業訪問ですとか、電話、あるいはインターネットも使いまして、県内のみならず、全国を対象にした営業活動をやりたいと思っております。まさにこの事業では、どれだけそうした仕事をとってこれるかというのが一つの大きなポイントとなると思いますので、コンペに際しても、県で描きましたそうした基本的なパターンに加えて、企業の方から、事業の継続につきまして、こういった新しい御提案があるか、そこに特に注目しながら業者の選定というのをやっていきたいというふうに考えております。

○山口ゆたか副委員長 選定は重要だと思いますので、よろしくお願いします。

次に、健康づくり推進課にお尋ねいたします。47ページです。

11番の新規事業として、熊本県指定がん診療連携拠点病院機能強化事業ということで上がっておりますけれども、具体的に話しますと、天草だと思っております。私たちの圏域だと思っております。なかなか国からの指定を受けることができず、天草でのがん拠点化がなかなかできていないという状況の中で、県の事業としてつくっていただいた事業だと思っております。私は、個人的にはこれは一過的な施策であって、目指すべきはやはり国の指定に基づいたがん診療の拠点化だと思っております。そのあたりの考えも今執行部でどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○岩谷健康づくり推進課長 この指定の趣旨としましては、地域間のがん診療の格差をなくす、県下のがん診療の均てん化を目指すというのが趣旨でございます。説明のところでも申し上げましたが、国に対しては、やはりこの地域の実情に応じた指定を受けられるように要望はしていくということにしております。また、県指定につきましても、そういったそもそもの趣旨から余り外れない形で要件をきちっと決めて、がん医療の水準を保つように県指定の要件も検討していこうというふうなところでございます。

○山口ゆたか副委員長 先ほど早田委員の方からもありましたように、地域の医療圏の中でどのような推進を図っていくかということも、執行部としても、その考え方の根本的なものは大事だし、我々かかわる政治家も、そのあたりはしっかりと押さえておかなければいけないことだと思いますので、あえて質問させていただきました。

あと2点、お願いします。

ちょっと1つ事例なんですけれども、25ページで、今回、緊急雇用とふるさと雇用という2つの国の基金政策による雇用制度が各担当部署に振り分けられたと思います。その中で、例えばの話なんですけど、我々がこの説明文章だけ見ていくと、17番がたしかふるさと雇用で実施する事業だったですかね、私からすると、何か15番が今後の恒久的な雇用につながるような事業じゃないかなと思うんですよ。そして、17番は、ちょっと緊急雇用の趣旨が強いような感じもします。

今回、それぞれの部署に振り分けて、また、来年度、再来年度までこの基金事業は続くわけなんですけれども。やはり担当する部署として、恒常的な雇用を生むものと緊急雇用としっかり精査して、その後、恒久的な仕事、ふるさと雇用の場合は次につながる、採算性もそうですけれども、やはり恒常的な雇

用を確保する必要があるんじゃないかと思うんですよ。

これは一つの例なので、そのあたりは健康福祉部としてはどのように考えていかれるのか、ちょっと、だれでもよろしいですけども、見解をお聞きしたいなと思いますけれども。

○古森健康福祉政策課長 今お話ありましたように、1つはふるさと雇用、それと緊急雇用。ふるさと雇用の場合は、そのままそこに継続して勤めるという、そういう考え方になっていまして、今それぞれ――まずは積極的にふるさと雇用、緊急雇用、その制度を活用するという基本姿勢は持っております。

それと、あとは事業の中身で、これは継続性があるかどうかというその吟味をしながら、予算案は計上しているところではございます。

ただ、今お話がありましたように、それがきちっとふるさと雇用ということで継続していくかどうかというのはこれからの勤務の状況もございますので、そこはきちっと助成させていっていいか確認していく必要はあると思っております。

○山口ゆたか副委員長 再来年までの事業でするので、もう再来年度にはある程度ふるさと雇用、次につながるその制度が終わって、基金事業が終わってもつながる仕事としてつくり上げて、来年度ぐらいからもう考えておかないと、ちょっといけないなというふうに思っておりますので、どうぞそのあたりは意識されてよろしくをお願いします。

最後に、あと1点、よろしいですか。

○池田和貴委員長 はい、どうぞ、山口副委員長。

○山口ゆたか副委員長 病院局にお尋ねしま

す。

今回、常勤医師が5名と7名の非常勤ということで書いてございますけれども、こちらの医療センターの必要性というのは私も理解しているつもりでございますけれども。公営企業法の全適をやはりしかれて、その中で、やはり執行部と独立して病院の経営を確立していこうということでございますので、さまざまな医療政策の変化とか、そういうことには一部適用のときよりもすぐ対応できる体制が整っているんじゃないかというふうに思っております。

そういった中で、医師確保、すごく難しいことでもございますし、中堅医師、今の体制でいえば中堅医師を確保したいということでございますけれども、やはり独立した全適を受けた公営企業としてしっかりと中堅医師の確保というのは——中堅医師という限定はなかったですけども、医師確保というのは毎年記載してありますので、やはり医療体制の整備についてはかなり御尽力をいただいて対応していただきたいということがございまして、管理者におかれては、もう一度そのあたりのことをお聞きしたいと思ひまして質問させていただきます。

○若本病院事業管理者 今お話ございましたように、公営企業法の全部適用となりまして今2年がたっているところでございます。全部適用ということで、以前よりもより経営面に着目した病院運営が求められるようになってきたということで、こういうことで私が事業管理者となりまして、中期経営計画を昨年策定いたしまして、数値目標を掲げて経営に当たるということで、院内でもそれぞれ職員が経営感覚を持って、それを目的に職員参加型の経営委員会というものを設置いたしまして、全員参加の運営に努めてきたところでございます。

その中で、やはりこれはもう本当に言いわ

けというふうにとられても仕方がありませんが、医師不足というふうな問題が全部適用当初からございまして、これにつきましても、特に平成19年末で院長が、これは定年でやめられたんですが、そのほか3名の医師の方、これは、それぞれこちらの医療センターで8年とか10年とか勤められた、いわゆる中堅医師の方がやめられたというふうなことで、その後の医師確保というのが非常に——熊本大学とは若手医師につきましては今年2名ないし3名を送ってもらっておりますけれども。そういった中堅医師の問題につきましては、民間病院からまたこちらの公的病院に来ていただくという中で、いろんな問題といたしますか、給与面の問題とか、あるいは仕事の中身の問題とかございまして、なかなか来ていただけないような状況が続いておりますが。そこで、今熊本大学とも話している中で、この医療センターが医者にとってやはり魅力のあるような中身にしていかなければ、医者をくださいと言ってもなかなか来ませんよというふうなお話も伺っておりますので。これまでは、そういったことでまだちょっと内部を固めるような段階でございましたけれども、これからは、そういった意味では、医療の中身につきましてある程度——例えば今いろいろつ問題とかございますので、そういった専門性を少し生かしたような医療の中身にするとか、そこら辺の魅力あるような医療の中身を構築していかなければならないかということで、今、私ども、院長も含めまして、今いろいろ検討を行っているところでございまして、そういう形にするにしても、やはり医者が来なければそういうのもできませんので、そこら辺は熊本大学あたりとも十分相談しながら構築していきたいというふうに思っております。

○小杉直委員 はっきりした話がですたいな、雇用条件をアップせんと来なはらんでし

よう。藤川ドクターがおられる前でちょっと僭越ばってんですね。だけん、やっぱり給与の問題とか、ほかの雇用条件をアップすると、それには当然予算が伴うでしょうばってんが、そういうことをはっきり要求されていくべきじゃなかですか。それでないと、いつまでん医師不足では。ほかの環境をいろいろいじくっても、なかなか厳しかと思うですよ。どうですか、その給料の問題とか、その他の雇用条件問題をもう少しレベルアップするならば、雇用しやすいというような感じはしませんか。

○若本病院事業管理者 今の小杉委員の方から御指摘ありましたように、民間と比べましたら、やはりまだ医者につきましては、給与面では低うございますので、ある程度そこら辺が上がっていけば、一回民間に出られたドクターがまたこっちに帰ってくる環境は整えやすいと思います。ただ、今の病院局の給与につきましては、基本的に県の給与表を準用しておりますので、そこら辺、手当とかいろいろつけられることができればというふうには思っておりますが、それにしても、また条例改正とか絡んできますので、今後本庁の方とも……。

○小杉直委員 藤川先生の前で2度もこの話をすつとは失礼に当たりますけれども。先般熊大をやめて開業した先生が私におっしゃったつが、やっぱりそりゃあ公務員医師は給料が安いと。だから、公務員医師をずっと雇うところと思うならば、開業医と同等に近い給料アップをしなければらんと、とてもそれは無理ですよと言われておりますので、一応参考まで。

○山口ゆたか副委員長 私は、そういった小杉先生の発言されたことも1つ考えるところでございますけれども、その医師体制の全体

として、やはりこの精神科ということで考えると、やはり臨床の経験というのはすごく大事だと思っております。そういった中で、やはり今常勤の医師が若手に集中しているという状況があるんだと思っております。

今のを改善するために中堅的な医師が欲しい、そういった組織というのは、このころの医療センター、どうするかわかりませんが、体制としては、きれいに均衡がとれた組織が構築できることが一番ベターだとも思いますし、そのことを意識されて今回初めて中堅医師という言葉が出てきましたので、その目標が明確になったということは一つのいい材料だなと思っておりますので、厳しいですけれども、鋭意努力いただければと思っております。よろしくお祈いします。

○岩中伸司委員 中堅医師というのは幾らぐらい年収が要るんですか。

○大谷総務経営課長 大体院長が2,000万円なんので、大体1,600万かそこらぐらいが、30代から40代にかけての医師を想定してありますので、そんな数字になるかと思いません。

○岩中伸司委員 今現実この医療センターで扱われている賃金はそれぐらいということで理解していいですか。

○大谷総務経営課長 はい。

○鎌田聡委員 関連での確認ですけれども、ちょっと前に、熊本市民病院が残業代不払いということで労基署から勧告されたのが、その医師の時間外と看護師さんの時間外の算定基礎額に手当を入れとらぬだったということで、2億何ぼか、3年分ぐらい払いなさいって出ているんですけれども、これは問題なかったんですかね。

○大谷総務経営課長 国家公務員の医師の方も基本的にいわゆる調整手当等については残業の算定基礎になっておりません。そういう絡みで、うちの病院自体もそういうことで国に準じて今やっております。ただ、熊本市につきましては、労働基準監督署から是正命令が出た中で是正を尽くされたという状況でございます。私どもも、人事課とも協議しながら、うちの給与体系も県の例によるとなっておりますので、県とともにちょっと内容を検討した上で必要な対応を今後検討していきたいと思っております。

○鎌田聡委員 その市民病院の医師と県の医療センターの医者とどっちかよくわからぬ。公務員法によってたしか勧告されているんでしょう。

○大谷総務経営課長 基本的には熊本市市民病院の医師と同じような条件でうちもやっております、はっきり申しまして。そういう状況で熊本市市民病院と同じ状態ですので、労働基準監督署から是正命令があれば対応せざるを得ない状況にはあるとは考えております。ただ、いろんな省庁の関係もございますので、ちょっとその辺の調整を今やっている最中でございます。

○鎌田聡委員 内容は同じであって、片方は命令を受けて、こっちはオーケーですよとは思わないと思いますので、ぜひその辺は十分に調整して調べた上で対処をしていただきたいと思います。

○大谷総務経営課長 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、済みません、

私、1つ最後に。

少子化対策課にちょっとお伺いしたいと思います。

16ページ、児童手当で、今回、民主党さん、きょう鎌田先生いらっしゃいますが、マニフェストで言ったかどうかあれですけども、全額子ども手当は国庫でやられると言っていて、今回児童手当も含めるということで、それでこの金額が出てきているわけですね、44億。この意見書も、23年度についてはぜひ全額国庫でやってくれということで出すわけですが、ここ2～3日の今国会、きょう多分——きのう衆議院で通って、きょう参議院で審議中だと思うんですが、その中で、今回の支給要件が、例えば外国人の方が日本に来てて、外国に自分の子供がいる場合、そういった外国人の人にも子ども手当を払うことができる。払われるんですね、所定の手続をとればですね。

ただ、逆に、日本人でも、子供は日本にいて、海外に駐在をされている方が、実質的にその人がお金を出している場合にはもらえずに、おじいさん、おばあさんが国に残った子供を養育している場合には、そのおじいさん、おばあさんに出るというような。こういったところが実は今問題になっていて、きょう多分国会でもそういう話になっているんだと思います。

この辺の事務は市町村の事務だとは思いますが、熊本県内で外国人の方にこの児童手当を払っている人数、どのくらいいらっしゃるんですかね。もし海外に親御さんが駐在されてて、日本人でももらうことができない人は何人いるか、その辺の数字わかりますか。

○吉田少子化対策課長 ただいま子ども手当についてのお尋ねでございました。

少しつけ加えて説明させていただきますと、児童手当の仕組みの中で、新たに子ども手当を中学校終了までの児童、月額1万3,000

0円ということですが、実は現在の児童手当の中で支給しますもんですから、今お話しがありました受給者の要件、今児童手当では、22年度以降の子ども手当もそうなんですが、1つには、子供を看護する親等というのは、今お話しありました祖父母も含めて養育者ということで親と申しますが、である場合、そこに支給するという。さらに、その親については住所要件がありまして、日本国内に住んでいることというのがございます。さらに、親につきましては国籍条項というのがありませんので、日本国内に住んでおれば、外国人であっても支給されます。なお、一方で、子供については住所要件というのは特にございません。

そういったことで今議論があるわけですが、実はこの国籍条項につきましては、昭和47年に児童手当法ができたときにはございまして、日本国ということでしたが、その後10年後に難民の地位に関する条約に加入した際に国籍条項が取り払われております。そうしたことで、こうした事例が発生しております。

お話しがありましたように、在日の外国人の労働者が本国にお子さんを残されている場合には支給の対象になりますし、逆に海外で働く日本人については支給の対象になりません。そうしたことで、極端な例として、例えば外国人の牧師が本国に50人養子縁組をした子供を残してきた場合、日本で受給されるかということにつきましては、今の仕組みでは受給されますので、毎月65万円支給することになってまいります。そうしたことでございます。

それで、数字についてのお尋ねにつきましては、県として把握しておりませんでしたので、今週市町村の福祉部局に照会をいたしまして、県内での外国人の受給者の数というのを確認できる範囲で回答してほしいということで調べております。受給者数、市町村で公

務員分を除くということになります。10万9,000人受給者の中で、外国人の受給者の方が394人、約400人おられます。全体の0.4%程度。さらに、その中でお子さんも外国人である場合が215人、さらに、そのお子さんが外国にいる場合、先ほどの牧師さんのケースなんです。それが18人ということですので、あらあらの数字ですが、外国人受給者数は400人ということになります。

しかしながら、22年度からは、新たに支給年齢が中学校まで上がりますし、所得要件の制限が撤廃されますので、この人数よりも見える見込みであります。

以上でございます。

○池田和貴委員長 わかりました。

それで、これを調べたときに、市町村からこういったことに——実際の支払いの手续とか、実際に書類は市町村に出されて、市町村が払うかどうかというのを決定するわけですが、この辺の事務に絡んで市町村から心配とかそういう声は出てなかったですかね。

○吉田少子化対策課長 今回の要件を確認するに当たっては、市町村の方が、その外国人の方から証明書あるいは申立書をいただくようになっております。それは公的機関が発行した証明書あるいは送金記録等ですが、今の児童手当の扱いになりますと、それには日本語の翻訳をつけて出してくれというふうになっておりますので、基本的にはそういった扱いになると思っております。今の国会の議論を踏まえて、国の方からその手続の厳格化ということで通知が出るということも聞いておりますので、今のところ特に事前の御相談の中では市町村から受けておりませんが、また、このあたりにつきましても、混乱しないように、スムーズに6月支給できるような形で支援をしていきたいというふうを考えております。

○池田和貴委員長 わかりました。ありがとうございました。

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。

ここで環境生活部の入室を求めますので、5分間休憩をいたします。

両部に係る議案の採決は、再開後行いたいと思います。

午後4時43分休憩

午後4時49分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまから、委員会に付託されました議案第46号、第49号、第61号、第66号、第75号、第76号、第85号、第86号及び第91号について、一括して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第46号外8件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よって、議案第46号外8件については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第35号について、執行部から状況の説明を願います。

前田障害者支援総室長。

○前田障害者支援総室長 今回の請願者でございます障害者差別禁止条例をつくる会は、主な障害者団体23団体から構成をされております。

請願の内容は、県内における差別の事例

等、また国の動向等を踏まえ、障害者が地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、障害者への差別をなくするための条例の制定を求めるものでございます。

県におきましては、平成20年度と21年度につきまして、県、国、市町村、それから事業者等の97の相談窓口に対しまして、障害を理由とした差別事案の相談等についての調査を実施したところでございます。

差別に該当するか否か非常に判断が難しいというような相談窓口からの意見もございましたが、平成19年度、20年度の実績によりますと、回答がありました81カ所のうちのおよそ3分の1に当たります30カ所の相談事業所の方から差別の事案があると、そういう報告を受けているところでございます。

差別の内容につきましては、福祉、労働、医療、教育、建物、交通、不動産取引情報提供等々と非常に多岐にわたっている状況でございます。

次に、国の動きでございますが、障害者権利条約の批准に向け現在準備が進められているところでございますが、批准の時期については、まだ国の方から何ら示されていない状況でございます。

なお、県におきましては、年度内に障害の当事者及び有識者等から成る障がい者への差別をなくす条例の検討委員会を設置いたしまして、平成22年度末を目途に条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 ただいまの説明につきまして質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第35号についてはいかががいたしま

しょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第35号を採択することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、請第35号は、採択することに決定をいたしました。

次に、請第36号について、執行部から状況の説明を願います。

吉田少子化対策課長。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

請第36号現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める請願につきまして御説明いたします。

国においては、数年来、保育所に入れない、いわゆる待機児童が大量に発生しているということを背景としまして、保育所の最低基準の一部緩和、あるいは民間保育所運営費の一般財源化など、保育制度改革についての議論がなされております。

熊本県保育協会から、こういった改革に反対し、3項目について国への意見書を提出するよう求める請願が提出されております。

要望の1点目でございます。保育所の最低基準を地方に移譲せず、国の責任で抜本的な改善をすることです。

これまでの地方分権の流れの中で最低基準の地方公共団体への移譲が議論されてきました。国では、既に、いわゆる地域主権改革推進一括法案を3月5日閣議決定し、近く国会に提出予定という状況でございます。この法案が成立しますと、都道府県は最低基準等を規定する条例を制定することとなります。ただ、移譲されましても、最低基準の中で、保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内

容、調理室等、根幹の部分につきましては国の基準と同じ内容でなければならないというふうにされておまして、実質的には現在国が定めている基準と同じものを定めることとされております。

要望の2点目、民間保育所運営費の一般財源化は、地域間格差を広げ、保育の均衡を損ない、質の低下を招くおそれがあることから、これに反対することでございます。

現在、民間保育所の運営費につきましては、国が2分の1、県及び市町村がそれぞれ4分の1ずつ負担をしております。ところが、昨年末、子ども手当の財源の議論の中で、国の中では、子ども手当を全額国庫負担にするかわりに、私立保育所の整備、運営費の国庫負担の廃止が提案されました。保育所運営費を一般財源化し、児童手当の廃止で浮く児童手当地方負担分をそれに充当するという案でございました。

この一般財源化につきましては、平成16年度に公立保育所におきまして運営費が一般財源化されて以来、公立保育所の民営化というのが進んでいる状況もございます。民間保育所運営費の一般財源化は、市町村間における保育の不均衡や質の低下にもつながる可能性もあるとの懸念も指摘されておるところでございます。

要望の3点目でございます。直接契約方式の導入に反対することでございます。

規制改革会議等の議論の中で直接契約方式の方向性が出されております。現在は、保育の実施者である市町村が、保護者からの申し込みを受けて、子供が入所する保育所を決定し、市町村が保育料を徴収しております。これに直接契約方式を導入いたしますと、保育所入所に関しまして市町村は直接的に関与しなくなるとともに、保育料を保育所が徴収することとなります。そうなりますと、保育所は、利用者の保育料支払い能力の有無により、入所する子供の選別を行うという可能性

もあるとの懸念も指摘されているところがございます。

なお、この要望項目の2点目、3点目につきましては、今後国において平成22年前半をめどに基本的な方向を固め、23年の通常国会までに所要の法案を提出することというふうな動きになっております。

以上、3つの項目がございますが、いずれも保育制度改革に関する要望でございます。

県といたしましては、国での制度改革の検討に当たっては、子供を中心に置いた視点が不可欠であり、地域間格差や保育の質の低下が波及しない配慮が必要であると認識しております。

以上です。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○早田順一委員 これ、意見書の提出を求める請願ということで、意見書は意見書でまた別につくるわけですか。

○池田和貴委員長 意見書は、この請願が採択された後、一応文案をつくっておりますので、その後、請願が採択されれば御審議いただきたいと思っております。

○早田順一委員 その文章、ちょっと見らんと……。

○鎌田聡委員 方向性と要望事項はわかりますけれども、これから議論で、あくまでこれ、断固反対というのがちょっとここに入っているんで、少しくいった言い回しの意見書になってくると、ちょっとこの請願自体にも賛成できなくなってしまうんで。一般財源化で質の低下を招くおそれはあるかもしれま

せんけれども、だから断固反対だとか、直接契約方式の懸念があつて、それは絶対だめというような意見書なら、ちょっと賛同できないなと思っています。だから、意見書の文案というのはあらかじめ見られんでしょうか。

○早田順一委員 例えば、ここでこれに賛成して、意見書文を見て、意見書に載る載らぬ……。

○池田和貴委員長 要するに、意見書を上げるその請願をどうするかという判断をしていただいた後に、委員会としてその意見書の内容について採択するかどうかを御審議いただければというふうに思っております。

○岩中伸司委員 今説明があつたとおり、子供をやっぱり中心に考えていくということをしちんとやってくれということですから、大枠は私は賛成です。意見書の中でもそのことをきちんとうたうような形であれば問題ないと思いますけれども。

○池田和貴委員長 という御指摘ですが、どういたしますか。

○鎌田聡委員 考え方としては賛成でよかばってんが。

○岩中伸司委員 表現の仕方が、断固反対と。こういうのは、大体こういうところに請願出すときには表現の仕方をちょっと考えなきゃいかぬばってん。

○池田和貴委員長 それはまあ請願者の思いでしょうから、そこはそこでそういうふうを受けとめていただければというふうに思いますが。

それでは、これ、さまざまな意見が出ましたので、挙手で採決したいというふうに思い

ます。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 挙手でいいですか。採択でよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 採択という意見がありますので、今お話を伺いましたので、請第36号を採択することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第36号は、採択することに決定をいたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第36号は、国に対して意見書を提出していただきたいという請願であります。そこで、意見書(案)については作成しておりますので、事務局に配付させます。

担当書記から意見書を配付した後に読み上げてください。

（意見書配付）

○中村書記 担当書記の中村でございます。よろしく願いいたします。

それでは、私の方から意見書(案)について読み上げさせていただきますと思います。

読み上げます。

現行保育制度の維持と子育て支援
施策の拡充を求める意見書(案)

少子化の進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、国の根幹をなす課題として注目されており、保育・子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

このような中、国における保育制度の改革についての議論は、直接契約方式の導入、最低基準の見直しなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、さらには、民間保育所運営費の一般財源化並びに幼保一体化がとりざたされている。

こうした経済効率優先の改革が進めば、

地域の財政状況の格差により、保育の地域格差や保育の質の低下を招くことにつながり、また、家庭の経済の状況により、子どもが必要な保育を受けることができない状態が生じることとなる。

よって、国におかれては、子どもたちの育ちがこの国の未来であることに鑑み、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、国や自治体の責任で、保育・子育て支援策を大幅に拡充するよう、下記事項について強く要望する。

記

1 児童福祉法の理念が崩壊しないように、保育所最低基準は地方へ移譲することなく国の責任で行うとともに、子どもの健やかな育ちを保障するための抜本的な改善をすること。

2 民間保育所運営費の一般財源化は、地域間格差を広げ、子どもの享受する保育の均衡を損ない、質の低下を招く恐れがあり、導入しないこと。

3 幼保一体化については、現行の認定こども園の直接契約が導入されれば、保育所でも保育料の支払い能力を確認し選別するおそれがある。そのため、保育の必要性の高い困窮世帯の子どもが、保育所に入所できなくなるなどの懸念があり、直接契約方式の導入には慎重を期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上であります。

○池田和貴委員長 ただいま読み上げられました意見書(案)について御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、この案で委員会提出議案として本会議に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、この案を本委員会提出議案として本会議に提出することと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他で何かありませんか。

○山口ゆたか副委員長 済みません、審議が長くなりまして。

1つお尋ねしたいんですが、最近、空き地において、自主回収か何かという形で、テレビだとか、冷蔵庫だとか、洗濯機だとか、そういう回収が行われているんですけども。市町村においては、私の住んでいる上天草市なんかでは、3カ月に1回、そういった処分については、シールを購入して張って出すという形で、一定のそういった廃棄については個人負担をいただきながら進めているのが現状だと思っております。

しかしながら、最近では、かなりのテレビがそういう——そこにはテレビが積んであったり、冷蔵庫がいっぱい積んであったりするのですけれども、県としては、そのあたりの状況というか、現状を把握されているのかなというのを1つ聞いてみたいなと思っております。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

山口委員おっしゃるとおりで、最近、家電の無料回収と称して、上り旗などを立てて空き地を借りて回収している事例がございます。

私どもも、先般、これは熊本市を除きまし

て——熊本市は管轄が違いますので除きまして、ほかの市町村の調査をいたしました。

その結果、3月7日現在の数字でございますが、全部で22カ所でやっていた、もしくはやっているというのがわかりまして、稼働中のものが11、ちょうど半分でございます。それにはもう既に閉鎖したものが残りの半分、11ということでございます。大体数週間から数カ月単位で、そこにそういう回収場を設けて集めているようでございます。

主な回収品目は、テレビとか洗濯機、それから、あと、ビデオ、電子レンジ、ミシン、掃除機など、いわゆる家電でございます。

回収したそういったものにつきましては、資源回収業者に売却をされているというふうな流れのようでございます。

廃棄物処理法との関係でちょっと申し上げますと、処理費をとらずに、つまり無償で、ゼロ円で回収することについては違法ではございません。ただ、手数料を取っている場合には、これは無許可営業行為として違法のおそれがございます。

それからもう一つ、今冷蔵庫とおっしゃいましたけれども、冷蔵庫などにフロンが入っておりますが、フロンについてはフロン回収をしなければいけませんので、そういった意味では、きちんと処理費をとらなければいけませんから、私どもとしては、そこについては、保健所を經由して、わかったところについてはきちんと指導をしているところでございます。

その辺が現状だと思います。

それから、市町村の回収の状況については、おっしゃるとおりで、例えば1個当たり粗大ごみ1,000円という格好で回収をなさっているようでございます。ただ、家電リサイクル法というのがございまして、4品目、テレビ、それから冷蔵庫、洗濯機、それからもう一つありますけれども、その4品目につきましては、家電リサイクル法に従ってリサイ

クルをするようにということで指導なさっておるようでございます。ですから、そういうのは市町村では回収しないというところが結構あるようでございます。そういうふうには承知しております。

ですから、住民の方ですけれども、結局4品目出される方は、基本的にはリサイクル料金を払って小売店経由でリサイクルをしておられるというルートが1つ。それから、4品目以外の家電製品については、今おっしゃった粗大ごみみたいな格好で市町村で回収する、もしくは一廃の許可業者が回収する、もしくは、今のゼロ円回収業者を経由して回収されていくというルートが今のところあるということになると思っております。

そういった意味では、確かに、一方で処理費を払い、一方では処理費を払っていないという、そういう条件がございますが、先ほど申し上げたようにゼロ円である限りについては違法ではないので、私どもとしては、廃棄物処理法の適用はないというふうに思っております。

○山口ゆたか副委員長 資源回収された後に適正に処理が行われて処分が進んでいるのかということも1つちょっと疑問として残るし、いろんなほかの問題として、そのまま海外に流出したということもよくよくお聞きするので、行政としては、一定の監視というか、そのあたりは努めなければいけないんじゃないかと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○山本廃棄物対策課長 全くそのとおりでございまして、私どもも非常に関心を持って見ているので、先ほどのような調査もさせていただきました。

家電リサイクル法で排出されたものは、リサイクル券がありますので、それできちんとどうなったとわかりますけれども。この回収

品については、そういったものはありませんので、資源回収業者に行った後必ず廃棄物も出ますので、それが適正に処理されているかどうかについては非常に関心を持って見ているというところでございます。

例えば、そのままの形で海外に出ているのか、資源として出ているのか。海外に出る話につきましては、バーゼル法という、これは国の関係している法律がございまして、そこでチェックが入ると思っております。

そういった中で、今、この関連の不法投棄、つまり不適正処理みたいなのが見つかるかといいますと、今のところ、幸いにといいますか、きちんとされているようございまして、我々は、これに関して不法投棄等については承知を今していないというところでございます。

先ほど申し上げましたように、保健所に対しても、ゼロ円で回収する分はいいけれども、処理費を取っているようなことがあれば、それはもう廃棄物法、処理法に抵触しますし、それから長期にわたって同じところに置かないようにすることとか、それからもう一つは、そこを閉鎖するに当たって、そういったものをそこに置きっ放しにしないような、きちんとするようということで指示も出すし、保健所ではそういったことでもらっているというふうに思っております。

○池田和貴委員長 これ、個人が持っていくんで一般廃棄物に当たるんですか、それとも——一般廃棄物という認識でいいんでしょうか。

○山本廃棄物対策課長 一般廃棄物です。

○池田和貴委員長 ということは、これは市町村がしなきゃいけない事業ということにな

るわけですかね。非常になんか悩ましい案件ですね。わかりました。

○佐藤雅司委員 長くなったついでに1つだけ。その他で済みません。

1週間ぐらい前に地元紙に出たんですが、「医療観光 富裕層」というのが出まして、私も関心持っとるんですが。改めて熊本の医療水準の高さといいますか、ある意味誇りを持ったわけですが。これはもういわゆる医師の先生を初め医療関係者の研修と、あるいは富裕層の皆さん方が、いわゆる日本の医療、特に熊本の、あれは、たしかがんと循環器系、心臓病だったかな、に特化して勉強に来ると。それが観光になっているという話なんですけれども、その辺の情報をちょっと何か知っておられますか。

○池田和貴委員長 御存じですか。

○佐藤雅司委員 そうであれば、これは要望でよかったです。今私も観光物産総室と——これはもう海外関係の外誘協とかいろいろありますけれども。そういったところにしっかり言いまして、推進してもらいたいというふうに言っております。できるだけ、お忙しいでしょうけれども、御協力をお願いしたい。これは、医療に限らず、いろんな分野で腕を持っている我が国、そして熊本県でありますから、これからそちらの面も、まだ医療はあれすると逆に大変になるのかなと。見つけ出して、それから先にいろんなことを考えられるわけなんですけれども。一応国際交流、あるいは観光振興の面からおもしろいかもしれんなと、そういう印象でございます。これは要望でございます。

○池田和貴委員長 ほかにその他でございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情が1件提出されております。お手元に写しを配付しておりますので、後でござんください。

それでは、これもちまして第8回厚生常任委員会を閉会いたします。

なお、最後の委員会でありますので、一言ごあいさつ申し上げます。

この1年間、済みません、初めて私委員長をさせていただきまして、山口副委員長とともにやらせていただきました。本当に委員の皆様方には御協力いただきましてありがとうございました。また、執行部の皆さん方も、今年度は、経済対策あり、それと、水俣病の関係も和解に向けての非常に大詰めの1年ということで非常に大変だったかと思いますが、私たちの質疑に的確に答えていただきましてまことにありがとうございました。

また、こういった形で1年を終ることができて非常にありがたいというふうに思っておりますし、また、これを最後に県庁を勇退される方もいらっしゃるかというふうに思います。社会の方にお戻りになられてからも、県庁マンとして、また熊本県のために御尽力いただきますことをお願い申し上げまして、最後のごあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○山口ゆたか副委員長 先生方には本当にお世話になりました。

私、市議会・町議会を通じ、初めて副委員長という役をさせていただきまして、やはりこの立場は余り自分には似合わぬなと思いつながら勉強させていただきました。

健康福祉部、環境生活部、そして病院局ということで、県民の安心・安全につながる、直結する部局だと思っております。その重要性もわかっておりますし、今後とも県政の健

康、福祉、環境生活について発展を願いながら、私の簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○池田和貴委員長 それでは、本当にお疲れさまでございました。

午後5時17分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長